九州ブロック発注者協議会
（令和元年度　第１回幹事会）

日　時：令和元年６月２８日　13：00～15:00
場　所：福岡第二合同庁舎　　２階共用会議室

会　議　次　第

１　開会挨拶　（※幹事長：九州地方整備局　企画部長）

２　規約改正　（資料１）

３　議　　題

１）公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正について　（資料２）

２）公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施について　（資料３）

〇公共工事の現状と発注者の取組について

〇全国統一指標について

・各機関の取組状況（H31.3末時点）について

・昨年度の取組についての課題について（意見交換）

・令和元年度の目標について

〇発注情報の一元化について

・参画状況について

・未参画の自治体について現状と課題

〇総合評価落札方式の取り組みについて

・取り組み状況について

４　閉会挨拶　（※副幹事長：農林水産省九州農政局　設計課長）

資料１

「九州ブロック発注者協議会」設置規約　改正（案）

改正前	改正後
「九州ブロック発注者協議会」設置規約 （名称） 第１条　本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第２条　協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。 （事務） 第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。	「九州ブロック発注者協議会」設置規約 （名称） 第１条　本会は、九州ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。 （目的） 第２条　協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の連携体制を強化するとともに、建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。 （事務） 第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する連絡調整を行うとともに、公共工事の品質確保のための施策の推進を図るものとする。

一　公共工事の品質確保の促進に関する事項 二　建設生産システムにおける生産性向上に関する事項 三　発注者の支援に関する事項 四　その他、前条の目的を達成するために必要な事項	一　公共工事の品質確保の促進に関する事項 二　建設生産システムにおける生産性向上に関する事項 三　発注者の支援に関する事項 四　その他、前条の目的を達成するために必要な事項
（委員） 第４条　協議会は別紙１に掲げる委員をもって構成する。	（委員） 第４条　協議会は別紙１に掲げる委員をもって構成する。
（会長及び副会長） 第５条　協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。 ２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。 ３　協議会に副会長を２名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。 ４　副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。	（会長及び副会長） 第５条　協議会に会長を置き、国土交通省九州地方整備局長がこれにあたる。 ２　会長は会務を総理し、協議会を代表する。 ３　協議会に副会長を２名置き、農林水産省九州農政局農村振興部長及び福岡県県土整備部長がこれにあたる。 ４　副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。
（会議） 第６条　協議会の会議は、会長が招集する。 ２　委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。 ３　会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。	（会議） 第６条　協議会の会議は、会長が招集する。 ２　委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。 ３　会長は、必要がある時は、別紙１に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会） 第７条　協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。 ２　幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する ３　幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。 ４　幹事会に副幹事長を２名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。	（幹事会） 第７条　協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。 ２　幹事会は、別紙２に掲げる幹事をもって構成する ３　幹事会に幹事長を置き、国土交通省九州地方整備局企画部長がこれにあたる。 ４　幹事会に副幹事長を２名置き、農林水産省九州農政局農村振興部設計課長及び福岡県県土整備部企画課技術調査室長がこれにあたる。
（専門部会） 第８条　地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。 ２　専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。	（専門部会） 第８条　地域の実情を踏まえた各種施策の検討及び推進を図るため、専門部会を置く。 ２　専門部会は、各県・政令市及び九州地方整備局をもって構成するものとするが、必要に応じてその他の機関も参加することができる。
（県部会） 第９条　九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。	（県部会） 第９条　九州各県に協議会等と連携し施策を進める各県部会を置くものとする。なお各県部会の規約等は各県毎に定める。
（庶務） 第 10 条　協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。	（庶務） 第 10 条　協議会の庶務は、九州地方整備局(企画部技術管理課)が関係機関の協力を得て処理する。

（雑則） 第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 （附則） この規約は、平成２８年８月５日から施行する。 平成２９年　６月１３日　一部改正 平成３１年　１月３１日　一部改正	（雑則） 第 11 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 （附則） この規約は、平成２８年８月５日から施行する。 平成２９年　６月１３日　一部改正 平成３１年　１月３１日　一部改正 令和　元年　６月２８日　一部改正

別紙１ 第４条関係（協議会委員） 会長　国土交通省　九州地方整備局長 副会長　農林水産省九州農政局農村振興部長 副会長　福岡県県土整備部長 委員 警察庁九州管区警察局総務監察部長 財務省九州財務局総務部長 財務省福岡財務支局財務主幹 財務省門司税関総務部長 財務省長崎税関総務部長 財務省国税庁福岡国税局総務部次長 財務省国税庁熊本国税局総務部次長 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長 経済産業省九州経済産業局総務企画部長 国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長） 国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長） 国土交通省九州地方整備局建政部長 国土交通省九州地方整備局河川部長 国土交通省九州地方整備局道路部長 国土交通省九州地方整備局港湾空港部長 国土交通省九州地方整備局営繕部長 国土交通省九州運輸局総務部長	別紙１ 第４条関係（協議会委員） 会長　国土交通省　九州地方整備局長 副会長　農林水産省九州農政局農村振興部長 副会長　福岡県県土整備部長 委員 警察庁九州管区警察局総務監察部長 財務省九州財務局総務部長 財務省福岡財務支局財務主幹 財務省門司税関総務部長 財務省長崎税関総務部長 財務省国税庁福岡国税局総務部次長 財務省国税庁熊本国税局総務部次長 農林水産省 林野庁 九州森林管理局 総務企画部長 経済産業省九州経済産業局総務企画部長 国土交通省九州地方整備局副局長（総務部長） 国土交通省九州地方整備局企画部長（幹事長） 国土交通省九州地方整備局建政部長 国土交通省九州地方整備局河川部長 国土交通省九州地方整備局道路部長 国土交通省九州地方整備局港湾空港部長 国土交通省九州地方整備局営繕部長 国土交通省九州運輸局総務部長

国土交通省大阪航空局空港部長	国土交通省大阪航空局空港部長
国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長	国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部経理補給部長
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部総務部長	国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部総務部長
環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官	環境省九州地方環境事務所統括自然保護企画官
防衛省九州防衛局調達部長	防衛省九州防衛局調達部長
福岡高等裁判所事務局長	福岡高等裁判所事務局長
佐賀県県土整備部長	佐賀県県土整備部長
長崎県土木部長	長崎県土木部長
熊本県土木部長	熊本県土木部長
熊本県農林水産部農村振興局長	熊本県農林水産部農村振興局長
大分県土木建築部長	大分県土木建築部長
宮崎県県土整備部長	宮崎県県土整備部長
鹿児島県土木部長	鹿児島県土木部長
北九州市技術監理局長	北九州市技術監理局長
福岡市財政局理事	福岡市財政局理事
熊本市総務局契約監理部長	熊本市総務局契約監理部長
久留米市副市長	久留米市副市長
佐賀市副市長	佐賀市副市長
長崎市理財部長	長崎市理財部長
八代市副市長	八代市副市長
大分市副市長	大分市副市長
宮崎市副市長	宮崎市副市長
薩摩川内市副市長	薩摩川内市副市長
鹿児島市副市長	鹿児島市副市長
西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長	西日本高速道路株式会社九州支社建設・改築事業部長

独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 　九州新幹線建設局計画次長 独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長 独立行政法人水資源機構筑後川局長 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 　九州支部石炭業務部長	独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館副館長 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 　九州新幹線建設局計画次長 独立行政法人都市再生機構九州支社住宅経営部長 独立行政法人水資源機構筑後川局長 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 　九州支部石炭業務部長 地方共同法人日本下水道事業団 　九州総合事務所長 福岡北九州高速道路公社企画部長

別紙２ 第７条関係（幹事会委員） 幹事長　国土交通省九州地方整備局企画部長 副幹事長　農林水産省九州農政局農村振興部設計課長 副幹事長　福岡県県土整備部企画課技術調査室長 幹事 警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長 財務省九州財務局総務部会計課長 財務省福岡財務支局会計課長 財務省門司税関総務部会計課長 財務省長崎税関総務部会計課長 財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官 財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官 農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部経理課長 経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長 国土交通省九州地方整備局地方事業評価管理官 国土交通省九州地方整備局契約管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長 国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官 国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官 国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官 国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官	別紙２ 第７条関係（幹事会委員） 幹事長　国土交通省九州地方整備局企画部長 副幹事長　農林水産省九州農政局農村振興部設計課長 副幹事長　福岡県県土整備部企画課技術調査室長 幹事 警察庁九州管区警察局総務監察部会計課長 財務省九州財務局総務部会計課長 財務省福岡財務支局会計課長 財務省門司税関総務部会計課長 財務省長崎税関総務部会計課長 財務省国税庁福岡国税局総務部営繕監理官 財務省国税庁熊本国税局総務部営繕監理官 農林水産省林野庁九州森林管理局総務企画部経理課長 経済産業省九州経済産業局総務企画部会計課長 （削除） 国土交通省九州地方整備局契約管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術調整管理官 国土交通省九州地方整備局企画部技術開発調整官 国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課長 国土交通省九州地方整備局建政部建設産業調整官 国土交通省九州地方整備局河川部地域河川調整官 国土交通省九州地方整備局道路部地域道路調整官 国土交通省九州地方整備局港湾空港部事業計画官

国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官	国土交通省九州地方整備局営繕部営繕品質管理官
国土交通省九州運輸局総務部会計課長	国土交通省九州運輸局総務部会計課長
	国土交通省大阪航空局技術管理官
国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部 経理補給部経理課長	国土交通省海上保安庁第七管区海上保安本部 経理補給部経理課長
国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部 総務部経理課長	国土交通省海上保安庁第十管区海上保安本部 総務部経理課長
環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長	環境省九州地方環境事務所自然環境整備課長
防衛省九州防衛局調達部調達計画課長	防衛省九州防衛局調達部調達計画課長
福岡高等裁判所事務局会計課長	福岡高等裁判所事務局会計課長
福岡県農林水産部農山漁村振興課長	福岡県農林水産部農山漁村振興課長
福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長	福岡県建築都市部建築都市総務課契約室長
佐賀県県土整備部入札・検査センター長	佐賀県県土整備部入札・検査センター長
佐賀県県土整備部建設・技術課長	佐賀県県土整備部建設・技術課長
長崎県土木部建設企画課企画監	長崎県土木部建設企画課企画監
長崎県農林部農村整備課長	長崎県農林部農村整備課長
熊本県土木部監理課長	熊本県土木部監理課長
熊本県土木部土木技術管理課長	熊本県土木部土木技術管理課長
熊本県農林水産部技術管理課長	熊本県農林水産部技術管理課長
大分県土木建築部公共工事入札管理室長	大分県土木建築部公共工事入札管理室長
大分県土木建築部県設政策課長	大分県土木建築部県設政策課長
大分県農林水産部工事技術管理室長	大分県農林水産部工事技術管理室長
宮崎県県土整備部技術企画課長	宮崎県県土整備部技術企画課長
宮崎県県土整備部管理課長	宮崎県県土整備部管理課長
鹿児島県土木部監理課長	鹿児島県土木部監理課長

鹿児島県農政部総括工事監査監	鹿児島県農政部総括工事監査監
鹿児島県環境林務部総括工事監査監	鹿児島県環境林務部総括工事監査監
北九州市技術監理局技術部技術企画課長	北九州市技術監理局技術部技術企画課長
福岡市財政局技術監理部技術企画課長	福岡市財政局技術監理部技術企画課長
福岡市財政局財政部契約監理課長	福岡市財政局財政部契約監理課長
熊本市総務局契約監理部工事契約課長	熊本市総務局契約監理部工事契約課長
熊本市総務局契約監理部技術管理課長	熊本市総務局契約監理部技術管理課長
久留米市総務部契約監理担当部長	久留米市総務部契約監理担当部長
佐賀市総務部長	佐賀市総務部長
長崎市理財部契約検査課長	長崎市理財部契約検査課長
八代市財務部長	八代市財務部長
大分市総務部長	大分市総務部長
宮崎市総務部長	宮崎市総務部長
薩摩川内市総務部長	薩摩川内市総務部長
鹿児島市 企画財政局 財政部長	鹿児島市 企画財政局 財政部長
西日本高速道路株式会社九州支社	西日本高速道路株式会社九州支社
建設・改築事業部建設課長	建設・改築事業部建設課長
独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長	独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
九州新幹線建設局技術管理課長	九州新幹線建設局技術管理課長
独立行政法人都市再生機構九州支社	独立行政法人都市再生機構九州支社
住宅経営部工務・検査課長	住宅経営部工務・検査課長
独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長	独立行政法人水資源機構筑後川局施設管理課長
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構九州支部
石炭業務部管理第１課長	石炭業務部管理第１課長

	地方共同法人日本下水道事業団 九州総合事務所プロジェクトマネジメント室長 福岡北九州高速道路公社企画部技術管理課長
（オブザーバー） 内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長 沖縄県土木建築部技術・建設業課長	（オブザーバー） 内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課長 沖縄県土木建築部技術・建設業課長

資料２－１

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律　説明資料

国土交通省

公共工事の品質確保の促進に関する法律
これまでの経緯

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）　Ｈ１７制定時の概要

（公布　平成17年3月31日）
（施行　平成17年4月 1日）

【背景】
・一般競争入札の拡大　　・ダンピングの増加
・不良・不適格業者の参入　・発注者の能力差

→ 品質低下の懸念

【目的】公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与（第１条）

１．公共工事の品質確保に関する基本理念および発注者の責務

公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない(第３条第２項)

発注者は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施する責務(第６条)

２．『価格と品質で総合的に優れた調達』

・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査（第１１条）
・技術提案を求める入札（第１２条）
・技術提案についての改善を求めることが可能（第１３条）
・高度な技術等の提案の審査の結果を踏まえた予定価格作成が可能（第１４条）

３．発注者をサポートする仕組み

発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難な場合、外部の者の能力を活用するよう努める（第１５条）

政府の策定する「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講ずる努力義務（第９条）

品確法と建設業法・入契法（担い手3法）H26改正時の概要

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法※1」を中心に、密接に関連する「入契法※2」、「建設業法」も一体として改正。（全会一致で可決・成立。H26.6.4公布）　※1：公共工事の品質確保の促進に関する法律、※2：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

品確法の改正（H26.6.4施行）

①目的と基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピング防止 等

基本理念を実現するため

②発注者責務の明確化：予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な設計変更等
③多様な入札契約制度の導入・活用：事業の特性等に応じて選択、行き過ぎた価格競争を是正

基本方針（H26.9.30閣議決定）

○公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
○国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

発注関係事務の運用に関する指針（H27.1.30関係省庁申合せ）

○発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

入契法の改正（H26.9.20一部施行、H27.4.1全面施行）

■ダンピング対策の強化（入札金額内訳書の提出）
■公共工事の適正な施工（施工体制台帳の作成・提出範囲の拡大）

適正化指針（H26.9.30閣議決定）

○低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底、歩切りが品確法に違反すること、社会保険等未加入業者の排除等について明記

○発注者は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務

【要請通知 H26.10.22】

建設業法の改正（H27.4.1施行）

（担い手育成・確保の責務はH26.6.4から、解体工事業はH28.6.1から施行）

■建設工事の担い手の育成・確保（建設業者団体や国土交通大臣の責務）
■適正な施工体制確保の徹底（解体工事業の新設、暴力団排除の徹底）

建設業法施行令の一部改正（H26.9.19公布、H27.4.1施行）

○技術検定の不正受検者に対する措置の強化　等

建設業法施行規則の一部改正（H26.10.31公布、H27.4.1施行）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）　H26改正時の概要

＜背景＞　〇ダンピング受注、行き過ぎた価格競争　〇現場の担い手不足、若年入職者減少
〇発注者のマンパワー不足　〇地域の維持管理体制への懸念　〇受発注者の負担増大

＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

〇目的に、以下を追加
- 現在及び将来の公共工事の品質確保
- 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

〇基本理念として、以下を追加
- 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ダンピング受注の防止
- 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保　等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

〇担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、
市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定
〇不調、不落の場合等における見積り徴収
〇低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
〇計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更　〇発注者間の連携の推進

効果
- **最新単価や実態を反映した予定価格**
- **歩切りの根絶**
- **ダンピング受注の防止**　**等**

等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

〇技術提案交渉方式　→民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
〇段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う）　→受発注者の事務負担軽減
〇地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注
〇若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成（平成27年）**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１号の規定**に違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休２日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

公共工事の品質確保の促進に関する法律
令和元年度　改正内容

品確法と建設業法・入契法（担い手３法）　Ｒ１改正時の概要

平成26年に、公共工事品確法と建設業法･入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手３法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、５年間の成果をさらに充実する新・担い手３法改正を実施

担い手３法施行(H26)後５年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正　～公共工事の発注者･受注者の基本的な責務～

○発注者の責務
・適正な工期設定　（休日、準備期間等を考慮）
・施工時期の平準化　（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
・適切な設計変更
（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務
・適正な請負代金･工期での下請契約締結

○発注者･受注者の責務
・情報通信技術の活用等による生産性向上

○発注者の責務
・緊急性に応じた随意契約･指名競争入札等の適切な選択
・災害協定の締結、発注者間の連携
・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査･設計の品質確保
・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者･受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

○工期の適正化
・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化＜入契法＞

○現場の処遇改善
・社会保険の加入を許可要件化
・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化
・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加
・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保
・経営管理責任者に関する規制を合理化
・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正　～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

●公共工事の品質確保の促進に関する法律　Ｒ１改正時の概要　（令和元年６月７日成立　６月１４日施行）

背景・必要性

１．災害への対応

○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

２．働き方改革関連法の成立

○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

３．生産性向上の必要性

○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

４．調査・設計の重要性

○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要（改正のポイント）

Ⅰ．災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】
災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】
①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

Ⅱ．働き方改革への対応

【基本理念】
適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】
適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】
①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
②公共工事の施工時期の平準化に向けた、
債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

Ⅲ．生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】
情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

Ⅳ．調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について**広く本法律の対象**として位置付け

Ⅴ．その他

(1)発注者の体制整備
① 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備**【発注者の責務】**
② 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2)工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用**【基本理念】**
(3)公共工事の目的物の適切な維持管理
【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

改正のポイントⅠ　災害時の緊急対応の充実強化

国土交通省

■背景

全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

■改正品確法　本文（抜粋）

＜基本理念＞　第３条　第７項

公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保されるとともに、**災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備**されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

＜発注者の責務＞

第７条　第１項

三　災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、**災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約**を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等**緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。**

第７条　第４項

発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法第二十七条の三十七(※1)に規定する**建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努める**とともに、**他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。**

※1：建設業に関する調査、研究、講習、指導、広報その他の建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする事業を行う社団又は財団で国土交通省令で定めるもの（以下「建設業者団体」という。）は、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

改正のポイントII　働き方改革への対応

国土交通省

■背景

「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

■改正品確法　本文（抜粋）

＜基本理念＞　第３条　第８項

　公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、**公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされる**ことにより、確保されなければならない。

＜発注者等の責務＞　第７条　第１項

五　地域における**公共工事等の実施の時期の平準化を図るため**、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての**繰越明許費**（財政法第十四条の三第二項(※1)に規定する繰越明許費又は地方自治法第二百十三条第二項(※2)に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条(※3)に規定する**国庫債務負担行為**若しくは地方自治法第二百十四条(※4)に規定する**債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定**、他の発注者との連携による**中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表**その他の必要な措置を講ずること。

六　公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、**公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間**、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定すること。**

＜受注者等の責務＞第８条　第２項

　公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した**適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。**

※1：歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。　２　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。
※2：歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。
　２　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。
※3：法律に基くもの又は歳出予算の金額（第四十三条の三に規定する承認があつた金額を含む。）若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならない。
　２　前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、国は毎会計年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことができる。　3，4（略）　５　第一項又は第二項の規定により国が債務を負担する行為は、これを国庫債務負担行為という。
※4：歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない.

改正のポイントⅢ　生産性向上への取組

国土交通省

■背景

建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

■改正品確法　本文（抜粋）

＜基本理念＞　第３条　第１１項
　公共工事の品質確保に当たっては、**調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等**を通じて、その**生産性の向上が図られるよう**に配慮されなければならない。

＜発注者等の責務＞　第７条　第１項
八　公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、**情報通信技術の活用を図る**とともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

＜受注者等の責務＞　第８条　第３項
　受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、**情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上**並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

改正のポイントⅣ　調査・設計の品質確保

国土交通省

■背景

公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

■改正品確法　本文（抜粋）

＜定義＞　第２条　第２項

この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する**測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）**をいう。

＜基本理念＞　第３条　第１項

公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに**公共工事等**（**公共工事及び公共工事に関する調査等**をいう。以下同じ。）の**発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより**、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

＜調査・設計業務に関する受発注者の責務＞

〈発注者等の責務〉

・適正な予定価格の設定（第７条第１項第１号）
・ダンピング受注の防止（第７条第１項第４号）
・適正な履行期間の設定（第７条第１項第６号）
・災害時の緊急対応の推進（第７条第１項第３号）
・履行期限の平準化（第７条第１項第５号）

〈受注者等の責務〉

・適正な請負代金・履行期での下請契約の締結（第８条第２項）
・生産性向上（第８条第３項）　等

改正のポイントⅤ　その他

国土交通省

■発注体制の整備

＜発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等＞
第２１条　第４項
　国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進**、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し**助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進**、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用

＜基本理念＞
第３条　第５項
　公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の**工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保**されなければならない。

■公共工事の目的物の適切な維持管理

＜発注者等の責務＞
第７条　第５項
　国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、**当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。**

品確法運用指針に関する相談窓口

国土交通省

、「品確法運用指針に関する相談窓口」を地域発注者協議会の事務局である地方整備局企画部等に加えて、国土交通省の直轄事務所等（窓口：副所長等）にも設置しております。

　運用指針の内容に関する問合せや発注関係事務の運用に関する相談がございましたら、お問い合わせください。

窓口は下記のページに掲載されています。

国土交通省　大臣官房技術調査課

http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishinsoudan.html

資料２－２

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律　説明資料
参考資料

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業を取り巻く現状

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

○　建設投資額はピーク時の1992年度：約84兆円から2010年度：約43兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、2018年度は約53兆円となる見通し（ピーク時から約37%減）。
○　建設業者数（2018年度末）は約47万業者で、ピーク時（1999年度末）から約22%減。
○　建設業就業者数（2018年平均）は503万人で、ピーク時（1997年平均）から約27%減。

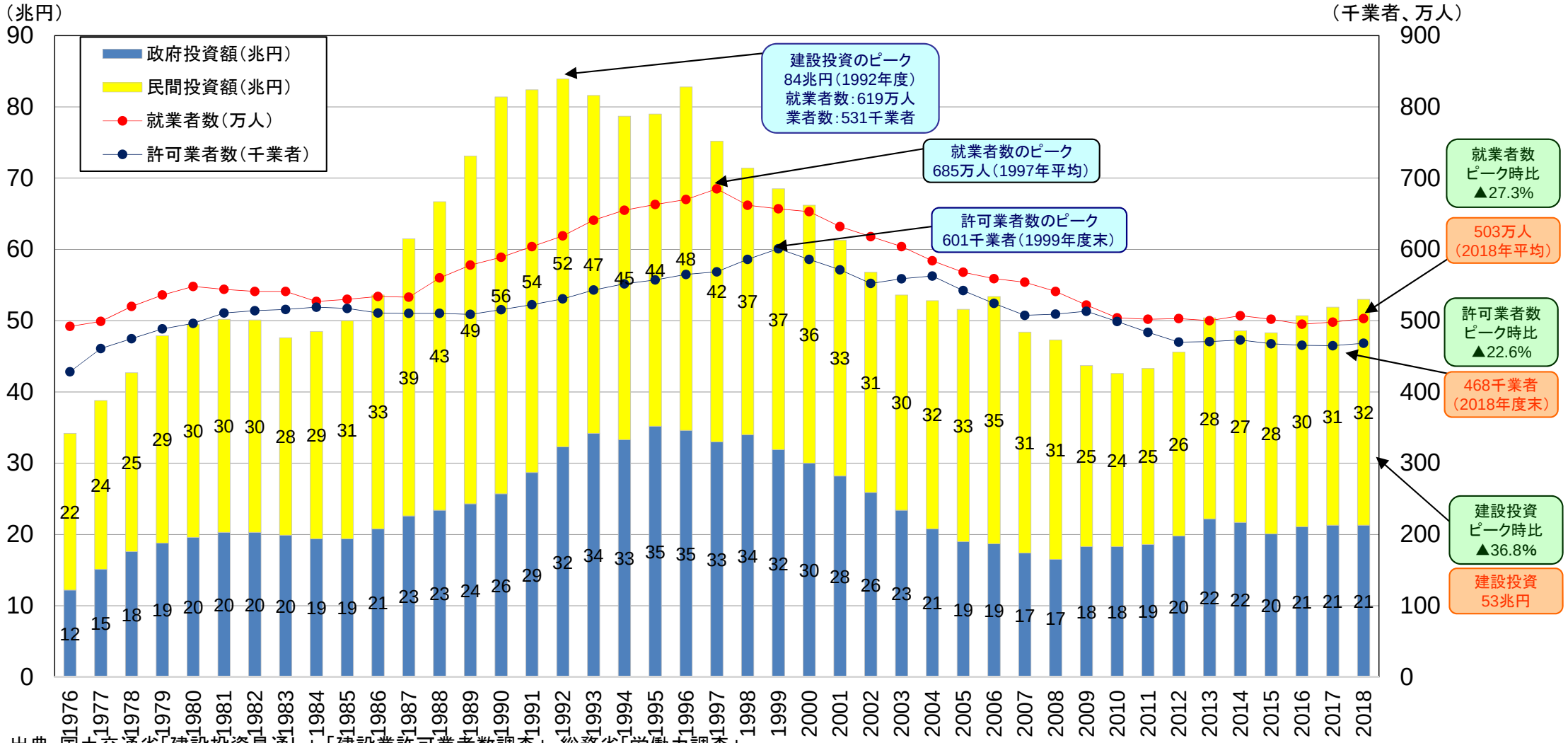

出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
注1　投資額については2015年度まで実績、2016年度・2017年度は見込み、2018年度は見通し
注2　許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
注3　就業者数は年平均。2011年は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の現状

国土交通省

技能者等の推移

○建設業就業者：　685万人（H9）　→　498万人（H22）　→　503万人（H30）
○技術者　　：　 41万人（H9）　→　 31万人（H22）　→　 33万人（H30）
○技能者　　：　455万人（H9）　→　331万人（H22）　→　328万人（H30）

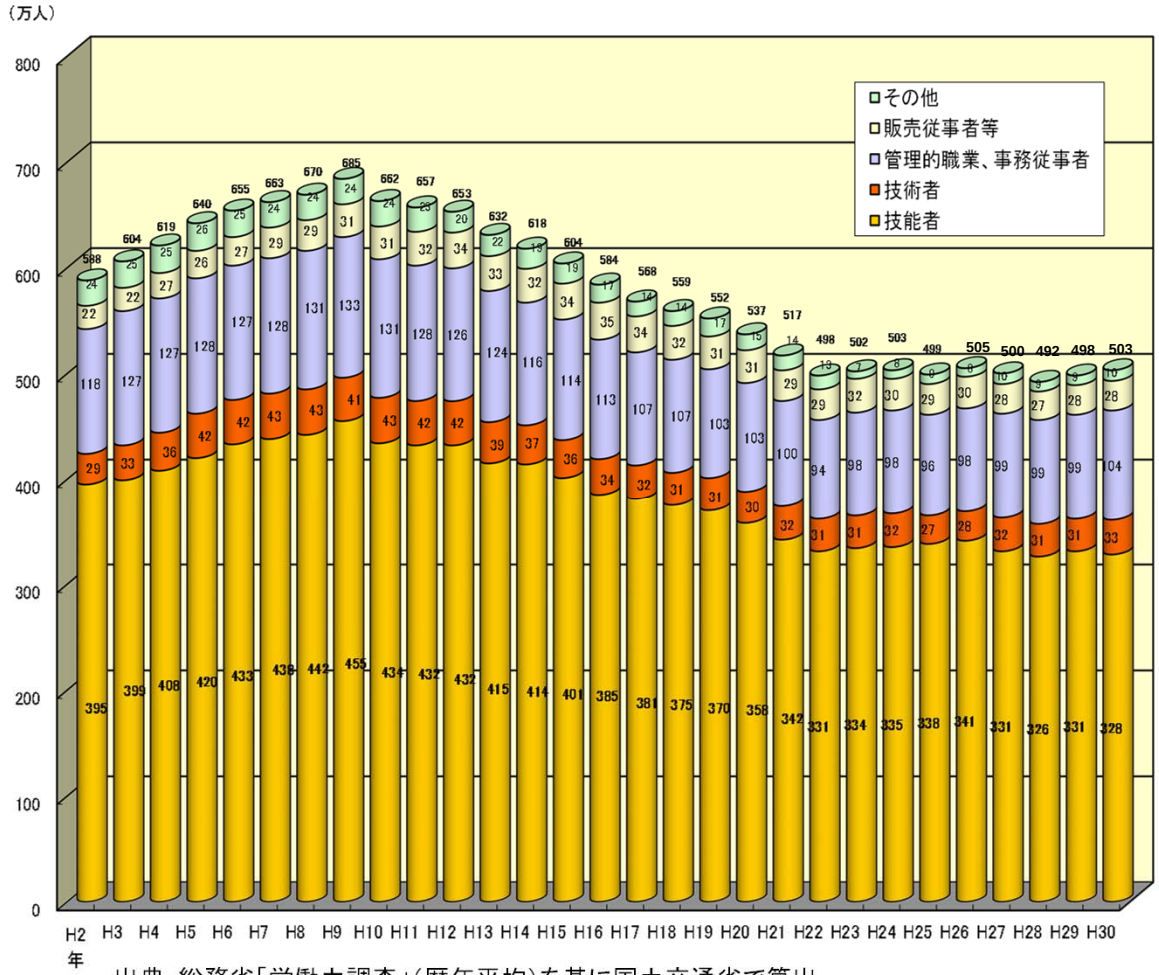

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

建設業就業者の高齢化の進行

○　建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。

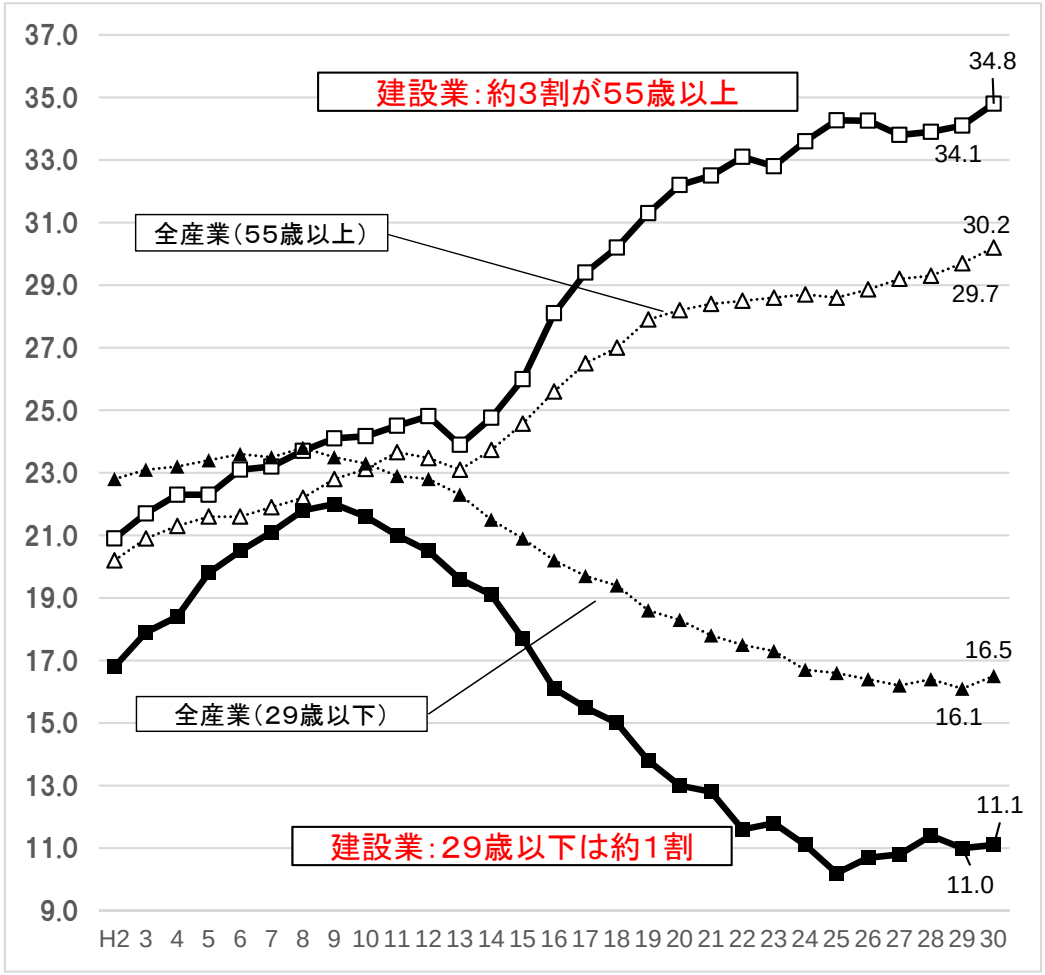

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○　年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）であり、大幅な改善は見られない。

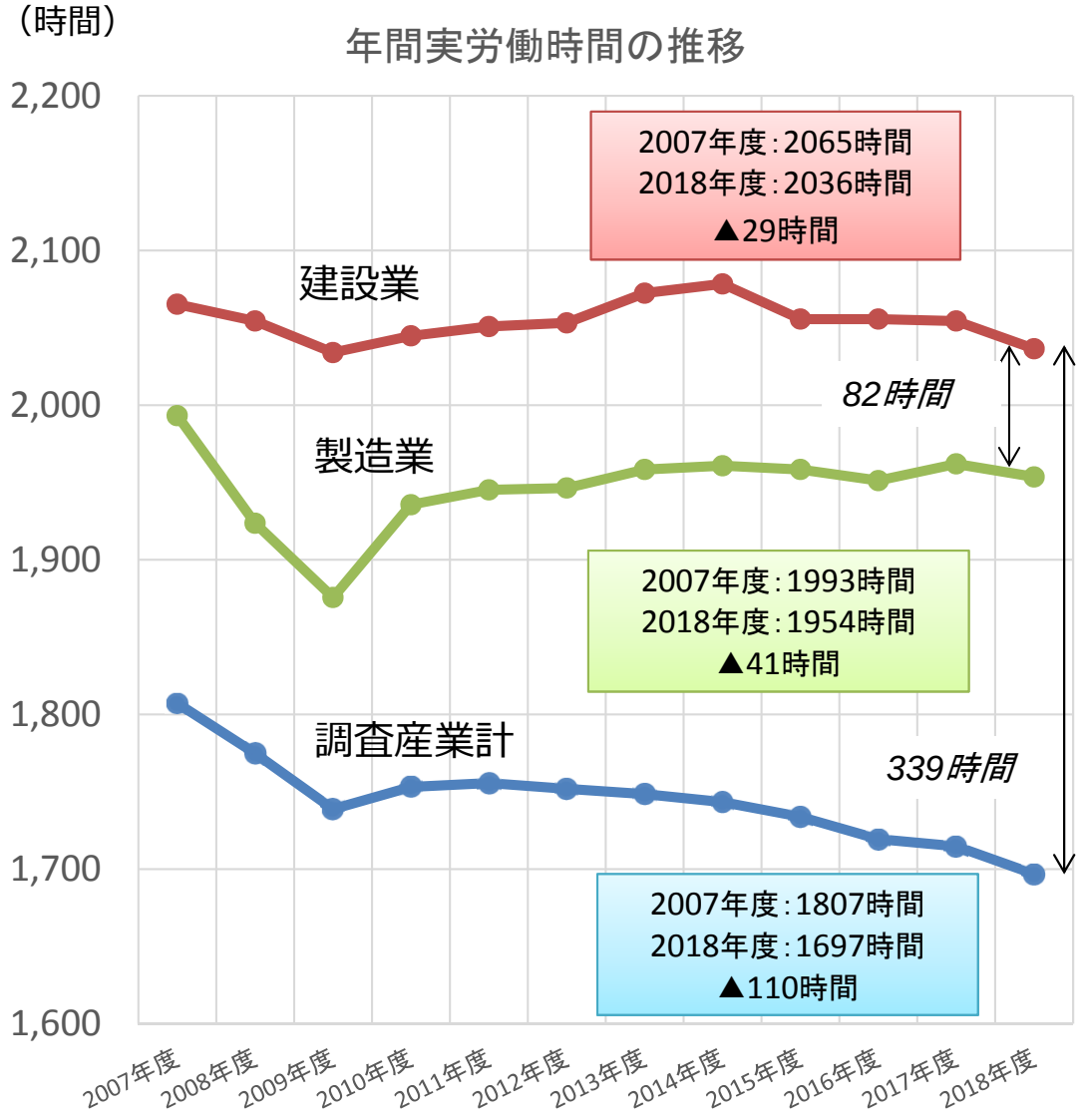

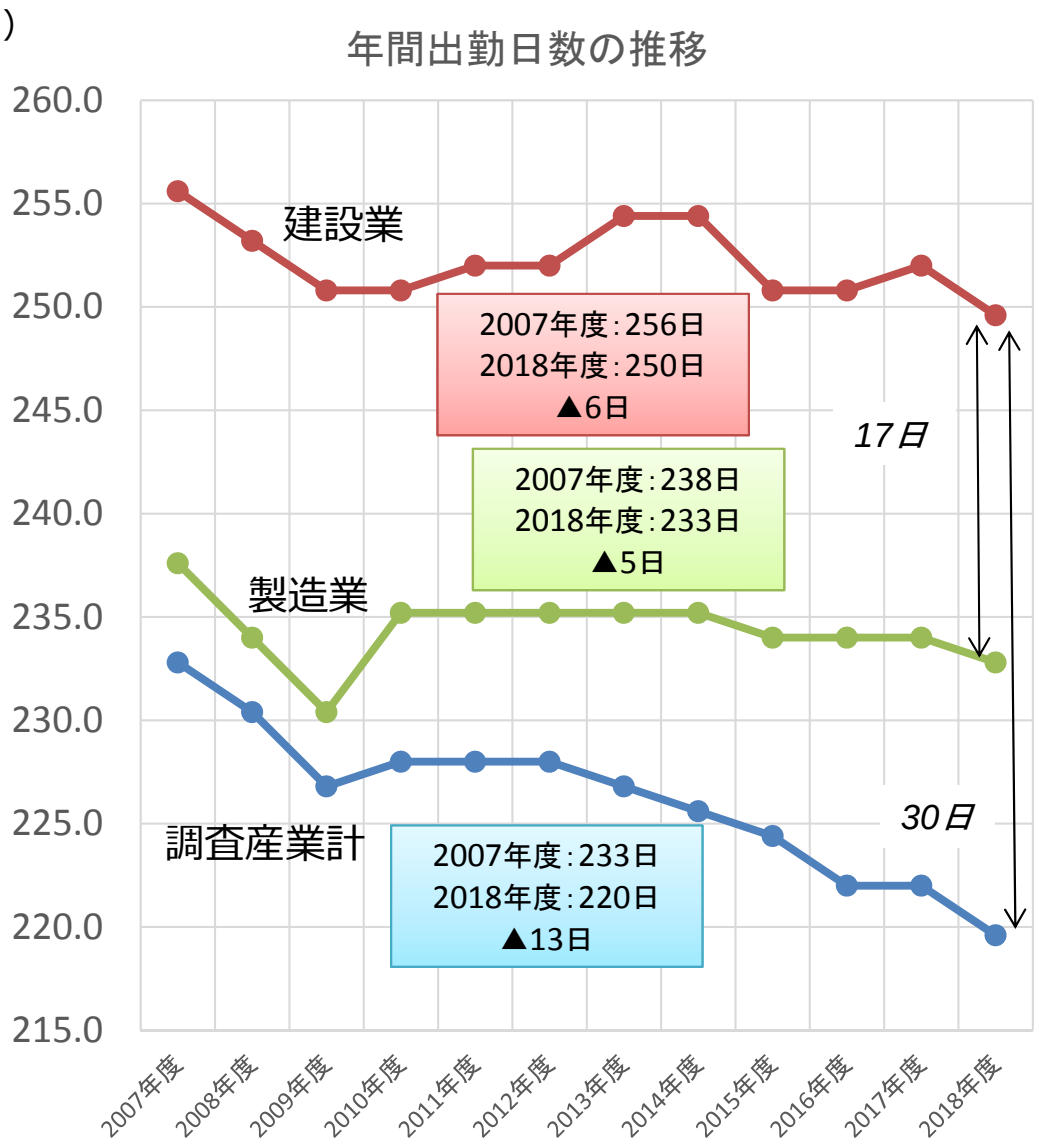

※　厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

年齢階層別の賃金水準

国土交通省

○製造業の賃金のピークは50～54歳であることに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

（単位：千円）　　（2018年）

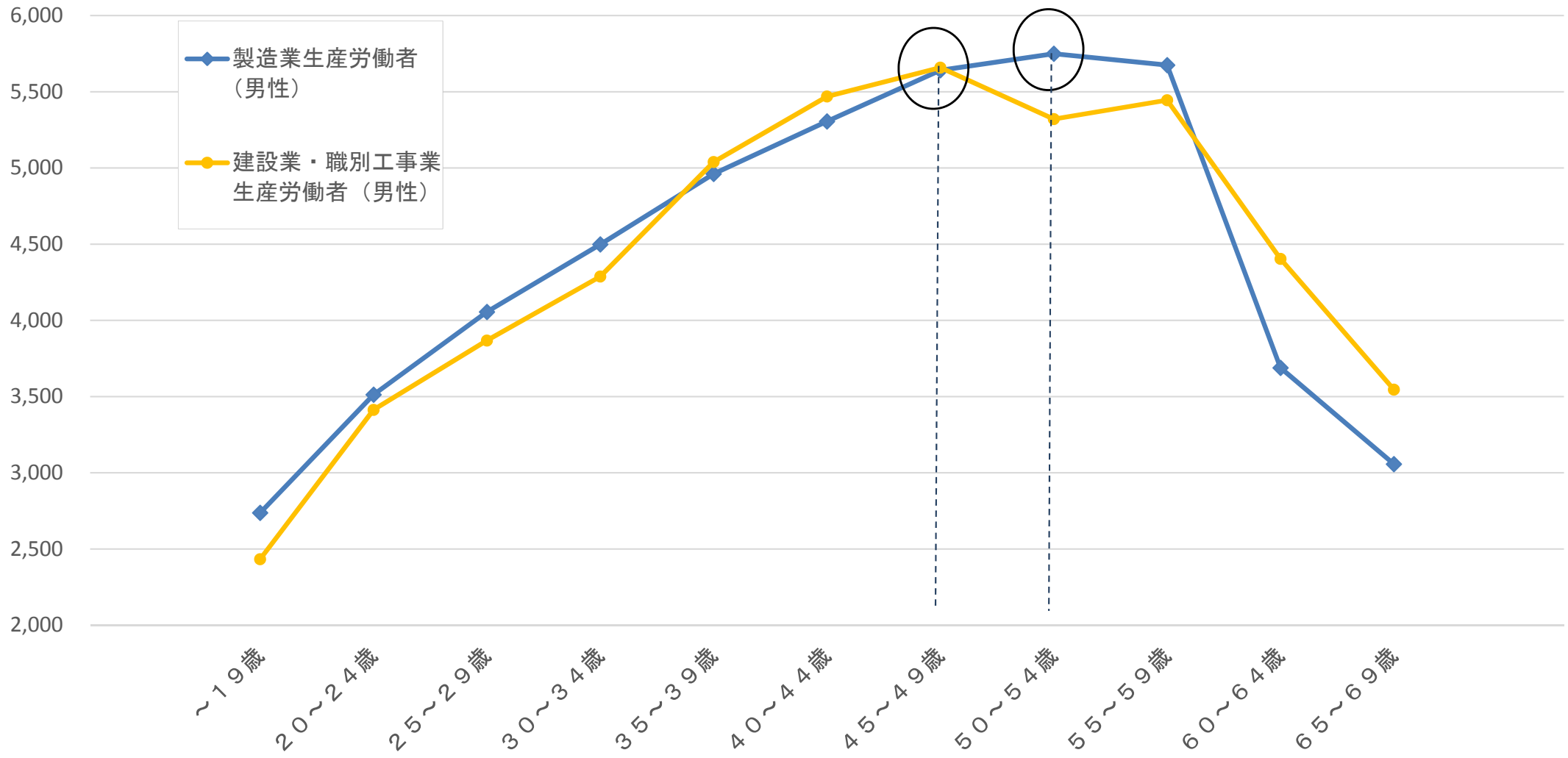

出典：平成30年賃金構造基本統計調査

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

国土交通省

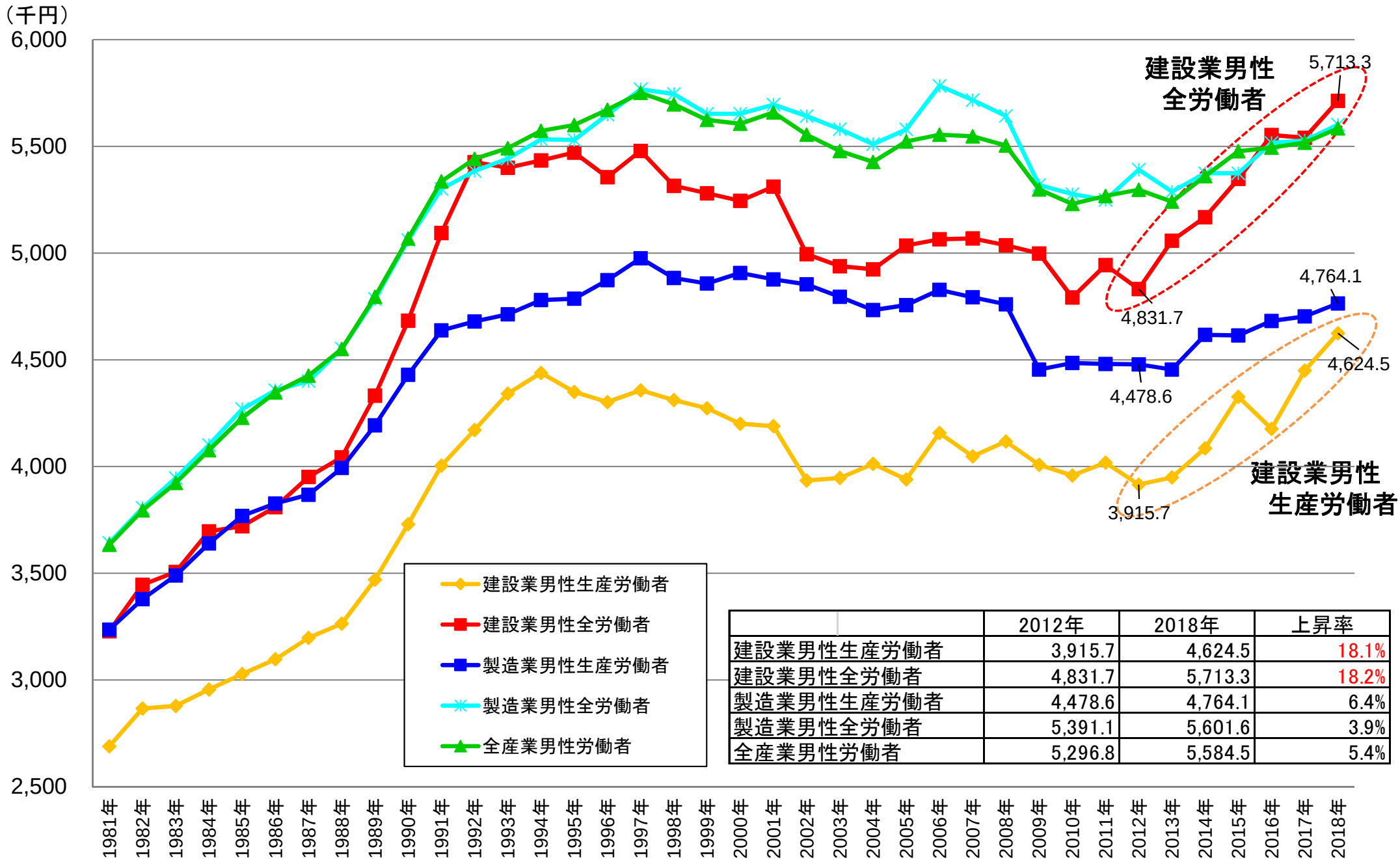

	2012年	2018年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7	4,624.5	18.1%
建設業男性全労働者	4,831.7	5,713.3	18.2%
製造業男性生産労働者	4,478.6	4,764.1	6.4%
製造業男性全労働者	5,391.1	5,601.6	3.9%
全産業男性労働者	5,296.8	5,584.5	5.4%

（資料）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）
※ 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

建設業働き方改革加速化プログラム（平成30年3月20日策定・公表）

○　日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね１０年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
○　建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手３法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
○　政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017＋10」のとりまとめや６年連続での設計労務単価引上げを実施。
○　これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成３０年度以降、下記３分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
○　中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（５年）を待たず、長時間労働是正、週休２日の確保を図る。特に週休２日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休２日制の導入を後押しする

・公共工事における週休２日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
・週休２日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
・週休２日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

・昨年８月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね５年で全ての建設技能者（約３３０万人）の加入を推進する
・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休２日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

改正労働基準法における建設業の時間外労働規制

○ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行

○ 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後に罰則付きの時間外労働規制の適用

改正労働基準法（平成31年4月1日施行）

	現行規制	改正労働基準法（平成30年6月29日成立）
原則	≪労働基準法で法定≫ （１） １日８時間・１週間４０時間 （２） ３６協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能 （３）災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法３３条）	≪同左≫ 罰則：雇用主に 6か月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金
３６協定の限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ （１）・原則、月４５時間 かつ 年３６０時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし（年６か月まで）（特別条項） （２）・建設の事業は、（１）の適用を除外	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1)・原則、月45時間 かつ 年360時間 ・・・第36条第4項 ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間（月平均60時間） ・・・第36条第5項 ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a.2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む） ・・・第36条第6項第3号 b.単月100時間未満（休日労働を含む） ・・・第36条第6項第2号 c.原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限 ・・・第36条第5項 (2)建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・・・第139条第2項（第36条第3項、第4項、第5項、第6項第2号、第3号は適用しない） ・施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ・・・第139条第1項 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない

低入札価格調査基準の改定（工事）

国土交通省

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第８５条に規定
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施
  履行可能性が認められない場合には、落札者としない。

低入札価格調査基準の見直しについて

○平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
○あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

現行

【範囲】
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

H31.4.1～

【範囲】
予定価格の
7.5/10～9.2/10

【計算式】
・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

低入札価格調査基準の改定（業務）

国土交通省

低入札価格調査基準の見直しについて

○ 平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
○ 平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

測量

現行		H31.4.1 ～	
設定範囲：60% ～ 80%		設定範囲：60% ～ **82%**	
・直接測量費	×1.00	・直接測量費	×1.00
・測量調査費	×1.00	・測量調査費	×1.00
・諸経費	×0.48	・諸経費	×0.48

地質

設定範囲：2/3 ～ 85%		設定範囲：2/3 ～ 85%	
・直接調査費	×1.00	・直接調査費	×1.00
・間接調査費	×0.90	・間接調査費	×0.90
・解析等調査業務費	×0.80	・解析等調査業務費	×0.80
・諸経費	×0.45	・諸経費	**×0.48**

公共工事の品質確保の促進に関する法律
令和元年度改正事項に関する現状の取組

１．災害時の緊急対応の充実強化

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインを活用した迅速な復旧活動の実施

国土交通省

○迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成（平成29年7月）。地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容を周知。
○平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件（H30.9末時点）の工事で随意契約を活用。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

■構成

1．入札契約方式選定の基本的考え方
2．地方公共団体との連携等
3．大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格業者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合	通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	

平成30年7月豪雨での随意契約の状況

		工事	業務
全国		約２３０件	約１２０件
	うち岡山県、広島県、愛媛県	約１４０件	約 ３０ 件

H30.11.30現在

2. 働き方改革への対応

施工時期等の平準化

国土交通省

〇適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
〇これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
〇引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債(注1)及びゼロ国債(注2)）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債＋当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度：約3,200億円　（平成30年度：約3,100億円）

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定（業務についても平成31年度から新たに設定）
※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円（業務含む）

新規契約件数と稼働件数の推移

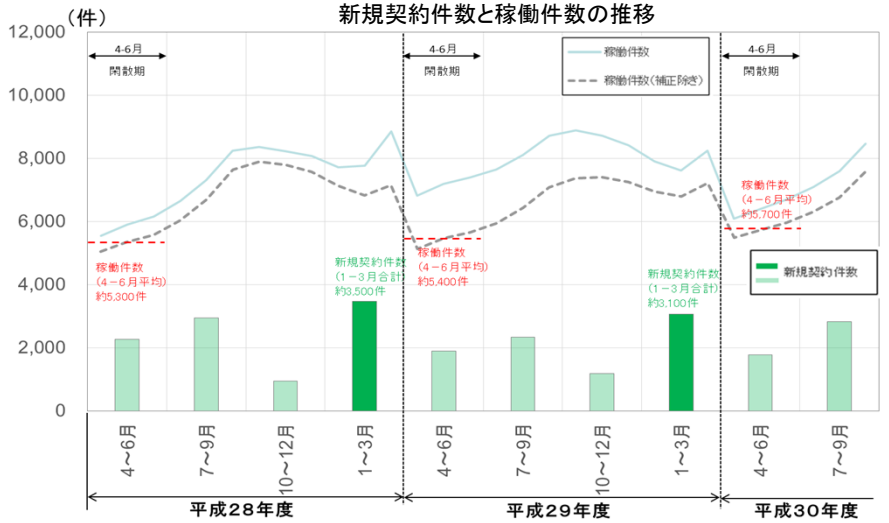

※国土交通省直轄工事を対象（港湾・空港除く）
※新規契約件数については、補正予算分も含む

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：平成29年3月時点：約500団体（約25%）→平成31年3月時点：1783団体（約89%）
国、特殊法人等：198/209、都道府県：47/47、政令指定都市：20/20、市町村：1518/1722（平成31年3月時点）

［各地区のページ］
【東北地方発注者協議会】
平成25年11月1日現在
※○○地区の発注見通し
○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。
※ 平成25年11月1日以降に公告（指名）する見込みの工事を記載してます。
※ 予定価格が250万円以上の土木、建築の工事を記載しています。
※ 下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。
発注機関名　：○○市、○○村
※ ここに記載する内容は、平成25年11月1日 現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
また、主要建設資材需要見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、公表後変更することがあり
※ 公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願いします。
□各発注機関の見通し公表ページはこちら（詳細については、こちらをご覧下さい。）
東北地方整備局 東北農政局 東北防衛局 仙台高等裁判所
東北財務局 仙台国税局 東北運輸局
東北地方 環境事務所 東日本高速道路㈱ 東北支社
○○県
○○市 ○○町 ○○村
■土木
■建築

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

注1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。

注2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

発注見通しの統合・公表のページ（イメージ）

発注見通しの統合・公表

国土交通省

○全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体率は、平成29年度末から、平成31年3月時点で35ポイント上昇
⇒平成31年度についても更なる拡大を実施。特に、国、特殊法人全団体の参加を目指す。

発注見通しの統合・公表への参加率の推移

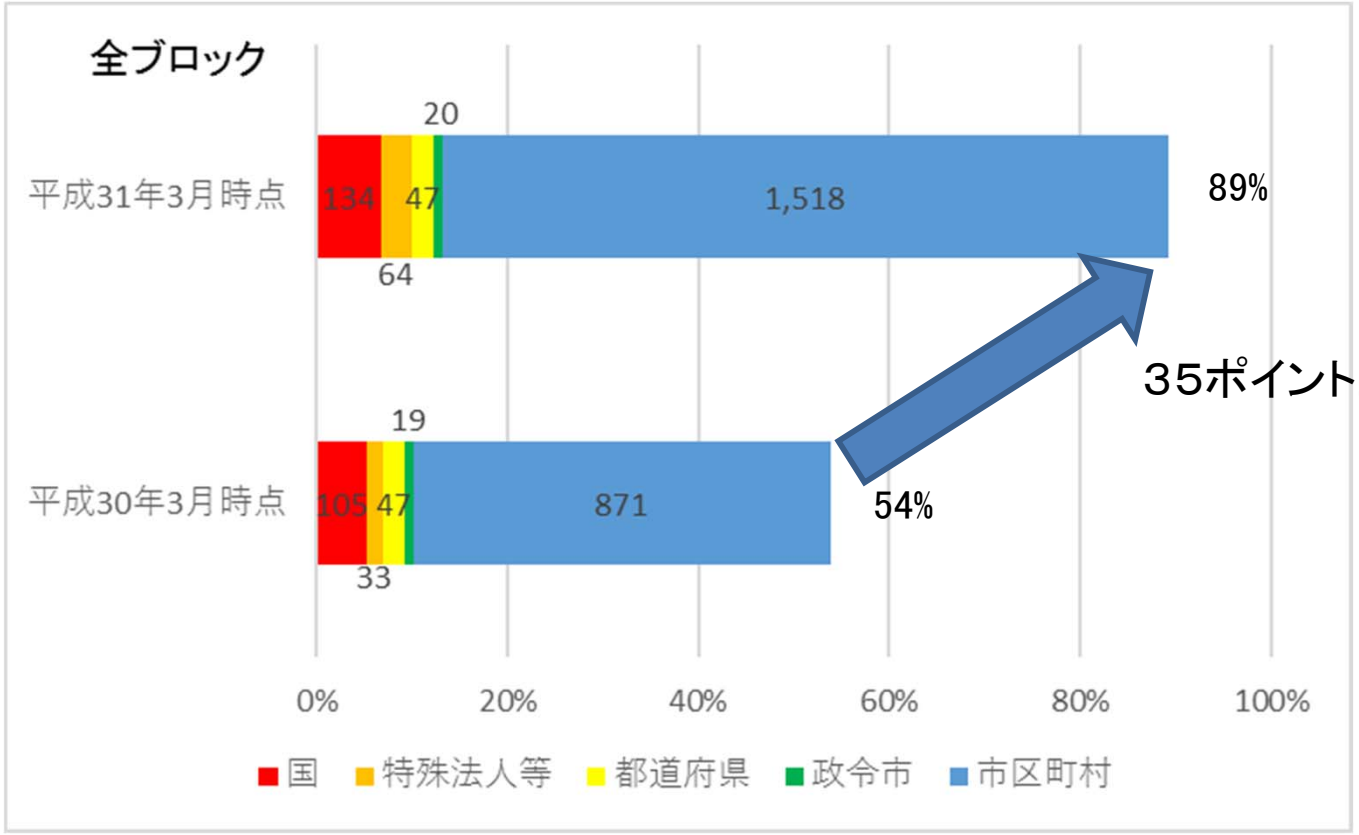

全ブロック	国	特殊法人等	都道府県	政令市	市区町村
平成31年3月時点	134/137	64/72	47/47	20/20	1518/1722
平成30年3月時点	105/133	33/73	47/47	19/20	871/1722

平準化率の定義

$$平準化率＝\frac{(4～6月期の平均稼働件数(金額))}{(年度の平均稼働件数(金額))}$$

「一般財団法人 日本建設情報総合センター　コリンズ・テクリスセンター」登録データを活用

対　　象：契約金額500万円以上の工事

稼働件数：当該月に工期が含まれるもの

稼働金額：最終契約金額（工期中のものは当初契約金額）を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

平準化率イメージ（概念）

工事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○○維持工事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○○建設工事			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○○工事		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働件数（月あたり）	1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
稼働件数（年平均）	2.75											
稼働件数（4～6月平均）	2											
平準化率	0.73											

各月の工事稼働件数の合計

各月稼働件数の年度平均

4～6月稼働件数の平均

4～6月期の平均稼働件数（2件）
年度の平均稼働件数（2.75件）

地方公共団体における平準化の取組

国土交通省

取組状況（地方公共団体における平準化に向けた取組の促進）

H27 .2　総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
（※以降、■H28. 2 、 ■H28.10、 ■ H29.2、 ■ H30.2、 ■ H30.11、 ■ H31.2に要請。
※H29.2以降は、地方公共団体の契約担当課だけではなく、新たに財政担当課に対しても平準化について要請。）

H28 . 2　総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知

H28. 4　都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
（※H29.3に市区町村の事例を収集し、第２版を公表
※H30.5に市区町村の事例を拡充し、第３版を公表）

H31. 2　総務省と連名で、地方公共団体に対して、速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について通知

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】

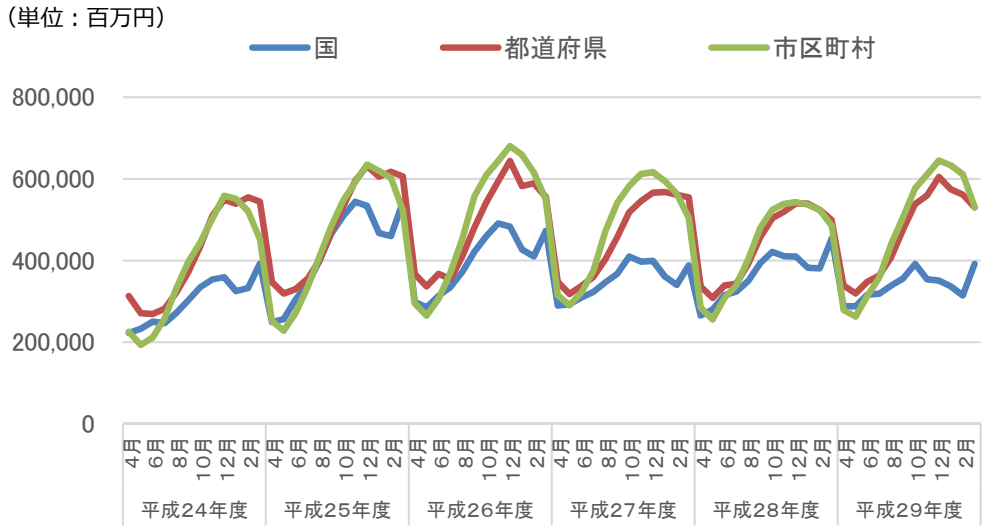

出典：建設総合統計　出来高ベース（全国）

債務負担行為の活用状況（交付金事業/H28.2、H31.2比較）

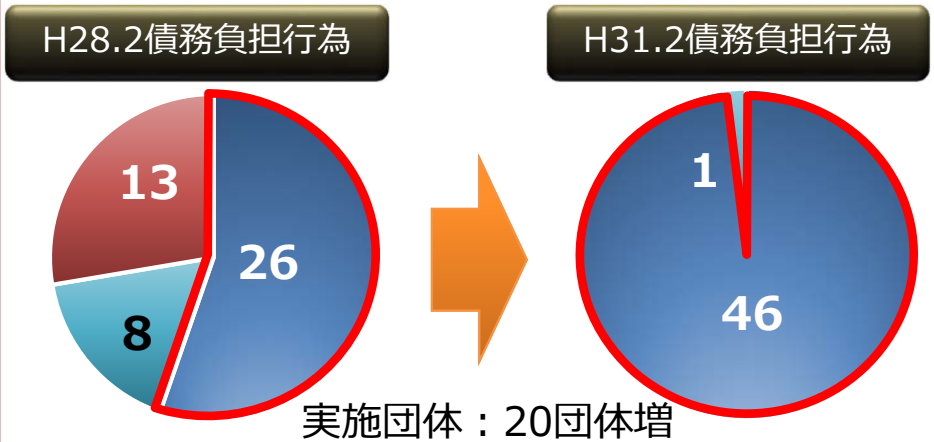

実施団体：20団体増

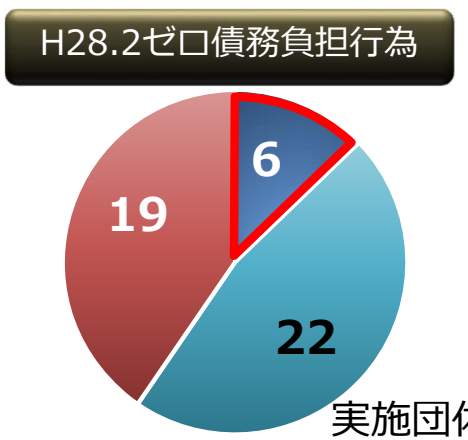

実施団体：33団体増

■本年度実施し、翌年度も実施予定　■本年度は実施していないが、翌年度から実施予定または実施する方向で検討　■実施していない

地方公共団体における平準化の取組事例集（さ・し・す・せ・そ）

国土交通省

○　平成28年4月に公表した都道府県の平準化の先進的な取組の事例集については、更なる充実化を図るため、新たに市区町村の取組事例を加え、平成30年5月に第3版作成。

■地方公共団体における平準化の取組事例について～平準化の先進事例「さしすせそ」～

①（さ）債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が１２ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用する。

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用する。

②（し）柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手方式等を積極的に活用する。

※　余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③（す）速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始する。

④（せ）積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤（そ）早期執行のための目標設定（執行率等の設定、発注見通しの公表）

年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期（特に４～６月）における工事の執行率（契約率）の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施する。

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の改訂

（平成30年7月2日　建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議　申合せ）

国土交通省

1．ガイドラインの趣旨等

○ 働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、５年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用。

○ 本ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を、指針として策定したもの。

ガイドラインの内容

2．時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

（１）請負契約の締結に係る基本原則

○ 受発注者は、法令を遵守し、双方対等な立場で、請負契約を締結。

（２）受注者の役割

○ 受注者は、建設工事従事者の長時間労働を前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期で請負契約を締結。

（３）発注者の役割

○ 発注者は、施工条件の明確化等を図り、適正な工期で請負契約を締結。

（４）施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

○　受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、役割分担を明確化。

3．時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

（１）適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
- 建設工事従事者の休日（週休２日等）
- 労務・資機材調達やBIM/CIM活用等の準備期間、現場の後片付け期間
- 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数　　等

○ 業種に応じた民間工事の特性等を理解のうえ協議し、適正な工期を設定。

○ 週休２日等を考慮した工期を設定した場合、必要な労務費や共通仮設費等を請負代金へ適切に反映。特に公共工事は、週休２日工事の件数拡大。

○ 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のﾀﾞﾝﾋﾟﾝｸﾞ」を行わない。

○ 予定工期内での完了が困難な場合は、受発注者協議の上、適切に工期を変更。補助金工事では、迅速な交付決定と併せ、繰越制度等を適切に活用。

○ 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

（２）必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

○ 社会保険の法定福利費などの必要経費を、見積書や請負代金内訳書に明示。

○ 公共工事設計労務単価の動きや生産性向上の努力等を勘案した適切な積算・見積りに基づき、適正な請負代金による請負契約を締結。

（３）生産性向上

○ 受発注者の連携により、建設生産ﾌﾟﾛｾｽ全体における生産性を向上。
- ３次元モデルにより設計情報等を蓄積・活用するBIM/CIMの積極活用
- プロジェクトの初期段階から受発注者間で設計・施工等の集中検討を行うフロントローディングの積極活用　　等

（４）下請契約における取組

○ 下請契約においても、適正な工期および請負代金により契約を締結。

○ 週休２日の確保に際して、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意し、労務費等の見直し効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準を確保。

○ 一人親方についても、長時間労働の是正や週休２日の確保等を図る。

（５）適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

○ 工事の特性等を踏まえ、外部機関（ｺﾝｽﾄﾗｸｼｮﾝ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ企業等）を活用。

4．その他（今後の取組）

○　建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

週休２日に取り組む際の必要経費の計上

国土交通省

【機密性2】

週休２日対象工事の拡大

○平成30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上
○平成30年度は週休２日対象工事の適用拡大

週休２日工事の実施状況（直轄）

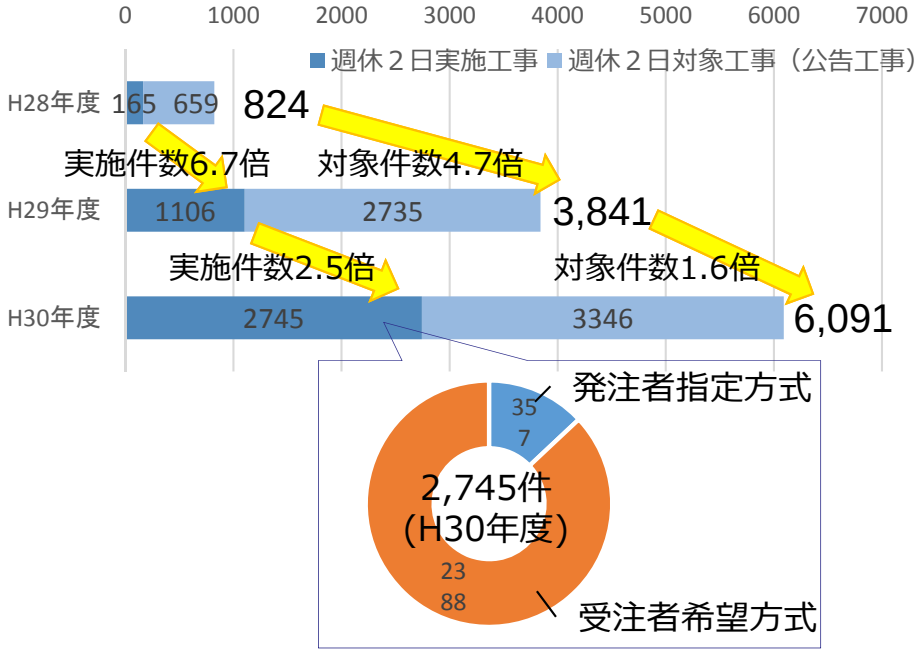

週休２日工事の実施状況（都道府県・政令市）

■**H29年度：実施済３９団体**
■**H30年度：実施済５６団体**
・発注者指定　：実施済２７団体
・労務費等補正：実施済４８団体
・工事成績評定：実施済４９団体

週休２日の取得に要する費用の計上（試行）

■**週休２日対象工事の拡大**
災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、週休２日対象工事の適用を拡大

（H31年3月時点）

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,091(2,745)
実施率	20.0%	28.7%	45.1%

■**週休２日の実施に伴う必要経費を計上**
Ｈ３０年度より労務費、機械経費（賃料）を新たに補正対象とし、共通仮設費、現場管理費と合わせて、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上する試行を実施

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

■**工事成績評定による加点**
４週８休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

3. 生産性向上への取組

i-Construction ～建設業の生産性向上～

国土交通省

○平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された。
○この目標に向け、3年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を3次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入。
○これらの取組によって従来の3Kのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新3K（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善。

【生産性向上イメージ】

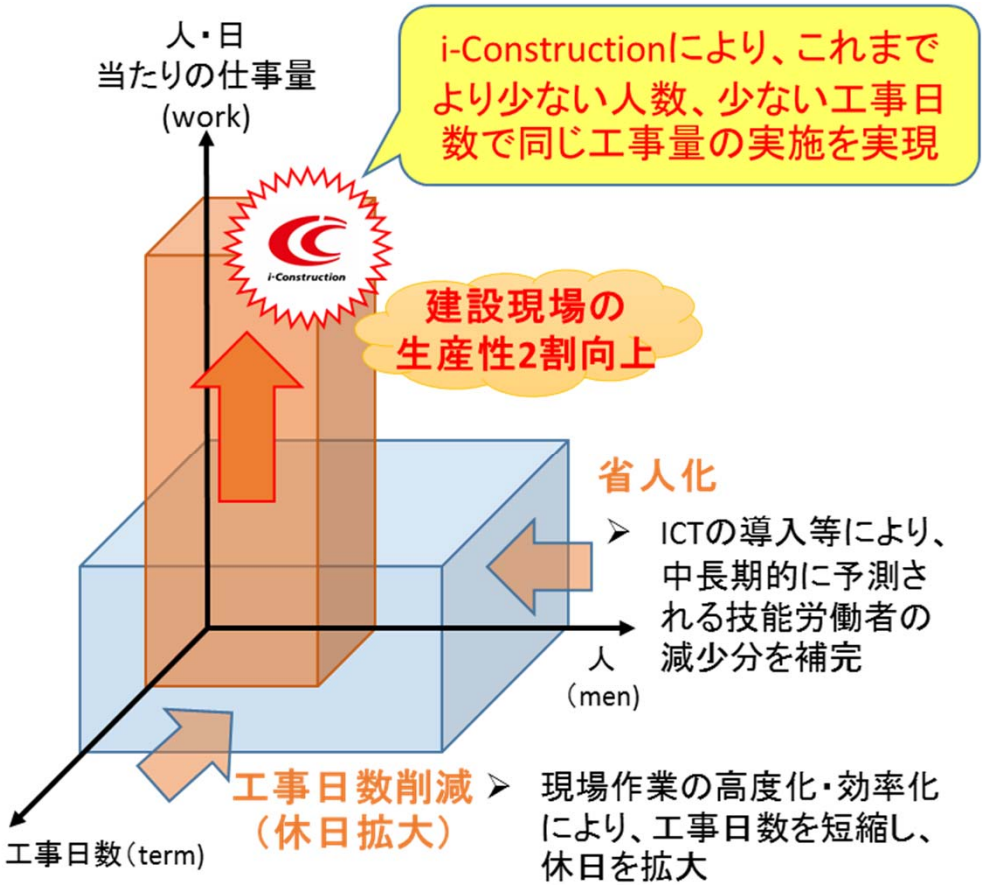

平成28年9月12日未来投資会議の様子

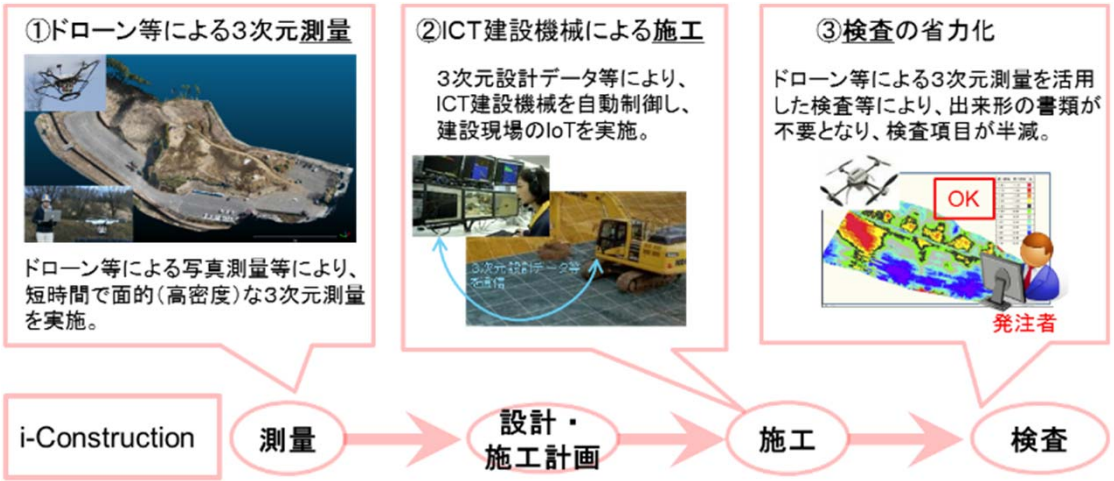

ICTの土工への活用イメージ（ICT土工）

i-Construction トップランナー施策（H28～）

国土交通省

ICTの全面的な活用（ICT施工）

○調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。

○3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。

○国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。

○全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》

ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》

３次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》

３次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）

○設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。

○H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。

○部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

コンクリート工の生産性向上のための3要素

現場打ちの効率化　（例）鉄筋のプレハブ化、埋設型枠の活用

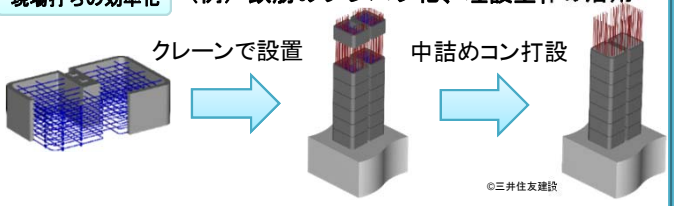

プレキャストの進化　（例）定型部材を組み合わせた施工

施工時期の平準化等

○ 公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。

○ 適正な工期を確保するための２か年国債を設定。Ｈ２９当初予算においてゼロ国債を初めて設定。

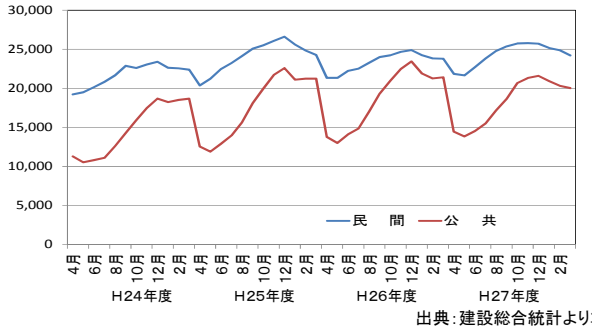

出典：建設総合統計より算出

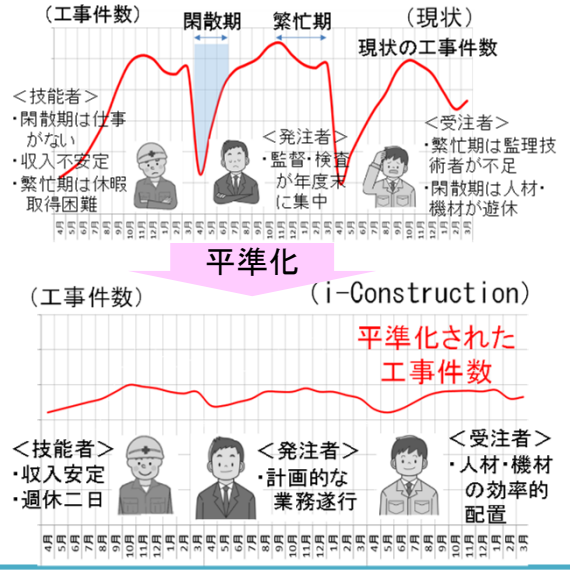

ICT活用状況と効果　～土工・舗装・浚渫～

国土交通省

○ＩＣＴ土工の実施にあたり、ＩＣＴ用の基準類を整備するとともに、発注時の総合評価や完成時の工事成績における加点評価等によりＩＣＴ施工を促進
○平成30年度においては、ICT土工については対象工事として発注した工事のうち、約５割の570件の工事でICT土工を実施し、平成29年度の活用工事では、約3割の施工時間の短縮効果を確認
○ICTに関する研修やベストプラクティスの共有等により知見の蓄積や人材育成、モチベーションの向上等を促進

■ICT施工の実施状況

(H30年11月時点)※浚渫工は港湾含む

工種	H28年度		H29年度		H30年度	
	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施	公告件数	ICT実施
土工	1,625	584	1,952	815	1,279	617
舗装工	―	―	197	79	175	57
浚渫工	―	―	28	24	66	54

※都道府県等では、H28年度は約80件、H29年度は約300件で実施
H30年度は約１，７００件を公告予定

■i-Constructionに関する研修

(H30年11月時点)

	H28年度	H29年度	H30年度
施工業者向け	281	356	200
発注者向け	363	373	220
合計※	644	729	420

※施工業者向けと発注者向けの重複箇所あり

■ICT施工の効果（H29）

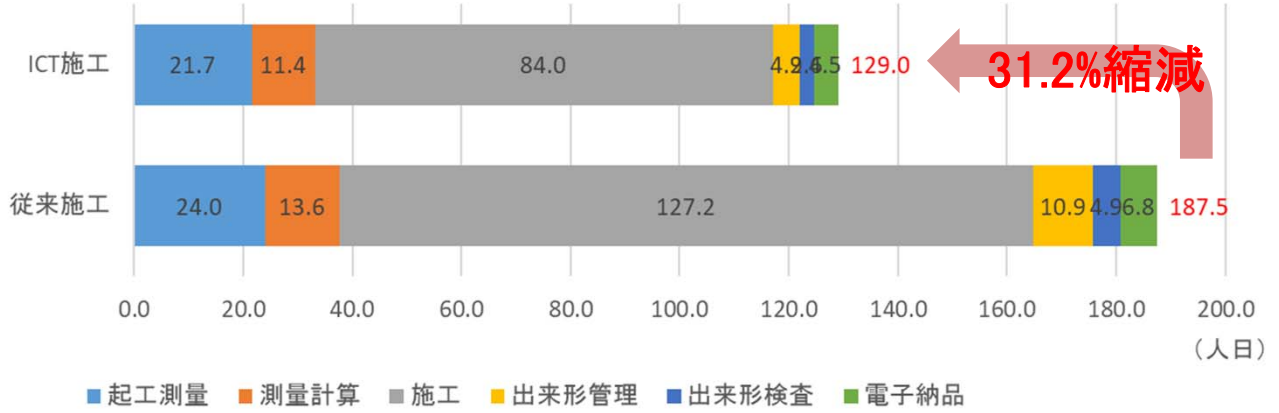

ICT活用工事受注者に対する活用効果調査（H29、N=274）より

■ベストプラクティスの共有等

・i-Construction大賞(大臣表彰制度)の拡充

第２回表彰式(H31.1.21)開催

Society5.0におけるi-Constructionの「貫徹」

国土交通省

○Society5.0においてi-Constructionを「深化」させ、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す
○平成30年度は、ICT施工の工種拡大、現場作業の効率化、施工時期の平準化に加えて、測量から設計、施工、維持管理に至る建設プロセス全体を3次元データで繋ぎ、新技術、新工法、新材料の導入、利活用を加速化するとともに、国際標準化の動きと連携

i-Construction

測量

ドローン(レーザースキャナ)や準天頂衛星システム(みちびき)を活用し、効率化、高密度化した面的な3次元測量

準天頂衛星（みちびき）

ドローン GPS

測量

機器活用による測量

設計

2次元図面による設計

3Dデータ VR

設計

3次元モデルによる可視化と手戻り防止、4D(時間)、5D(コスト)による施工計画の効率化

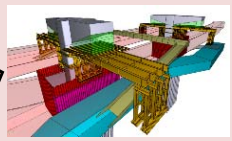

維持管理

ロボットやセンサーによる管理状況のデジタルデータ化、3次元点検データによる可視化

ロボット AI

維持管理

人手が必須な点検作業

施工

労働力を主体とした施工

自動化 ビックデータ

施工

ICT施工の工種拡大、3次元データに基づく施工、デジタルデータ活用による新技術の導入拡大等

建設生産プロセス全体を3次元データで繋ぐ

国際標準化の動きと連携

社会への実装

〔 ロボット、AI技術の開発 〕

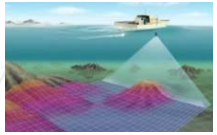

〔 自動運転に活用できるデジタル基盤地図の作成 〕

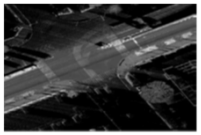

〔 バーチャルシティによる空間利活用 〕

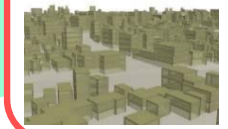

生産性革命のエンジン、BIM/CIM

国土交通省

○**BIM/CIM（Building/Construction Information Modeling Management）**とは、計画・調査・設計段階から**３次元モデルを導入**し、その後の施工、維持管理の各段階においても、**情報を充実させながらこれを活用**し、あわせて事業全体にわたる関係者間で情報を共有することにより、一連の建設生産システムにおける**受発注者双方の業務効率化・高度化を図る**もの

3次元モデルの連携・段階的構築

調査・測量・設計

【作成・追加するデータ】
・地形データ（3次元）
・詳細設計（属性含む）
（施工段階で作成する方が効率的なデータは概略とする）

→ 3次元モデル（設計レベル）

【得られる効果】
・干渉チェック、設計ミスの削減
・構造計算、解析
・概算コスト比較
・構造物イメージの明確化
・数量の自動算出

（発注者）
【得られる効果】
・発注業務の効率化（自動積算）
・違算の防止
・工事数量算出（ロット割）の効率化

施工（着手前）

【作成・追加するデータ】
・起工測量結果
・細部の設計
（配筋の詳細図、現地取り付け等）

→ 3次元モデル（施工レベル）

【得られる効果】
・干渉チェック、手戻りの削減
・情報化施工の推進

施工中

【追加するデータ】
・時間軸（4D）

【得られる効果】
・現場管理の効率化
・施工計画の最適化
・安全の向上
・設計変更の効率化

（発注者）
【得られる効果】
・設計変更の効率化
・監督・検査の効率化

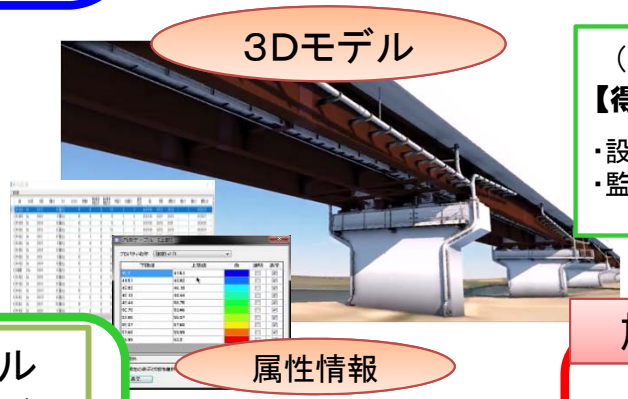

施工（完成時）

【作成・追加するデータ】
・施工情報（位置、規格、出来形・品質、数量）
・維持管理用機器の設定

→ 3次元モデル（施工完了レベル）

【得られる効果】
・完成データの精緻化・高度化

（発注者）
【得られる効果】
・適正な施設更新
・3D管理モデルの活用

維持・管理

【作成・追加するデータ】
・点検・補修履歴
・現地センサー（ICタグ等）との連動

→ 3次元モデル（管理レベル）

【得られる効果】
・施設管理の効率化・高度化
・リアルタイム変状監視

i-Constructionの「貫徹」の取組

国土交通省

H30までの取り組み

➢ ICTの活用拡大 ※H28トップランナー施策

✓ H28より土工、H29より舗装工・浚渫工・i-Bridge(試行)、H30より維持管理分野・建築分野（官庁営繕）・河川浚渫等へ導入
✓ 自治体をフィールドとしたモデル事業の実施　等

➢ 全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）

✓「機械式鉄筋定着工法」等の要素技術のガイドライン、埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン、コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン等の策定

➢ 施工時期等の平準化

✓ 平準化のための2カ年国債及びゼロ国債について、H29:約2900億円、H30:約3100億円、H31:約3200億円
✓ 地域単位での発注見通しの統合・公表　等

➢ 3次元データの収集・利活用

✓ 3次元データ利活用方針の策定（H29.11）
✓ ダム、橋梁等の大規模構造物設計へ3次元設計の適用を拡大

➢ 産学官民の連携強化

✓ i-Construction推進コンソーシアム設立（H30.1）、本省にてニーズ・シーズのマッチングを実施し、取組を地方整備局に拡大
✓ 建設現場のデータのリアルタイムな取得・活用などを実施するモデルプロジェクトを開始（H30.10～）

➢ 普及・促進施策の充実

✓ 各整備局等に地方公共団体に対する相談窓口を設置
✓ i-Construction大賞（大臣表彰制度）を創設(H29.12)
✓ i-Constructionロゴマークを作成(H30.6)

R1「貫徹」の年の新たな取り組み

ICTの活用拡大

・ 工事の大部分でICT施工を実施するため、地盤改良工、付帯構造物工など3工種を追加し、20を超える基準類を整備
・ 上記基準を適用する「ICT-Full活用工事」を実施

i-Constructionモデル事務所等を決定

・i-Constructionモデル事務所
➔事業全体でBIM/CIMを活用しつつ、ICT等の新技術の導入を加速化させる「3次元情報活用モデル事業」を実施
・i-Constructionサポート事務所
➔「ICT-Full活用工事」を実施するとともに、地方公共団体や地域企業の取組をサポート

中小企業への支援

・ 小規模土工の積算基準を改善

公共事業のイノベーションの促進

・ 新技術導入促進調査経費を拡大し、測量に係るオープン・イノベーションを実施
・ 革新的社会資本整備研究開発推進事業等によりインフラに係る革新的な産・学の研究開発を支援

i-Constructionの貫徹に向けたモデル事務所の決定について

国土交通省

- i-Constructionを一層促進し、平成31年の「貫徹」に向け、３次元データ等を活用した取組をリードする直轄事業を実施する事務所を決定。
- これにより、設計から維持管理までの先導的な３次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化。

① i-Constructionの取組を先導する「i-Constructionモデル事務所」　（全国10事務所）

- 調査・設計から維持管理までBIM/CIMを活用しつつ、3次元データの活用やICT等の新技術の導入を加速化させる『３次元情報活用モデル事業』を実施。
- 集中的かつ継続的に3次元データを利活用することで、事業の効率化を目指す。

② ICT-Full活用工事の実施や地域の取組をサポートを行う「i-Constructionサポート事務所」（全国53事務所※）

- 国土交通省直轄事業において工事の大部分でICTを活用する『ICT-Full活用工事』の実施など、積極的な３次元データやICT等の新技術の活用を促進。
- 地方公共団体や地域企業のi-Constructionの取組をサポートする事務所として、i-Constructionの普及・拡大を図る。

※ モデル事務所を含む。

★ その他、全事務所において

- ICT土工をはじめとする建設分野におけるICTの活用拡大など、i-Constructionの原則実施を徹底し、国土交通省全体でi-Constructionの貫徹に向けた着実な取組を推進。

モデル事務所・サポート事務所について

国土交通省

モデル事務所	３次元情報活用モデル事業
小樽開発建設部	一般国道５号　倶知安余市道路
鳴瀬川総合開発工事事務所	鳴瀬川総合開発事業
信濃川河川事務所	大河津分水路改修事業
甲府河川国道事務所	新山梨環状道路
新丸山ダム工事事務所	新丸山ダム建設事業
豊岡河川国道事務所	円山川中郷遊水地整備事業（河川事業）
	北近畿豊岡自動車道　豊岡道路
岡山国道事務所	国道２号大樋橋西高架橋
松山河川国道事務所	松山外環状道路インター東線
立野ダム工事事務所	立野ダム本体建設事業
南部国道事務所	小禄道路

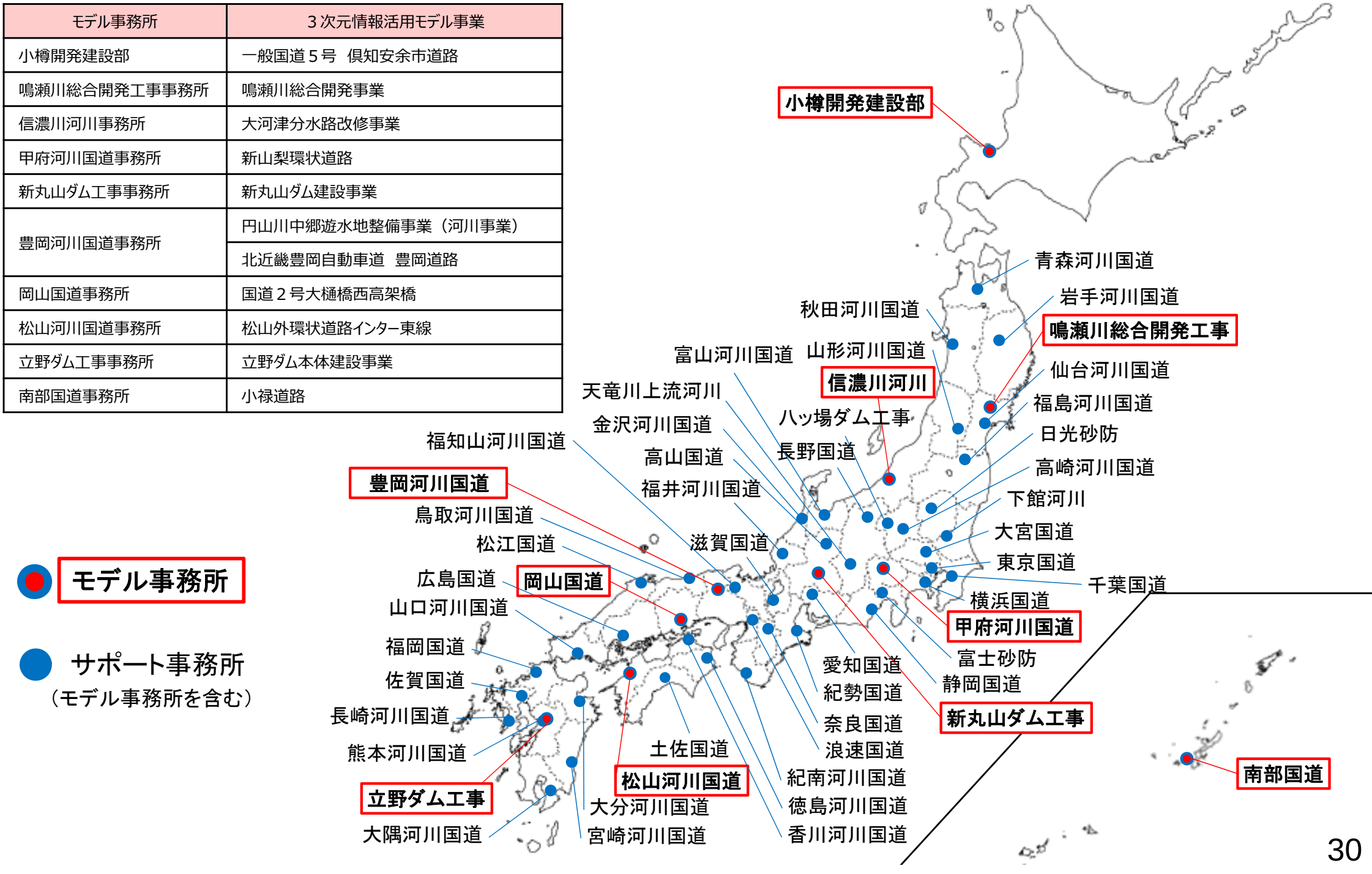

資料２－３

◎公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律　新旧対照条文

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）　抄　　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（定義）	（定義）
第二条　（略）	第二条　（略）
２　この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。	（新設）
（基本理念）	（基本理念）
第三条　公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。	第三条　公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。
２　公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこ	２　公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特

と、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3　公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4　公共工事の品質は、公共工事等の発注者（以下単に「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事等の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5　公共工事の品質は、これを確保する上で工事等の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され、より適切な技術又は工夫が活用されることにより、確保されなければならない。

6　（略）

7　公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保さ

性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3　公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4　公共工事の品質は、公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5　公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6　（略）

7　公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について

れるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

8　公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

9　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事等の適正な配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。

（新設）

8　公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込ま

実施が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事等の適正な実施が確保されることにより、公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）としての適格性を有しない建設業者等が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

10　公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事等に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

（削る）

11　公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理

れない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

9　公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。

10　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

（新設）

の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならない。

12　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査等の業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されなければならない。

（発注者等の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が

11　公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（発注者の責務）

第七条　発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一　公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中

中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二　入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三　災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあっては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二　入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

（新設）

四　その請負代金の額によっては公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事等の適正な実施が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

（削る）

五　地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第二項に規定する繰越明許費又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十三条第二項に規定する繰越明許費をいう。第七号において同じ。）又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定する債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

六　公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により

三　その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。

四　計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

（新設）

（新設）

工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること。	
七　設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。	五　設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
八　公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。	（新設）
九　（略）	六　（略）
2　発注者は、公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化	2　発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措

のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3　発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。

4　発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

5　国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。

（受注者等の責務）

第八条　受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事等を適正に実施しなければならない。

置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。

3　発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るように努めなければならない。

（新設）

（新設）

（受注者の責務）

第八条　公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の

2　公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

3　受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来実施することとなる公共工事等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（基本方針）

第九条　（略）

2　（略）

3　基本方針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

（新設）

2　公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

（基本方針）

第九条　（略）

2　（略）

3　基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4・5　（略）	
（基本方針に基づく責務） 第十条　各省各庁の長（財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	（基本方針に基づく責務） 第十条　各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（競争参加者の技術的能力の審査） 第十二条　発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事等の経験、施工状況等の評価、当該公共工事等に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。	（競争参加者の技術的能力の審査） 第十二条　発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。
（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等） 第十三条　発注者は、その発注に係る公共工事等の契約につき競争に付するときは、当該公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、競	（競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等） 第十三条　発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に

争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事等の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条　発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事等の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者等の技術提案を求める方式）

第十五条　発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3　発注者は、競争に付された公共工事等につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この

参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第十四条　発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者の技術提案を求める方式）

第十五条　発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2　発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。

3　発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場

場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4　発注者は、競争に付された公共工事等を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りでない。

6　発注者は、その発注に係る公共工事に関する調査等の契約につき競争に付さないときは、受注者となろうとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事に関する調査等の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

7　第二項から第五項まで（同項ただし書を除く。）の規定は、前項に規定する場合において、技術提案がされたときについて準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、

合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4　発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

5　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

（新設）

（新設）

第三項及び第四項中「競争に付された公共工事等」とあるのは「競争に付されなかった公共工事に関する調査等」と、第五項中「落札者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

（段階的選抜方式）

第十六条　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術又は調査等の技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条　発注者は、当該公共工事等の性格等により当該工事等の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を

（段階的選抜方式）

第十六条　発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の審査及び価格等の交渉による方式）

第十八条　発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定

定めるものとする。

２・３　（略）

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条　発注者は、公共工事等の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一　工期等が複数年度にわたる公共工事等を一の契約により発注する方式

二　複数の公共工事等を一の契約により発注する方式

三　複数の建設業者等により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等）

第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事等が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うこと

めるものとする。

２・３　（略）

（地域における社会資本の維持管理に資する方式）

第二十条　発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

一　工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式

二　複数の公共工事を一の契約により発注する方式

三　複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

（発注関係事務を適切に実施することができる者の活用）

第二十一条　発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことが

ができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3　（略）

4　国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二条　国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

（公共工事に関する調査等に係る資格等に関する検討）

できる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

2・3　（略）

4　国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二条　国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

（公共工事に関する調査及び設計の品質確保）

第二十四条　（削る）	第二十四条　公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。
（削る）	2　公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
国は、公共工事に関する調査等に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	3　国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料３

公共工事の現状と発注者の取り組み

国土交通省
九州地方整備局

公共工事の現状（建設産業の役割と課題）

建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手**であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には**最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○（一社）熊本県建設業協会
平成28年熊本地震では、被災状況の把握に努めると共に道路啓開作業や応急作業等を迅速に対応。

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害

【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故（2007年米ミネソタ州）】（出典：MN/DOT）

香川・徳島県境無名橋（鋼2径間単純トラス橋）の落橋（2007年）

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

公共工事の現状（九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移）

国土交通省 九州地方整備局

○建設投資額（平成30年度見通し）は前年度１．９%減の５．２１兆円で、ピーク時（６年度）から約３１．９%減。　全国比　９.１%
○建設業者数（３０年度末）は約５万業者で、ピーク時（１１年度末）から約２１．４%減。　全国比 １０.５%
○建設業就業者数（３０年平均）は約５５万人で、ピーク時（１１年平均）から約２４．６%減。　全国比 １０.９%

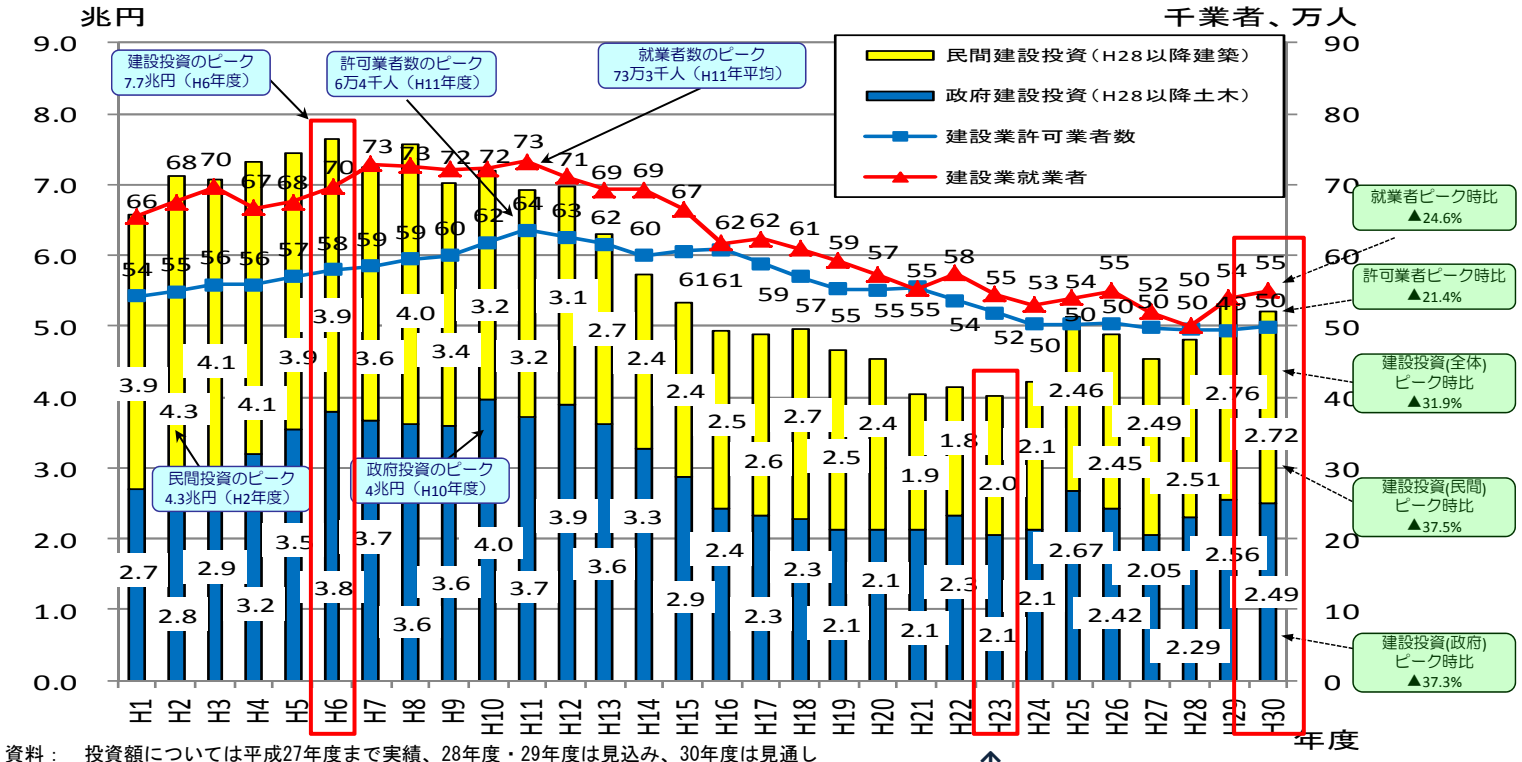

資料：　投資額については平成27年度まで実績、28年度・29年度は見込み、30年度は見通し
（Ｈ２８以降は、建築＝民間投資、土木＝政府投資として作成している）
許可業者数は、国土交通省調べ（各年度末現在）
就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成（年平均）

公共工事の現状（建設業就業者の現状）

国土交通省 九州地方整備局

技能労働者等の推移

○建設業就業者：685万人（H9）　→　498万人（H22）　→　503万人（H30）
○技術者　　：　41万人（H9）　→　31万人（H22）　→　33万人（H30）
○技能者　　：　455万人（H9）　→　331万人（H22）→　328万人（H30）

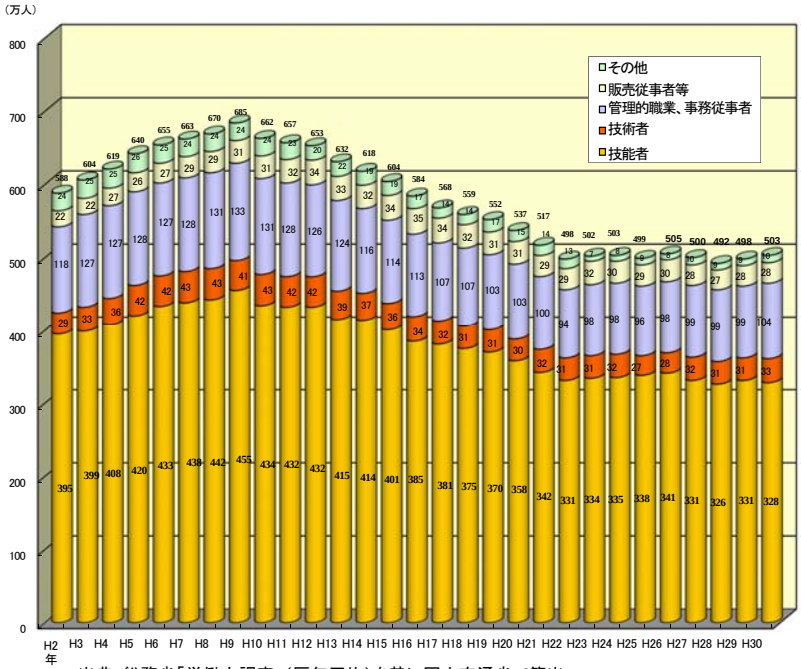

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）を基に国土交通省で算出
（※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値）

建設業就業者の高齢化の進行

○ 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。

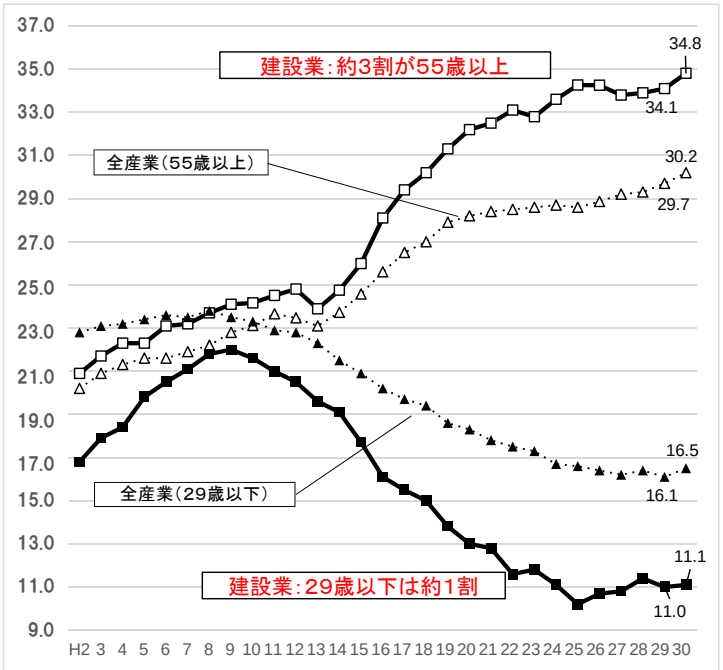

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく発注者・受注者の責務

国土交通省 九州地方整備局

【品確法制定までの背景】
・厳しい財政状況
・不良・不適格業者の参入
・ダンピングの増加
・発注者の技術的能力差
・談合

→ **品確法の制定**
公共工事の品質確保

→ **建設生産システムの構築**
大・中・小の循環システム

【発注関係事務を取り巻く課題（現場の声）】
①発注者が歩切りをしている
②積算もせず、赤字覚悟で入札する業者がみられる
③予定価格が施工の実態と合っていない
④市場価格が急激に変動し適切な単価が設定されない
⑤工期が短く、資材や労務の調達コストが増える
⑥年度末は工事が集中するが、年度当初の工事量は少ない
⑦請負代金額や工期の変更を発注者が認めてくれない
⑧次世代を担う若者たちがいない、育たない
⑨他産業より労働環境が悪い
⑩地域を守る仕事が地域の企業で受注できるようにしたい
⑪発注関係事務を適切に実施できる職員が不足している
⑫膨大な事務量や複雑な手順のため円滑に発注できない

（平成17年3月30日公布
・平成17年4月1日施行）

担い手3法の改正

入契法の改正（※1）
公共工事の入札契約の適正化

品確法の改正
現在及び将来の公共工事の品質確保

建設業法の改正（※2）
建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展

（平成26年6月4日公布・施行）

5

品確法改正の概要（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律）

国土交通省 九州地方整備局

＜背景＞ ○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争　○現場の担い手不足、若年入職者減少
○発注者のマンパワー不足　○地域の維持管理体制への懸念　○受発注者の負担増大

＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加
・現在及び将来の公共工事の品質確保　・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
○基本理念として、以下を追加
・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保　・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮　・ダンピング受注の防止
・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保　等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、
市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
○不調、不落の場合等における見積り徴収
○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定
○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更　○発注者間の連携の推進　等

効果
・最新単価や実態を反映した予定価格
・歩切りの根絶
・ダンピング受注の防止　等

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式　→民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
○段階的選抜方式（新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う）　→受発注者の事務負担軽減
○地域社会資本の維持管理に資する方式（複数年契約、一括発注、共同受注）→地元に明るい中小業者等による安定受注
○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、
○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力
○国等が講じる基本的な施策を明示（基本方針を改正）
○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

6

品確法改正の概要（「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」）

国土交通省 九州地方整備局

必ず実施すべき事項

予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第７条第１項第１号の規定**に違反**すること等から、**これを行わない**。

低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休２日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

7

九州ブロック発注者協議会について（協議会組織図）

国土交通省 九州地方整備局

① 九州ブロック発注者協議会

＜目　的＞
・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本指針）」及び「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の趣旨を踏まえ、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化するとともに、建設生産システムの効率化に関する各種施策の推進を図り、もって九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与することを目的とする。

＜構成員＞
（国）九地整局長、関係省庁出先機関部長等
（県・政令市・代表市）土木部長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の部長等

② 幹事会

＜活動内容＞
・各種施策の取り組み状況の情報交換及び推進・強化に向けた意見交換等

＜構成員＞
（国）九地整企画部長、関係省庁出先機関課長等
（県・政令市・代表市）技術管理担当課長等
（特殊法人等）九州に組織を有する機関の課長等

連携

③ 専門部会

＜活動内容＞
・地域の実情を踏まえた各種施策の推進を図るため、実務担当者による施策検討・情報共有等
（品確協議会作業部会、発注者間の連携強化に向けた検討会の組織を存続）

連携

④ 県部会

＜活動内容＞
・市町村へ施策実施に向けた働きかけ、支援要望等の情報交換（品確協議会県部会の組織を存続）

＜構成員＞
（県）土木部長等
（市町村）技術管理担当部長、課長等

⑤ 品質確保研究会

＜活動内容＞
・実務担当者による情報交換等
（品確協議会県部会品質確保研究会の組織を存続）

8

九州ブロック発注者協議会について

国土交通省 九州地方整備局

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、**九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与**すること

- 公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- 発注者間における連携体制の強化
- 建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

➡発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入　Ｈ２９年度より実施
➡発注見通しの統合公表の取り組み
※発注情報の一元化に向けた取り組み　Ｈ２９年度より実施
➡各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

➡i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

➡総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
➡県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

➡新たな入札契約制度等に関する情報提供等

9

発注関係事務の全国統一指標について

国土交通省 九州地方整備局

◆九州発注者協議会における取り組み

平成27年11月　発注体制の把握と自己評価の実施
※運用指針における発注関係事務を適切に実施するための取り組むべき事項108項目のうち、31項目について自己評価を実施

協議会の成果
平成28年4月より
歩切りの完全撤廃

受注者からの指摘
一定程度の成果が上がっている一方、
依然として課題があるとの指摘

◆全国統一指標（案）

・全国的に一層の発注関係事務の改善に取り組むためには、**自らの発注関係事務について客観的な状況を把握できる指標の設定が有効**
・**重点項目を選定し、取り組むことが効果的**

発注者協議会への意見照会結果を反映

＜重点項目（案）＞

①適正な予定価格の設定
指標①-１：最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積り等の活用）
指標①-２：単価の更新頻度

②適切な設計変更
指標②-１：設計変更ガイドラインの策定・活用状況
指標②-２：設計変更の実施工事率

③施工時期等の平準化
指標③-１：平準化率

◆今後の予定

・継続的な各機関の指標値把握と結果の公表
・各発注者の立ち位置等を把握した後、目標設定及び指標の活用策等を検討

10

発注者間の連携（発注情報の一元化の取り組み）

国土交通省 九州地方整備局

九州ブロック発注者協議会では、平成29年4月より九州ブロックにおける各発注機関の発注見通しを一元化し公表を行っているところです。

各発注機関の発注見通しを一元化することで発注情報の閲覧検索をスムーズに行えるようになりました。

この取組により、建設業者による技術者や技能者の計画的な配置や資機材の円滑な調達に役立つことが期待されます。

≪発注予定情報の閲覧方法≫

① 九州地方整備局 トップページ
▼
九州地方の発注見通し

② 発注予定情報の一元化（九州地方整備局ホームページ）
URL：http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hacchuyotei.html

≪一元化データのイメージ≫

発注機関	担当部署	施工県	施工地域	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道（嘉島～							
農林水産省九州農政局	土地改良技術事務所	熊本県	八代								
熊本県	宇城地域振興局工務課	熊本県	宇城								
熊本市	営繕課	熊本県	熊本								
八代市	建設部都市整備課	熊本県	八代								
人吉市	契約管財課	熊本県	球磨	鹿町配水管改良工事	人吉市鹿町	約4ヶ月	水道施設	φ50HIVP-RR L=70.0m	指名競争入札	第3四半期	

■一元化された情報は一覧表としてとりまとめており、フィルタ機能を活用することで、必要な工事情報を検索することができます。

■建設業者が技術者や技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、各県を地域ごとに区分しています。

11

発注者間の連携（発注関係事務の運用指針に関する指針の相談窓口）

国土交通省 九州地方整備局

九州地方整備局ホームページ（URL：http://www.qsr.mlit.go.jp/）のトップページ上部の『各種相談窓口』のタブをクリックし、『・【公共工事発注者用】改正品確法「発注関係事務の運用」に関する相談窓口』をクリック

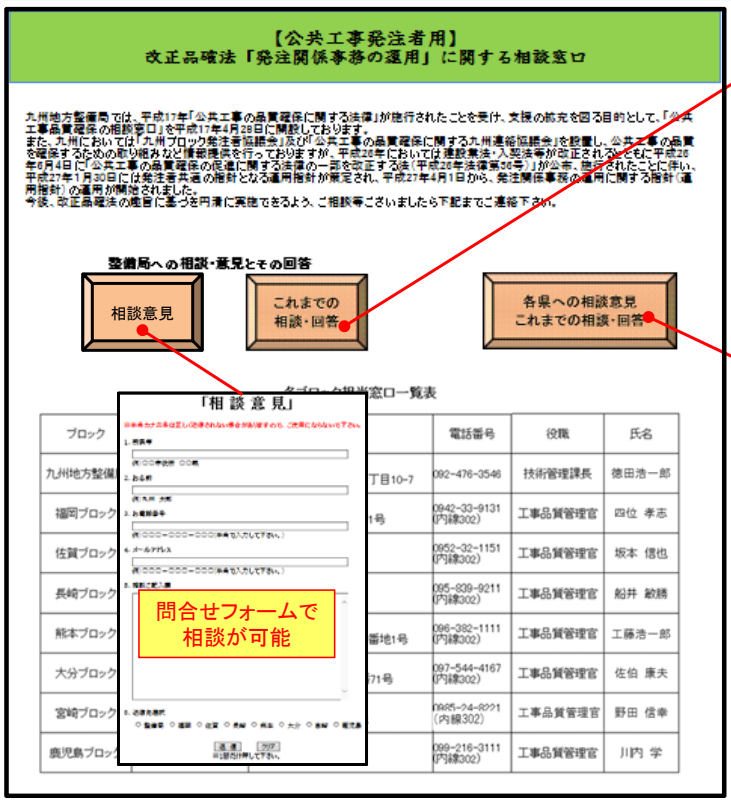

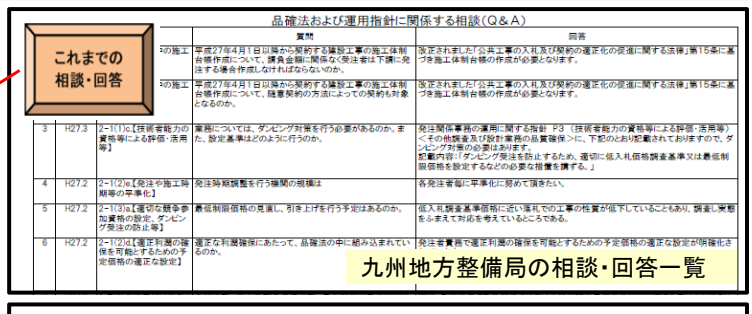

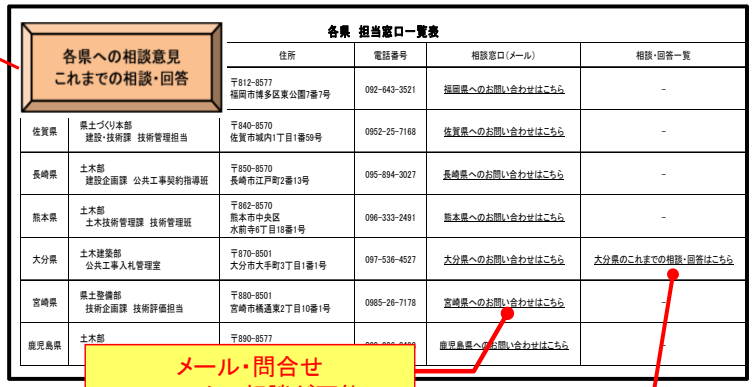

各県に寄せられた相談・回答一覧についても情報共有を図るため準備が整い次第、順次リンクを掲載予定

12

働き方改革の政府方針

働き方改革実行計画
平成29年3月28日働き方改革実現会議決定

○ 日本経済再生に向けて、働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの
○ 働き方改革こそが、労働生産性を改善する最良の手段。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される
○ 政労使が3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要

出典：首相官邸ホームページ

建設業働き方改革加速化プログラム

国土交通省 九州地方整備局

○ 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね１０年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
○ 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手３法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
○ 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017＋10」のとりまとめや６年連続での設計労務単価引上げを実施。
○ これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引上げのタイミングをとらえ、平成３０年度以降、下記３分野で従来のシステムの枠にとらわれない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
○ 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。
※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（５年）を待たず、長時間労働是正、週休２日の確保を図る。特に週休２日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

○週休２日制の導入を後押しする

・公共工事における週休２日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
・建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
・週休２日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
・週休２日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

・昨年８月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
・各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

・労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
・建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね５年で全ての建設技能者（約３３０万人）の加入を推進する
・技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
・能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
・民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

・全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
・社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休２日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

・中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
・生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
・個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

○仕事を効率化する

・建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
・工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
・建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

・現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
・補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

働き方改革実現に向けた週休二日の取得に関する取組について

国土交通省 九州地方整備局

【直轄工事における週休二日取得の取り組み】

- 施工時期の平準化
- 適正な工期設定
  - ・週休二日算定が可能な「工期設定支援システム」の導入
  - ・工事着手準備期間・後片付け期間の見直し
  - ・余裕期間制度の活用
- 週休二日を考慮した労務費、機械経費（賃料）、間接費の補正

週休二日を実施するための環境整備を行い
週休二日対象工事を拡大

（H30年11月時点）港湾、航空含む

＜週休二日対象工事＞

	対象工事件数	実施件数
平成29年度	3，841件	1，106件
平成30年度	4，530件	2，359件

【地方公共団体への展開】

- 国土交通省の取り組みを地方公共団体等にも普及することにより、公共工事全般への拡大を推進

15

週休2日に取り組む際の必要経費の計上

国土交通省 九州地方整備局

週休２日対象工事の拡大

○平成30年度より労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上
○平成30年度は週休２日対象工事の適用拡大

週休２日工事の実施状況（直轄）

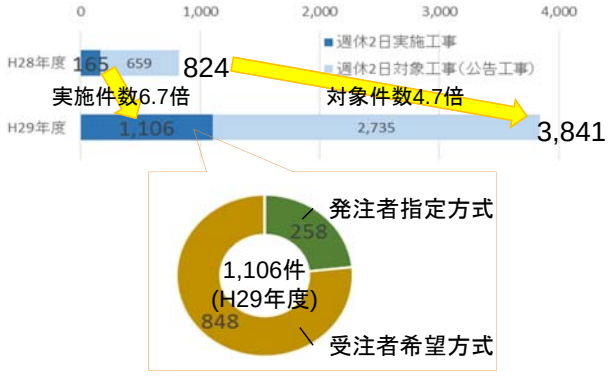

週休２日工事の実施状況（都道府県・政令市）

■H29年度：実施済３９団体
■H30年度：実施中４９団体、検討中６団体
・発注者指定　：実施中１６団体、検討中１団体
・労務費等補正：実施中１０団体、検討中４団体
・工事成績評定：実施中３１団体、検討中２団体

週休２日の取得に要する費用の計上（試行）

■週休２日対象工事の拡大
災害復旧や維持工事、工期等に制約がある工事を除く工事において、週休２日対象工事の適用を拡大

（H30年11月時点）港湾、航空含む

	H28年度	H29年度	H30年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	4,530(2,359)
実施率	20.0%	28.7%	52.0%

■週休２日の実施に伴う必要経費を計上
Ｈ３０年度より労務費、機械経費（賃料）を新たに補正対象とし、共通仮設費、現場管理費と合わせて、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上する試行を実施

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

■工事成績評定による加点
４週８休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

16

建設キャリアアップシステムと建設技能者の能力評価制度（概要）

国土交通省 九州地方整備局

○建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
○基準に基づき、技能者の技能について、４段階の客観的なレベル分けを行う。レベル４として登録基幹技能者、レベル３として職長クラスの技能者を位置づけ。
○技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にＰＲし、技能に見合った評価や処遇の実現等を図る。

業界横断的な経験・技能の蓄積

・資格を登録
・カードをリーダーにかざし就業履歴を蓄積

建設キャリアアップシステム

○経験（就業日数）
○知識・技能（保有資格）
○マネジメント能力（職長や班長としての就業日数　など）

能力評価基準（※）を策定し、レベルを判定

キャリアアップシステムと連携したレベル判定システム（仮称）を構築・活用

技能の客観的なレベル分け

レベルに応じてカードも色分け

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
初級技能者（見習い）	中堅技能者（一人前）	職長として現場に従事できる者	高度なマネジメント能力を有する者（登録基幹技能者等）
	経験年数　○年	経験年数　□年	経験年数　★年
	○○技能講習	1級□□技能士	登録基幹技能者
		班長経験　□年	職長経験　★年

※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準を策定

技能レベル（評価結果）を活用した処遇改善等

○技能の対外的ＰＲ

取引先や顧客にＰＲ（価格交渉力の強化）

○キャリアパスの明確化

キャリアアップに必要な経験や技能が明らかに

若年層の入職拡大・定着促進

○専門工事企業の施工能力のＰＲ

所属する技能者のレベルや人数に応じた評価を見える化

人材育成に取り組み、高い施工能力を有していることをＰＲ

発注者（公共・民間）
元請企業
エンドユーザー

高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

i-Construction　～建設現場の生産性向上～

国土交通省 九州地方整備局

○平成28年9月12日の未来投資会議において、安倍総理から第4次産業革命による『建設現場の生産性革命』に向け、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指す方針が示された
○この目標に向け、３年以内に、橋やトンネル、ダムなどの公共工事の現場で、測量にドローン等を投入し、施工、検査に至る建設プロセス全体を３次元データでつなぐなど、新たな建設手法を導入
○これらの取組によって従来の３Ｋのイメージを払拭して、多様な人材を呼び込むことで人手不足も解消し、全国の建設現場を新３Ｋ（給与が良い、休暇がとれる、希望がもてる）の魅力ある現場に劇的に改善

【生産性向上イメージ】

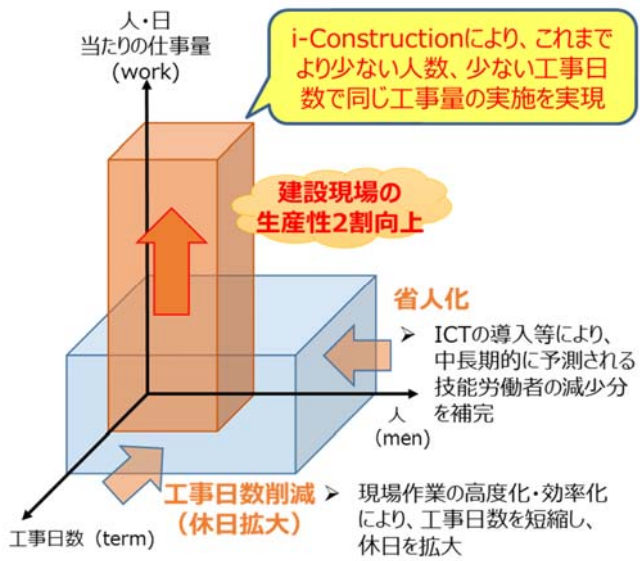

平成28年9月12日未来投資会議の様子

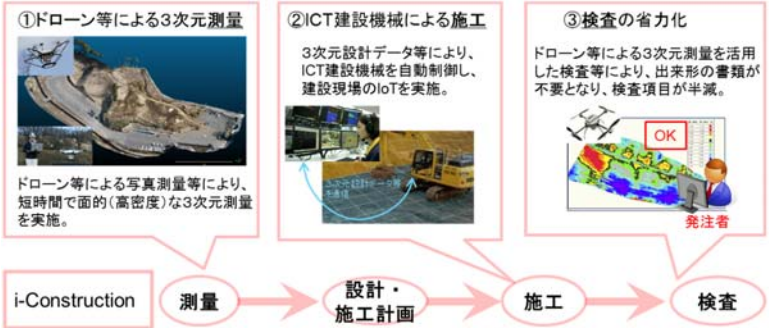

ICTの土工への活用イメージ（ICT土工）

i-Construction トップランナー施策（H28～）

国土交通省 九州地方整備局

ICTの全面的な活用（ICT土工）

○調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。

○3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。

○国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。

○全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》

ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》

３次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》

３次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入（コンクリート工の規格の標準化等）

○設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化が図られるよう、全体最適の考え方を導入し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。

○H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。

○部材の規格（サイズ等）の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作化を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

コンクリート工の生産性向上のための3要素

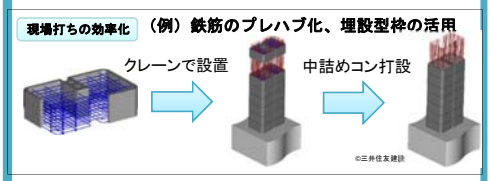

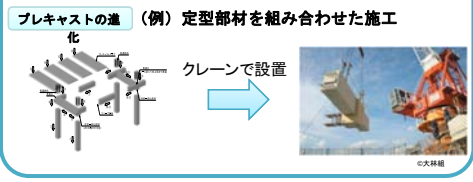

施工時期の平準化

○ 公共工事は第1四半期（4～6月）に工事量が少なく、偏りが激しい。

○ 適正な工期を確保するための２か年国債を設定。Ｈ２９当初予算においてゼロ国債を初めて設定。

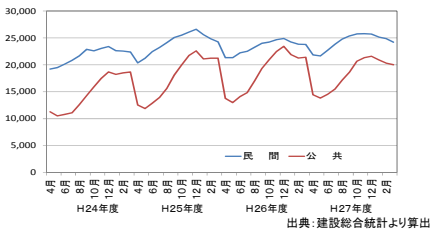

出典：建設総合統計より算出

平準化

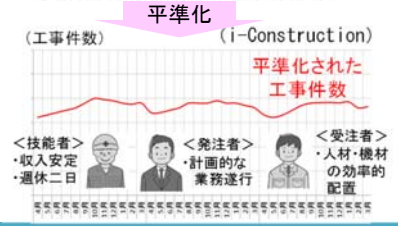

i-Constructionの貫徹

国土交通省 九州地方整備局

○ 中小企業をはじめとして多くの建設企業がICT活用や人材育成に積極的に取り組めるよう、より実態に即した積算基準に改善するとともに、書類の簡素化をはじめとした省力化に向け、監督・検査の合理化等を推進

■積算基準の改定

○ 小規模土工（掘削、5千m3未満）の単価を新設
（これまでは1万m3、5万m3で区分）

土工（掘削）の現状

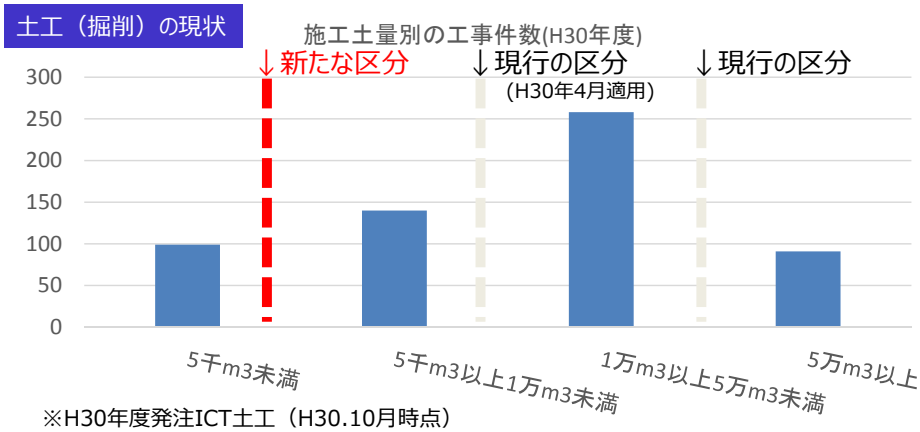

※H30年度発注ICT土工（H30.10月時点）

○ 新技術導入等に要する現場経費（外注経費等）の増加を踏まえ、現場管理費を改訂

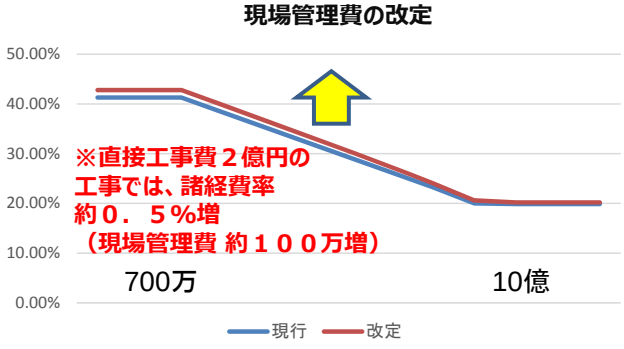

■IoT技術等を活用した書類の簡素化

○タブレットによるペーパーレス化やウェアラブルカメラの活用等、IoT技術や新技術の導入により、施工品質の向上と省力化を図る

○入札時における簡易確認型の拡大、施工時の関係基準類（工事成績評定要領、共通仕様書）の改定により、書類の作成負担軽減を推進

ウェアラブルカメラの活用

遠隔での映像の確認

発注や施工時期等の平準化

国土交通省 九州地方整備局

○適正な工期を確保するため、国庫債務負担行為（2か年国債やゼロ国債）を活用すること等により、公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。
○これにより、閑散期の工事稼働件数は下図の通り改善傾向にあり、国交省直轄工事での平準化率は約9割に達している。
○引き続き国庫債務負担行為の活用、発注見通しの統合・公表の参加団体を拡大。

①国庫債務負担行為の積極的活用

適正な工期を確保するための国庫債務負担行為（2か年国債(注1)及びゼロ国債(注2)）を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債＋当初予算におけるゼロ国債〉

平成31年度：約3,200億円　（平成30年度：約3,100億円）

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定（業務についても平成31年度から新たに設定）
※平成31年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円（業務含む）

新規契約件数と稼働件数の推移

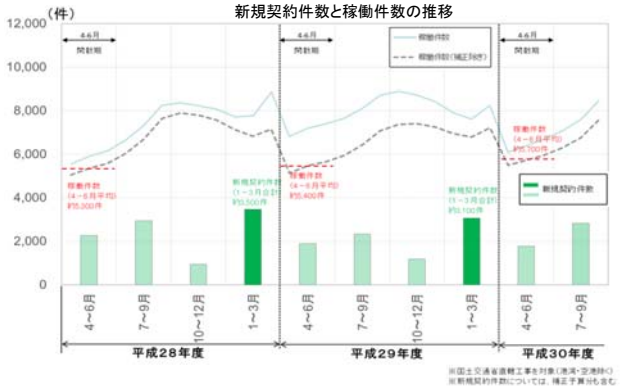

②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表する取組の参加団体を拡大

※参加状況の推移：平成29年3月末時点：約500団体（約25%）→平成31年1月時点：1600団体（約80%）
国、特殊法人等：193/209、都道府県：47/47、政令指定都市：20/20、市町村：1340/1722（平成31年1月時点）

発注見通しの統合・公表のページ（イメージ）

③地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、平準化の取組の推進を改めて要請

注1：国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担（契約）することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。
注2：国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

（参考）建設業を取り巻く現状と課題

国土交通省 九州地方整備局

60歳以上の高齢者（81.1万人、24.5%）は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

年齢階層別の建設技能労働者数

出典：総務省「労働力調査」

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べ低い水準。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	2012年（千円）	2017年（千円）	上昇率
建設業男性生産労働者	3915.7 千円	4,449.9 千円	13.6%
建設業男性全労働者	4831.7 千円	5,540.2 千円	14.7%
製造業男性生産労働者	4478.6 千円	4,703.3 千円	5.0%
製造業男性全労働者	5391.1 千円	5,527.2 千円	2.5%
全産業男性労働者	5296.8 千円	5,517.4 千円	4.2%

約5%の差

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）
※ 年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

建設業生産労働者（技能者）の賃金は、45～49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

年齢階層別の賃金水準

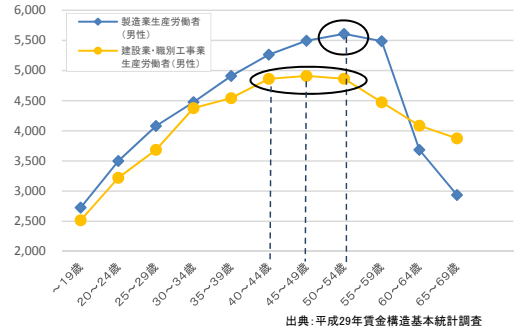

出典：平成29年賃金構造基本統計調査

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・３保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%

元請：98.2%
1次下請：97.4%
2次下請：94.4%
3次下請：90.5%

出典 公共事業労務費調査

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。

年間総実労働時間の推移

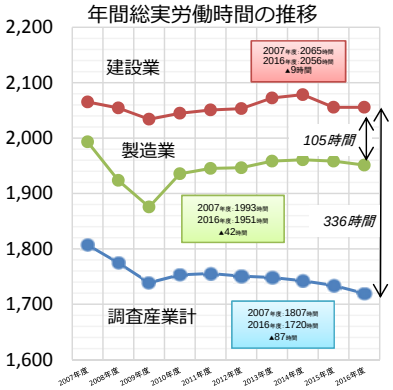

出典　厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

建設業における休日の状況

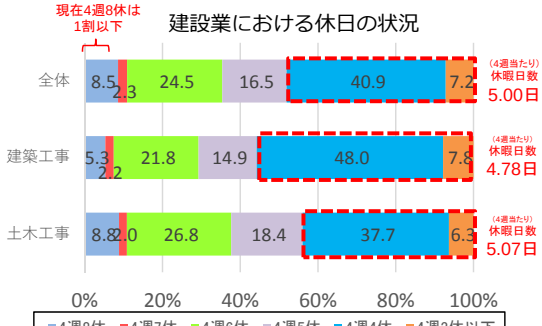

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
出典：日建協「2017時短アンケート（速報）」を基に作成

■ 全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標設定

九州ブロック発注者協議会（平成29年度第2回幹事会）資料より

指標分類	九州ブロック方針	九州ブロック目標（中期）	平成３０年度達成目標
《指標①－１》 **最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）** ａ：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 ｂ：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない ｃ：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備（指標値ｂ）』が約６割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	各県で指標値ａの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの50%達成を目指す。
《指標①－２》 **単価の更新頻度** ａ：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） ｂ：３ヶ月以内 ｃ：６ヶ月以内 ｄ：１２ヶ月以内 ｅ：それ以上	６ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	最新単価を適用できていない県で指標値ａの値を５%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの90%達成を目指す。
《指標②－１》 **設計変更ガイドラインの策定・活用状況** ａ：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 ｂ：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 ｃ：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	各県で指標値ａの値を10%以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの30%達成を目指す。
《指標②－２》 **設計変更の実施工事率** ａ：７５%以上　ｂ：５０～７５% ｃ：２５～５０%　ｄ：０～２５% ｅ：設計変更を行っていない			
《指標③》 **平準化率（件数・金額）** ａ：０．９以上　ｂ：０．９～０．８ ｃ：０．８～０．７　ｄ：０．７～０．６ ｅ：０．６未満	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	５ヶ年で平準化率（件数、金額）が0.６未満（指標値 ｅ）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の平準化を推進する。	

■ 全国統一指標の取り組みにおける九州ブロックの目標設定

指標分類	九州ブロック方針	九州ブロック目標（中期）	令和元年度達成目標（案）
《指標①－１》 **最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況（見積もり等の活用）** ａ：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用 ｂ：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない ｃ：その他 （※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む）	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）において『最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領が未整備（指標値ｂ）』が約６割あり、各発注機関の実情を踏まえ、引き続き基準範囲外の場合の要領の整備について推進を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	各県で指標値ａの値を15ﾎﾟｲﾝﾄ以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの65%達成を目指す。
《指標①－２》 **単価の更新頻度** ａ：最新単価（1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当） ｂ：３ヶ月以内 ｃ：６ヶ月以内 ｄ：１２ヶ月以内 ｅ：それ以上	６ヶ月以上単価を見直していない発注機関もあり、各発注機関の実情を踏まえ、最新単価を用いて積算ができるよう推進を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	最新単価を適用できていない県で指標値ａの値を３ﾎﾟｲﾝﾄ以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの95%達成を目指す。
《指標②－１》 **設計変更ガイドラインの策定・活用状況** ａ：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施 ｂ：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施 ｃ：設計変更を実施していない	全ての発注機関（国、法人等、県、市町村）で設計変更ガイドラインを策定し、これに基づき適切な設計変更を行うように改善を図る。	５ヶ年で九州ブロックにおける指標値ａの100%達成を目指す。	各県で指標値ａの値を30ﾎﾟｲﾝﾄ以上改善し、九州ブロックにおける指標値ａの50%達成を目指す。
《指標②－２》 **設計変更の実施工事率** ａ：７５%以上　　ｂ：５０～７５% ｃ：２５～５０%　　ｄ：０～２５% ｅ：設計変更を行っていない			
《指標③》 **平準化率（件数・金額）** ａ：０．９以上　　ｂ：０．９～０．８ ｃ：０．８～０．７　　ｄ：０．７～０．６ ｅ：０．６未満	各発注機関において、以下の取り組みを行うことにより、より一層の施工時期等の平準化を推進する。 ①計画的な発注の推進（早期発注や債務負担行為の適切な活用） ②適切な工期の設定 ③余裕期間の設定 ④工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応	５ヶ年で平準化率（件数、金額）が0.６未満（指標値 ｅ）の発注機関の割合の半減を目指すとともに、より一層の施工時期の平準化を推進する。	

全国統一指標の取り組み状況について

①適切な予定価格の設定
指標①-1:最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆指標分類
- a：最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領※を整備し活用
- b：最新の積算基準を適用しているが、基準範囲外の場合の要領※は整備していない
- c：その他

※基準以外に一定のルールを定めている場合を含む

◆定義
・最新の積算基準：1年※以内に更新されている積算基準(※営繕の場合は2年)
・基準対象外(小規模施工など)の際の対応状況：
　見積り等により積算する要領を整備し運用しているか否か

◆考え方等
・積算基準とは、その適用範囲が定められており、適用範囲外もしくは適用範囲内であるが積算額が合わず、不調・不落が発生している歩掛かりについては見積もり等を活用し、適切な予定価格を設定する必要がある。

◆取り組み時点
・平成３１年３月末時点

①適切な予定価格の設定
指標①-2:単価の更新頻度

◆指標分類
- a：最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新であれば該当)
- b：3ヶ月以内
- c：6ヶ月以内
- d：12ヶ月以内
- e：それ以上

◆定義
・使用する資材・材料の単価の更新・確認頻度
　※対象は、物価資料に掲載のあるものとする。

◆考え方等
・資材価格の単価は、物価資料により毎月更新されており、基本的には、その最新の単価を用いて積算することが求められる。

◆取り組み時点
・平成３１年３月末時点

②適切な設計変更
指標②-1:設計変更ガイドラインの策定･活用状況

◆指標分類
- a：ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
- b：設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- c：設計変更を実施していない

◆定義
・関係機関協議、用地、安全対策、環境対策等の工程や請負金額に影響のある内容について条件明示をし、条件の変更があった場合には、変更内容に基づき、変更を行っているか。

◆取り組み時点
・平成３１年３月末時点

②適切な設計変更

指標②-2:設計変更の実施工事率

◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a：75%以上
- b：50～75%
- c：25～50%
- d：0～25%
- e：設計変更を行っていない

◆定義

・平成29年度に完了した工事(500万円以上)のうち、設計変更を行った工事(精算変更含む)の比率

◆考え方等

・全ての工事において設計変更を行う必要が必ずしもあるわけではないが、工事、金額ともに一定規模以上の工事では、現場等の条件が発注時から全く変わらないことは想定しづらい。
・このことから一定規模以上(500万円以上)の工事を対象に「設計変更の実施工事率」を指標としたい。
・なお、当該指標は設計変更の実施状況を把握するものであり、指標値100%とならなくてもよい可能性がある。
・コリンズデータを活用して、数値算出

◆取り組み時点

・平成３１年３月末時点

③施工時期等の平準化

指標③-1:平準化率

◆指標分類

コリンズデータによる分析により、分類案を決定

- a：0.9以上
- b：0.9～0.8
- c：0.8～0.7
- d：0.7～0.6
- e：0.6未満

◆定義

・平準化率：年度の平均稼働件数・金額と4～6月期の平均稼働件数・金額※との比率
　対　　象：契約金額500万円以上の工事
　稼働件数：当該月に工期が含まれる工事の件数
　稼働金額：最終契約金額(工期中のものは当初契約金額)を工期月数で除した金額を足し合わせたもの
　※4～6月期が閑散期(最も数値が低い3ヶ月間)とならない場合は、連続する3ヶ月間で最も低い平均値となる期間の値を分子とすることができる。

◆考え方等

・建設総合統計において、全国の傾向として閑散期となる４～６月期を年度の平均と比較する指標とした。
・各発注者の実施状況を統一的な指標で把握していくことが、各発注者においても有用
・発注者の負担や作業の煩雑性に考慮し、その算出にあたっては、コリンズデータを活用して、数値算出

◆取り組み時点

・平成３１年３月末時点

《参考》平準化率算出のイメージ

【九州地方整備局】

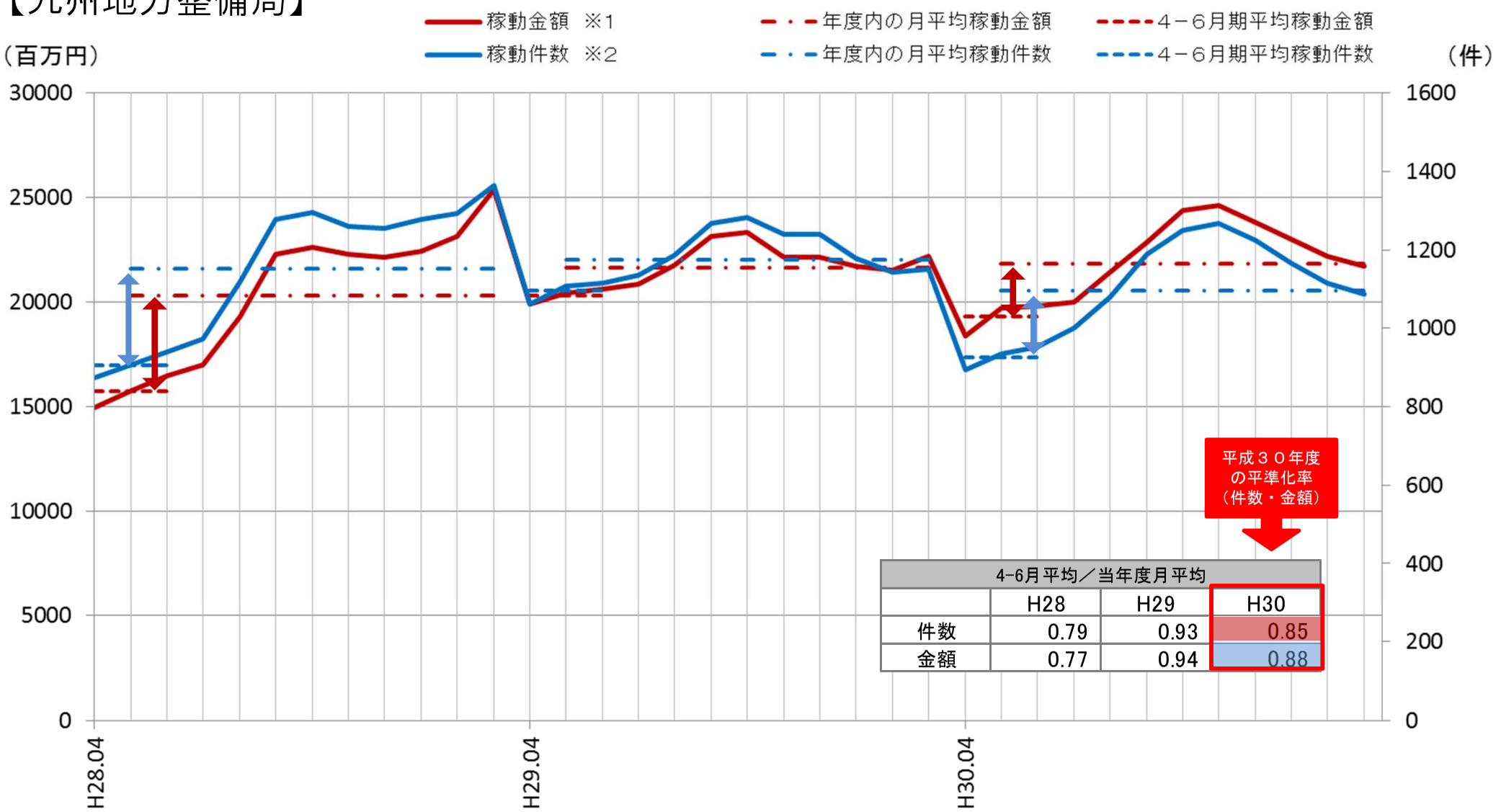

4-6月平均／当年度月平均			
	H28	H29	H30
件数	0.79	0.93	0.85
金額	0.77	0.94	0.88

$$\text{平準化率（件数）} = \frac{\text{4～6月期月平均稼働件数}}{\text{年度内の月平均稼働件数}} = 0.58 \text{《指標値 e》}$$

$$\text{平準化率（金額）} = \frac{\text{4～6月期月平均稼働金額}}{\text{年度内の月平均稼働金額}} = 0.66 \text{《指標値 d》}$$

［福岡県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
福岡県	福岡県	a	a	a	a	c	c
福岡県	北九州市	a	a	a	a	d	c
福岡県	福岡市	a	a	a	b	e	d
福岡県	大牟田市	b	a	b	b	e	e
福岡県	久留米市	b	a	a	b	e	e
福岡県	直方市	b	a	b	a	d	e
福岡県	飯塚市	b	a	b	d	e	d
福岡県	田川市	a	a	b	b	e	e
福岡県	柳川市	b	a	a	b	e	e
福岡県	八女市	a	a	b	b	e	e
福岡県	筑後市	a	b	b	a	e	e
福岡県	大川市	b	a	b	a	e	e
福岡県	行橋市	b	a	b	a	e	e
福岡県	豊前市	b	a	b	b	e	e
福岡県	中間市	b	a	b	a	e	e
福岡県	小郡市	b	a	b	a	e	e
福岡県	筑紫野市	b	a	b	b	e	a
福岡県	春日市	b	b	b	c	c	b
福岡県	大野城市	b	a	b	b	e	e
福岡県	宗像市	b	a	b	b	e	d
福岡県	太宰府市	a	a	b	b	e	e
福岡県	古賀市	b	a	b	c	e	e
福岡県	福津市	a	d	b	a	e	c
福岡県	うきは市	b	a	b	c	e	e
福岡県	宮若市	b	a	b	c	e	e
福岡県	嘉麻市	a	a	b	b	c	c
福岡県	朝倉市	b	b	b	a	b	d
福岡県	みやま市	b	a	a	b	e	e
福岡県	糸島市	a	a	b	a	e	e
福岡県	那珂川町	b	b	a	b	d	a
福岡県	宇美町	b	a	b	b	e	e
福岡県	篠栗町	b	a	b	c	e	c
福岡県	志免町	b	a	b	b	e	e
福岡県	須恵町	b	a	b	a	e	e
福岡県	新宮町	b	a	b	b	a	a
福岡県	久山町	a	a	b	b	e	e
福岡県	粕屋町	b	a	a	c	e	e
福岡県	芦屋町	a	a	b	c	a	a
福岡県	水巻町	b	a	b	b	e	e
福岡県	岡垣町	b	a	b	c	e	d
福岡県	遠賀町	b	a	b	a	d	c
福岡県	小竹町	b	a	b	a	d	e
福岡県	鞍手町	b	a	b	c	e	e
福岡県	桂川町	b	b	b	b	e	a
福岡県	筑前町	a	b	b	b	e	b
福岡県	東峰村	a	c	b	b	b	c
福岡県	大刀洗町	b	a	b	c	e	e
福岡県	大木町	b	a	b	a	e	e
福岡県	広川町	a	a	b	b	e	e
福岡県	香春町	b	a	b	b	e	e

福岡県	添田町	a	a	b	b	a	c
福岡県	糸田町	b	a	b	a	c	d
福岡県	川崎町	b	b	b	b	e	e
福岡県	大任町	a	a	b	d	b	a
福岡県	赤村	a	a	b	c	c	c
福岡県	福智町	a	a	b	c	e	e
福岡県	苅田町	b	a	a	a	e	e
福岡県	みやこ町	b	a	b	b	e	e
福岡県	吉富町	a	a	b	a	e	a
福岡県	上毛町	a	a	b	a	e	e
福岡県	築上町	b	a	b	b	e	e
計	a	21	52	9	19	3	7
	b	40	7	52	28	3	2
	c	0	1	0	12	5	9
	d		1		2	5	6
	e		0		0	45	37
		61	61	61	61	61	61

［佐賀県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
佐賀県	佐賀県	a	a	a	a	b	b
佐賀県	佐賀市	b	a	b	b	c	a
佐賀県	唐津市	a	a	b	c	e	e
佐賀県	鳥栖市	b	a	b	c	e	e
佐賀県	多久市	b	a	b	b	e	c
佐賀県	伊万里市	a	a	a	b	e	d
佐賀県	武雄市	a	a	a	b	d	c
佐賀県	鹿島市	a	a	b	b	e	e
佐賀県	小城市	a	c	a	a	e	a
佐賀県	嬉野市	a	a	b	c	e	d
佐賀県	神埼市	a	a	b	a	d	b
佐賀県	吉野ヶ里町	a	a	a	b	e	e
佐賀県	基山町	b	a	b	c	e	e
佐賀県	上峰町	b	a	b	b	e	e
佐賀県	みやき町	a	a	b	c	d	e
佐賀県	玄海町	a	a	a	b	c	b
佐賀県	有田町	b	a	b	b	b	b
佐賀県	大町町	b	a	b	c	e	e
佐賀県	江北町	a	a	b	a	d	e
佐賀県	白石町	a	a	b	a	e	e
佐賀県	太良町	a	a	b	b	e	e
計	a	14	20	6	5	0	2
	b	7	0	15	10	2	4
	c	0	1	0	6	2	2
	d		0		0	4	2
	e		0		0	13	11
		21	21	21	21	21	21

［長崎県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
長崎県	長崎県	a	a	a	a	d	c
長崎県	長崎市	a	a	b	b	e	e
長崎県	佐世保市	a	a	a	b	e	c
長崎県	島原市	a	a	a	a	e	b
長崎県	諫早市	a	a	a	b	e	c
長崎県	大村市	a	a	a	a	e	a
長崎県	平戸市	a	a	b	a	e	e
長崎県	松浦市	a	a	b	a	e	b
長崎県	対馬市	b	a	b	a	d	c
長崎県	壱岐市	a	a	b	b	c	c
長崎県	五島市	a	a	a	a	e	e
長崎県	西海市	a	a	a	a	e	e
長崎県	雲仙市	a	a	b	a	e	e
長崎県	南島原市	b	a	b	a	d	e
長崎県	長与町	b	a	b	b	e	e
長崎県	時津町	b	a	b	b	e	e
長崎県	東彼杵町	b	a	b	a	e	e
長崎県	川棚町	a	a	a	a	e	e
長崎県	波佐見町	b	a	a	b	e	e
長崎県	小値賀町	a	a	a	b	e	e
長崎県	佐々町	a	a	a	b	e	e
長崎県	新上五島町	a	a	a	a	e	e
計	a	16	22	12	13	0	1
	b	6	0	10	9	0	2
	c	0	0	0	0	1	5
	d		0		0	3	0
	e		0		0	18	14
		22	22	22	22	22	22

［熊本県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
熊本県	熊本県	a	a	a	a	b	b
熊本県	熊本市	a	a	a	b	c	a
熊本県	八代市	a	a	b	b	d	a
熊本県	人吉市	b	a	b	b	c	b
熊本県	荒尾市	a	a	b	c	e	e
熊本県	水俣市	a	a	b	c	e	e
熊本県	玉名市	a	a	b	b	e	d
熊本県	山鹿市	b	a	b	c	e	b
熊本県	菊池市	b	a	b	b	e	e
熊本県	宇土市	b	a	b	b	c	b
熊本県	上天草市	b	a	b	b	d	b
熊本県	宇城市	a	a	a	a	d	c
熊本県	阿蘇市	b	a	b	a	a	d
熊本県	天草市	a	a	b	c	e	e
熊本県	合志市	b	a	b	c	e	d
熊本県	美里町	a	a	b	a	a	b
熊本県	玉東町	b	a	b	c	e	e
熊本県	南関町	b	a	b	c	b	e
熊本県	長洲町	b	a	b	d	e	e
熊本県	和水町	b	a	b	b	e	e
熊本県	大津町	b	a	b	b	b	c
熊本県	菊陽町	b	a	b	c	d	c
熊本県	南小国町	a	a	b	d	a	c
熊本県	小国町	a	a	b	a	a	a
熊本県	産山村	a	a	b	a	c	e
熊本県	高森町	b	a	b	b	a	a
熊本県	西原村	b	a	b	b	c	e
熊本県	南阿蘇村	b	a	b	b	c	e
熊本県	御船町	a	a	b	b	a	a
熊本県	嘉島町	a	a	b	b	b	b
熊本県	益城町	b	a	b	a	a	d
熊本県	甲佐町	a	a	b	b	a	d
熊本県	山都町	b	a	a	b	b	c
熊本県	氷川町	b	a	b	a	e	e
熊本県	芦北町	b	a	b	c	e	e
熊本県	津奈木町	b	a	a	b	c	a
熊本県	錦町	b	a	b	a	a	a
熊本県	多良木町	b	a	b	b	c	c
熊本県	湯前町	b	a	b	a	e	e
熊本県	水上村	b	a	b	c	e	e
熊本県	相良村	b	a	b	b	e	e
熊本県	五木村	b	a	b	b	b	d
熊本県	山江村	b	a	b	b	d	c
熊本県	球磨村	b	a	b	a	e	e
熊本県	あさぎり町	b	a	b	b	e	a
熊本県	苓北町	b	a	b	b	b	c
計	a	15	46	5	11	9	8
	b	31	0	41	23	7	7
	c	0	0	0	10	8	8
	d		0		2	5	6
	e		0		0	17	17
		46	46	46	46	46	46

［大分県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
大分県	大分県	a	a	a	a	b	b
大分県	大分市	a	a	a	b	e	e
大分県	別府市	a	a	a	b	e	e
大分県	中津市	b	a	a	a	c	a
大分県	日田市	a	a	a	b	e	e
大分県	佐伯市	a	a	b	a	b	c
大分県	臼杵市	b	a	b	a	a	e
大分県	津久見市	b	a	a	b	d	d
大分県	竹田市	a	a	b	b	a	a
大分県	豊後高田市	b	a	b	b	e	e
大分県	杵築市	b	a	b	c	d	c
大分県	宇佐市	b	a	a	b	d	b
大分県	豊後大野市	a	a	a	b	d	e
大分県	由布市	b	a	b	b	a	a
大分県	国東市	b	a	b	b	e	e
大分県	姫島村	b	a	b	c	e	d
大分県	日出町	b	a	b	b	e	e
大分県	九重町	b	a	a	b	e	e
大分県	玖珠町	b	a	b	a	c	b
計	a	7	19	9	5	3	3
	b	12	0	10	12	2	3
	c	0	0	0	2	2	2
	d		0		0	4	2
	e		0		0	8	9
		19	19	19	19	19	19

［宮崎県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
宮崎県	宮崎県	a	a	a	a	c	c
宮崎県	宮崎市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都城市	a	a	b	a	e	d
宮崎県	延岡市	a	a	a	b	d	e
宮崎県	日南市	a	a	a	b	e	e
宮崎県	小林市	a	a	a	b	e	e
宮崎県	日向市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	串間市	a	a	b	c	e	e
宮崎県	西都市	a	a	b	b	e	e
宮崎県	えびの市	a	a	b	b	e	a
宮崎県	三股町	a	a	b	b	e	d
宮崎県	高原町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	国富町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	綾町	a	a	b	c	a	a
宮崎県	高鍋町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	新富町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	西米良村	a	a	b	b	b	a
宮崎県	木城町	a	a	b	c	e	e
宮崎県	川南町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	都農町	a	a	b	a	c	a
宮崎県	門川町	a	a	b	b	a	a
宮崎県	諸塚村	a	a	b	a	a	a
宮崎県	椎葉村	a	a	b	b	e	e
宮崎県	美郷町	a	a	b	b	e	e
宮崎県	高千穂町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	日之影町	a	a	b	a	e	e
宮崎県	五ヶ瀬町	a	a	b	a	a	e
計	a	27	27	4	7	4	6
	b	0	0	23	14	1	0
	c	0	0	0	6	2	1
	d		0		0	1	2
	e		0		0	19	18
		27	27	27	27	27	27

［鹿児島県］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
鹿児島県	鹿児島県	a	a	a	a	d	d
鹿児島県	鹿児島市	a	a	a	b	e	d
鹿児島県	鹿屋市	b	b	b	b	c	b
鹿児島県	枕崎市	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	阿久根市	a	a	b	b	e	b
鹿児島県	出水市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	指宿市	b	b	a	b	e	e
鹿児島県	西之表市	a	a	b	c	e	e
鹿児島県	垂水市	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	薩摩川内市	a	a	a	a	d	c
鹿児島県	日置市	b	b	a	c	b	a
鹿児島県	曽於市	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	霧島市	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	いちき串木野市	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	南さつま市	a	a	a	b	d	d
鹿児島県	志布志市	b	a	a	b	e	e
鹿児島県	奄美市	b	a	b	b	d	b
鹿児島県	南九州市	a	b	b	b	e	d
鹿児島県	伊佐市	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	姶良市	a	a	a	b	e	e
鹿児島県	三島村	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	十島村	b	a	b	b	d	e
鹿児島県	さつま町	b	a	a	b	e	d
鹿児島県	長島町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	湧水町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	大崎町	a	a	a	c	e	e
鹿児島県	東串良町	b	b	b	b	d	e
鹿児島県	錦江町	b	a	b	a	e	c
鹿児島県	南大隅町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	肝付町	b	a	b	c	e	d
鹿児島県	中種子町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	南種子町	a	a	b	b	e	e
鹿児島県	屋久島町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	大和村	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	宇検村	a	a	b	b	c	c
鹿児島県	瀬戸内町	a	a	b	b	d	e
鹿児島県	龍郷町	b	b	b	b	e	e
鹿児島県	喜界町	a	a	b	b	d	d
鹿児島県	徳之島町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	天城町	b	b	c	b	e	e
鹿児島県	伊仙町	b	a	b	c	e	e
鹿児島県	和泊町	b	a	b	b	e	e
鹿児島県	知名町	b	a	b	d	e	e
鹿児島県	与論町	b	a	b	d	e	e
計	a	15	33	11	3	0	1
	b	29	11	32	30	1	3
	c	0	0	1	8	2	3
	d		0		3	8	8
	e		0		0	33	29
		44	44	44	44	44	44

［国、法人等］

機関種別	機関名	指標①-1：積算基準	指標①-2：単価の更新頻度	指標②-1：設計変更ガイドラインの策定活用状況	指標②-2：設計変更の実施工事率	指標③-1：平準化率（件数）	指標③-1：平準化率（金額）
		平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点	平成31年3月末時点
国	国土交通省　九州地方整備局	a	a	a	a	b	b
国	警察庁　九州管区警察局	a	a	b	b	e	e
国	財務省　九州財務局	b	a	b	b	d	a
国	財務省　福岡財務支局	a	a	b	a	e	e
国	財務省　門司税関	b	a	b	-	-	-
国	財務省　長崎税関	b	a	b	-	-	-
国	財務省　国税庁　福岡国税局	a	a	a	c	a	a
国	財務省　国税庁　熊本国税局	a	a	b	d	e	e
国	農林水産省　九州農政局	a	a	a	a	c	c
国	農林水産省　林野庁 九州森林管理局	a	a	a	a	c	d
国	経済産業省　九州経済産業局	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し	発注無し
国	国土交通省　九州運輸局	a	a	b	-	-	-
国	国土交通省　大阪航空局	a	a	a	b	d	d
国	国土交通省　海上保安庁 第七管区海上保安本部	a	a	b	d	e	e
国	国土交通省　海上保安庁 第十管区海上保安本部	a	a	b	d	e	e
国	環境省 九州地方環境事務所	a	a	a	c	e	e
国	防衛省　九州防衛局	a	a	a	a	a	a
国	福岡高等裁判所	a	a	b	b	e	e
法人等	西日本高速道路(株) 九州支社	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)国立文化財機構 九州国立博物館	a	a	b	-	-	-
法人等	(独)鉄道・運輸機構 九州新幹線建設局	a	a	a	a	a	a
法人等	(独)都市再生機構 九州支社	a	a	a	b	c	c
法人等	(独)水資源機構 筑後川局	a	a	a	a	c	a
法人等	(独)石油天然ガス・金属鉱物 資源機構　九州支部	a	a	b	a	e	e
計	a	20	23	11	9	4	6
	b	3	0	12	5	1	1
	c	0	0	0	2	4	2
	d		0		3	2	2
	e		0		0	8	8
		23	23	23	19	19	19
発注無し		1	1	1	1	1	1

■各機関の取組状況《H30目標策定時（H29.9末）との比較》

《指標①－1》
最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況(見積もり等の活用)

◆平成29年9月末時点

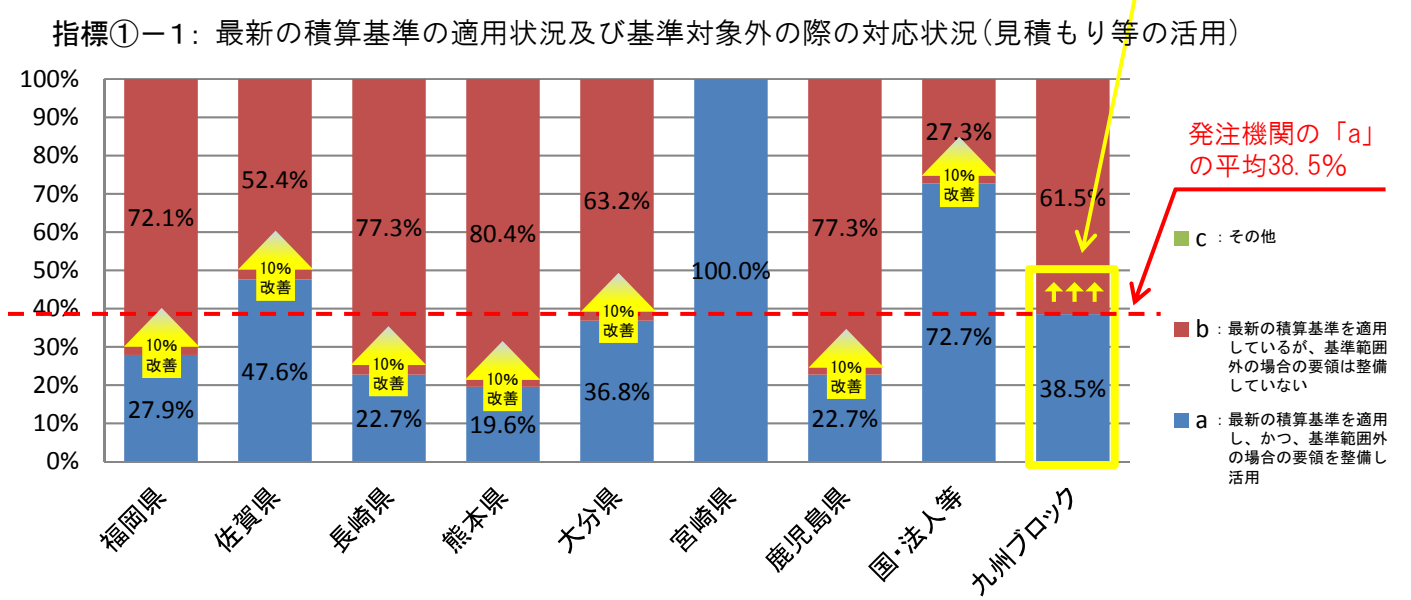

※対象機関：262機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

◆平成31年3月末時点

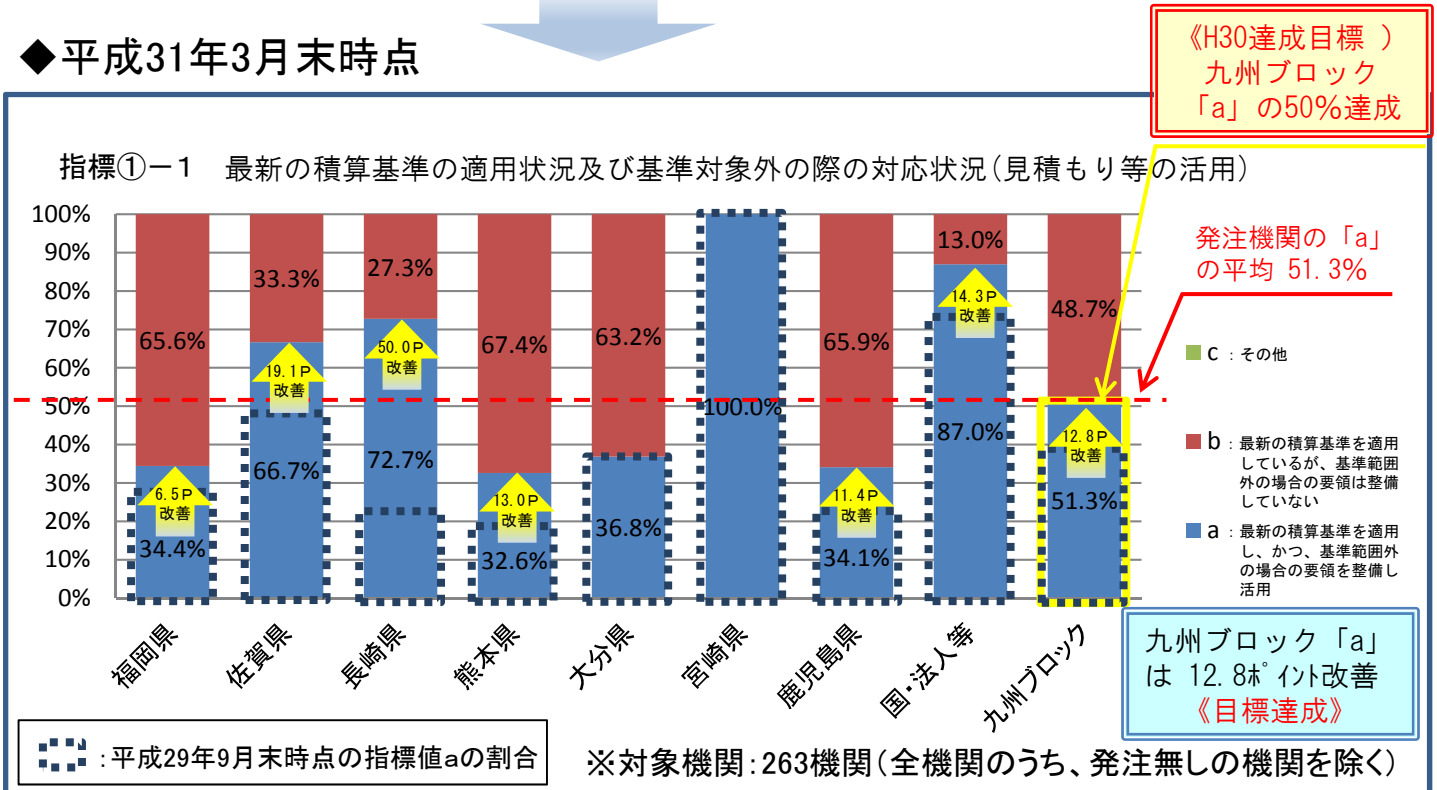

※対象機関：263機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

■各機関の取組状況《H30目標策定時（H29.9末）との比較》

《指標①－２》
単価の更新頻度

◆平成29年9月末時点

《H30達成目標 ）
九州ブロック
「a」の90%達成

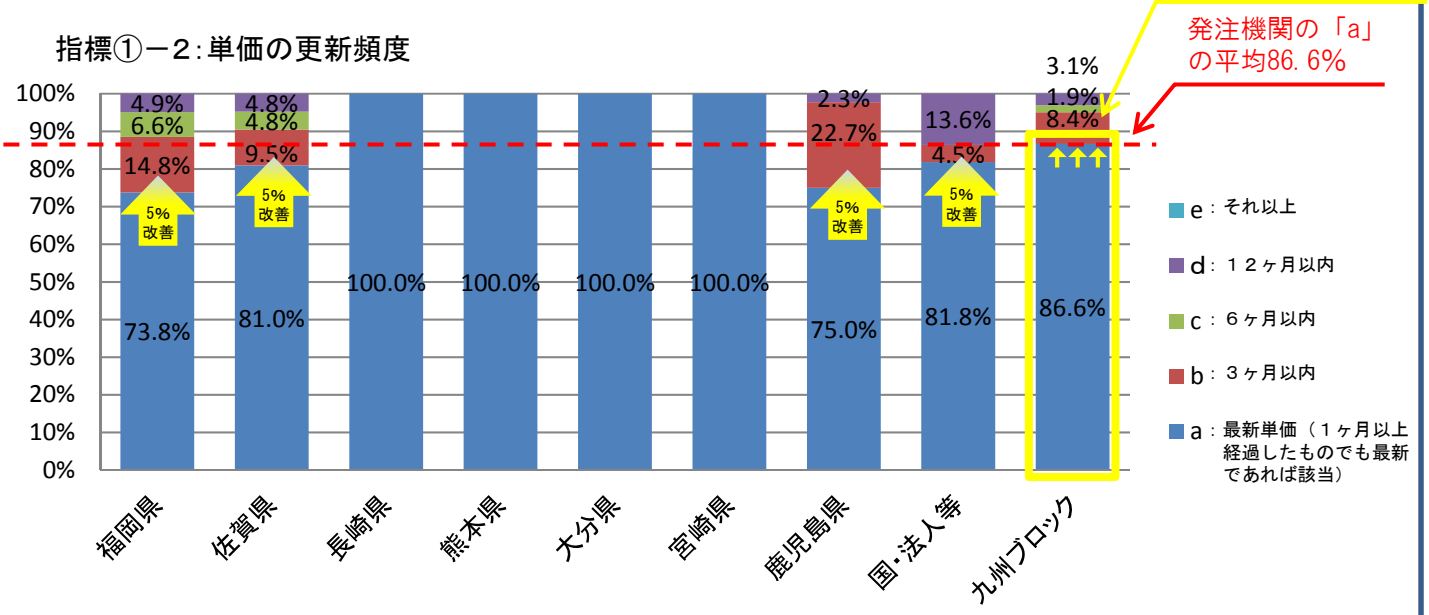

※対象機関：262機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

◆平成31年3月末時点

《H30達成目標 ）
九州ブロック
「a」の90%達成

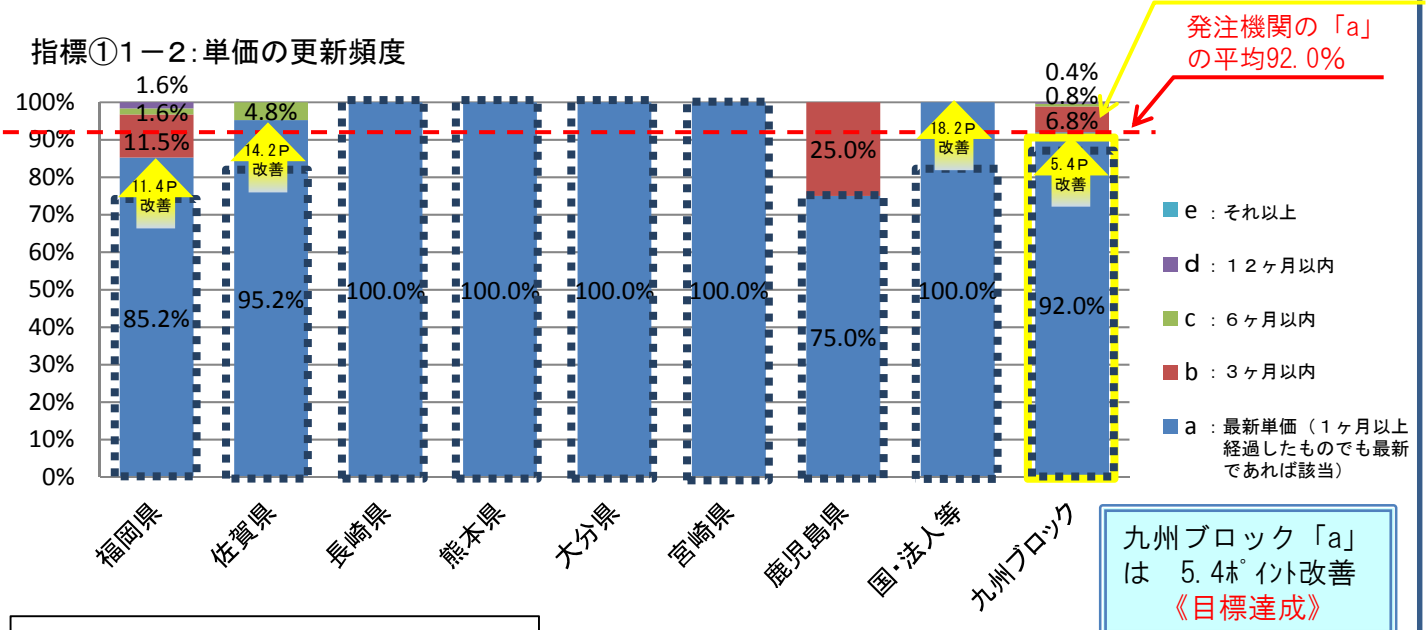

九州ブロック「a」は 5.4ﾎﾟｲﾝﾄ改善
《目標達成》

※対象機関：263機関（全機関のうち、発注無しの機関を除く）

■各機関の取組状況《H30目標策定時（H29.9末）との比較》

《指標②－１》
設計変更ガイドラインの策定・活用状況

◆平成29年9月末時点

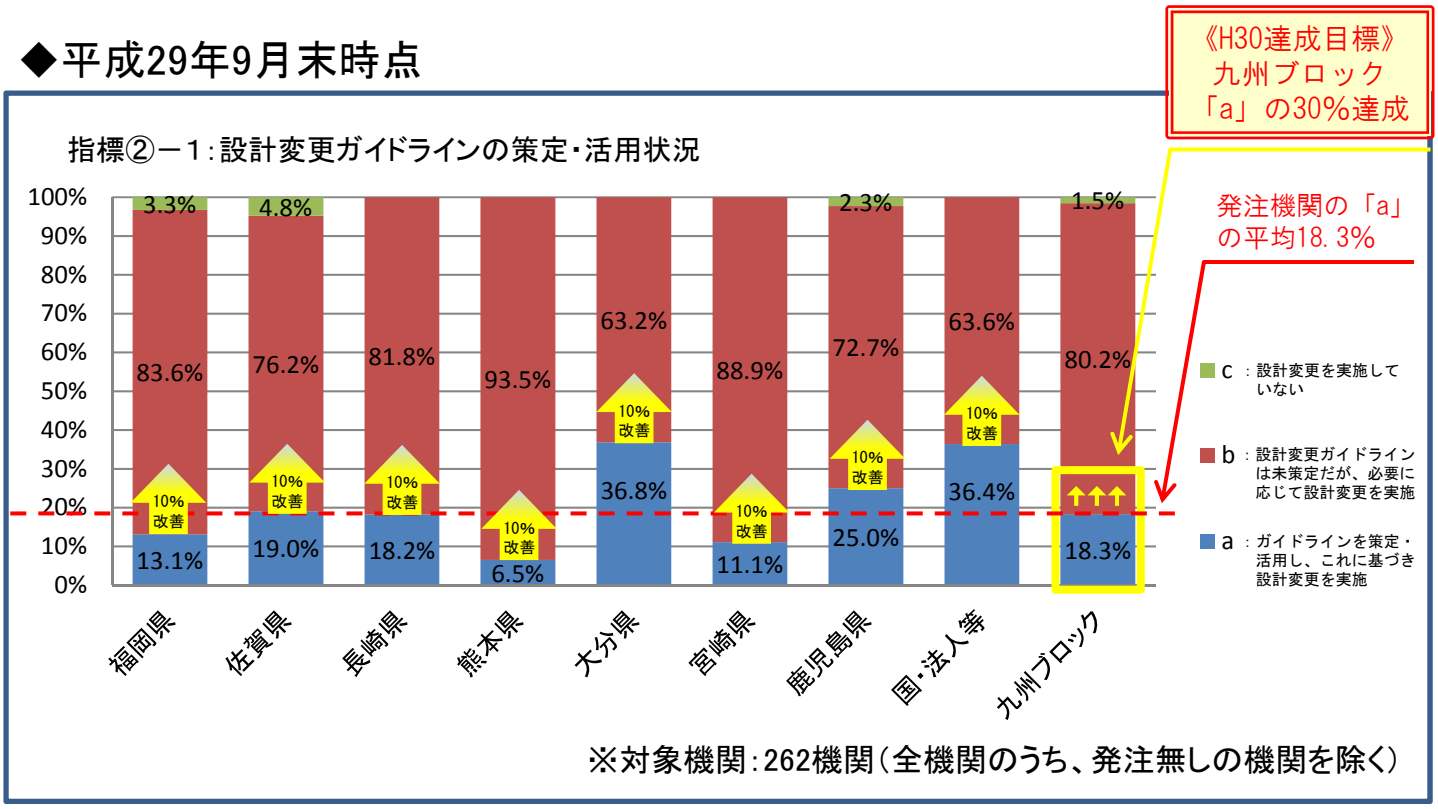

◆平成31年3月末時点

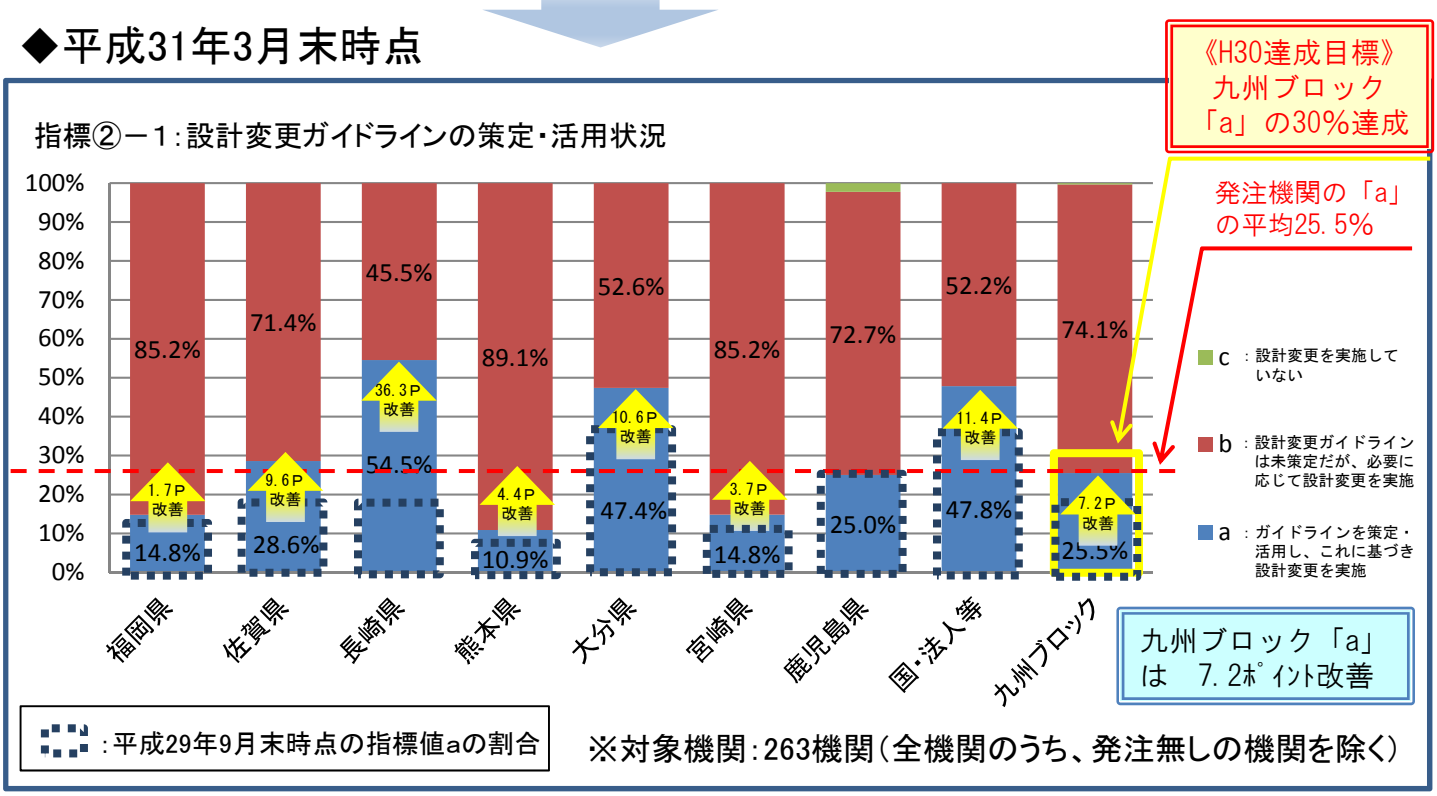

■各機関の取組状況《H30目標策定時（H29.3末）との比較》

《指標②－２》
設計変更の実施工事率

◆平成29年3月末時点

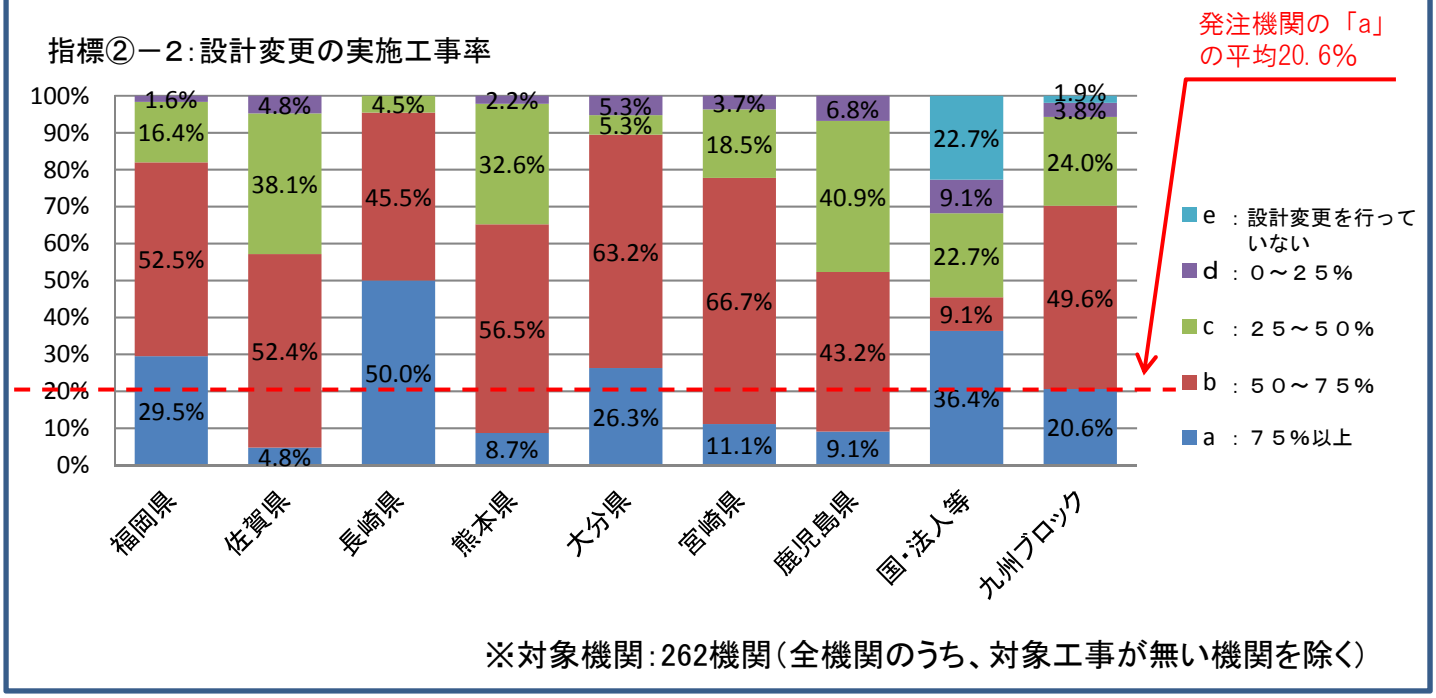

※対象機関：262機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

◆平成31年3月末時点

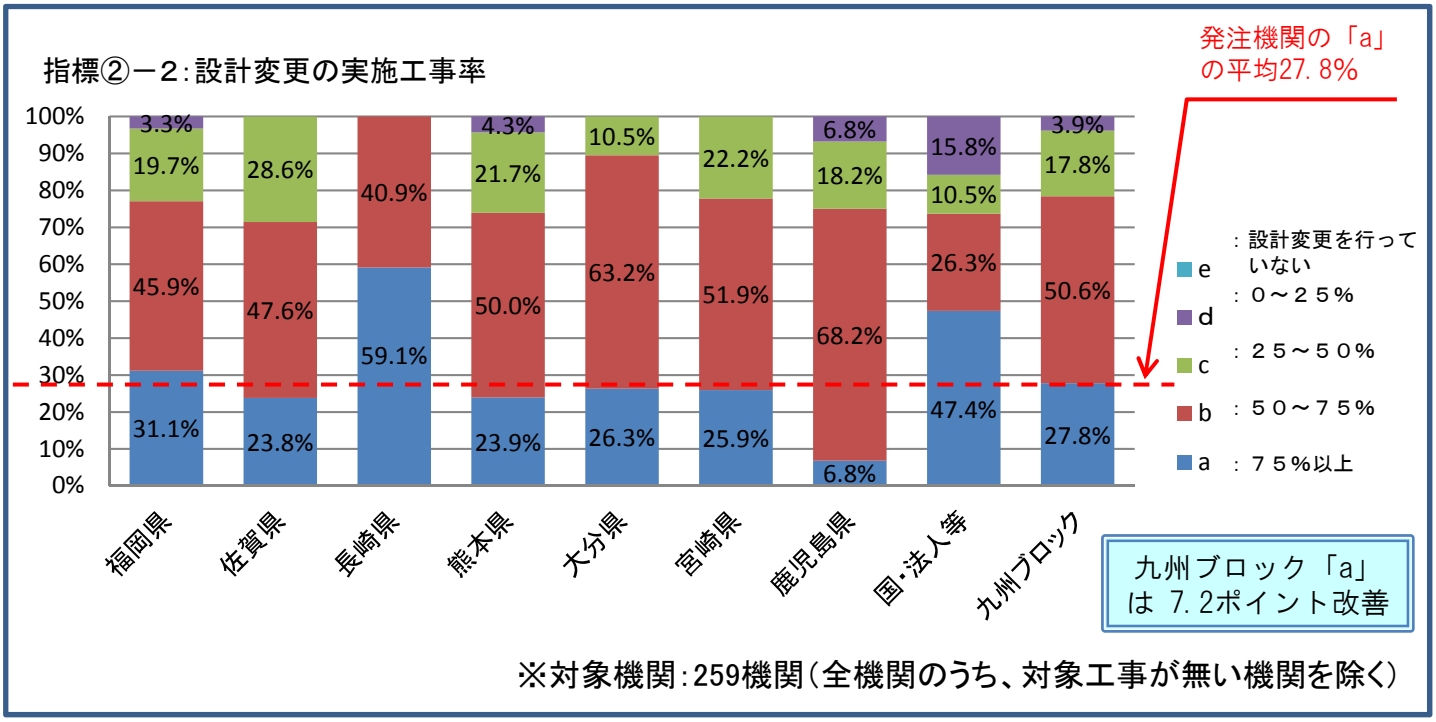

九州ブロック「a」は 7.2ポイント改善

※対象機関：259機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

■各機関の取組状況《H30目標策定時（H29.3末）との比較》

《指標③－１》
平準化率（件数）

◆平成29年3月末時点

《中期目標》
５ヶ年で平準化率が0.6未満（指標値e）の発注機関の割合の半減を目指す

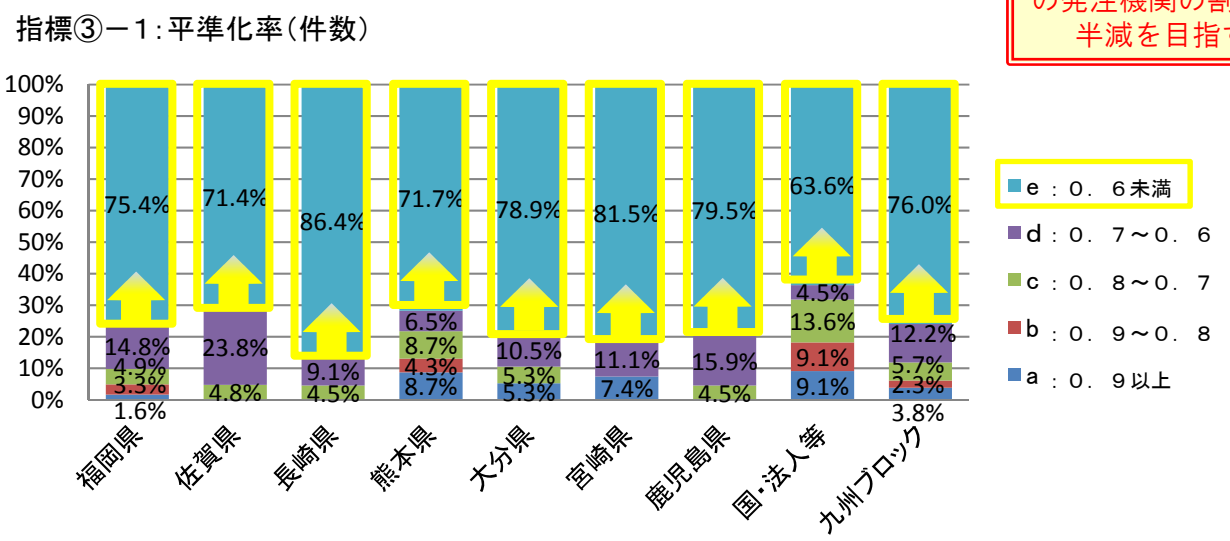

※対象機関：262機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

◆平成31年3月末時点

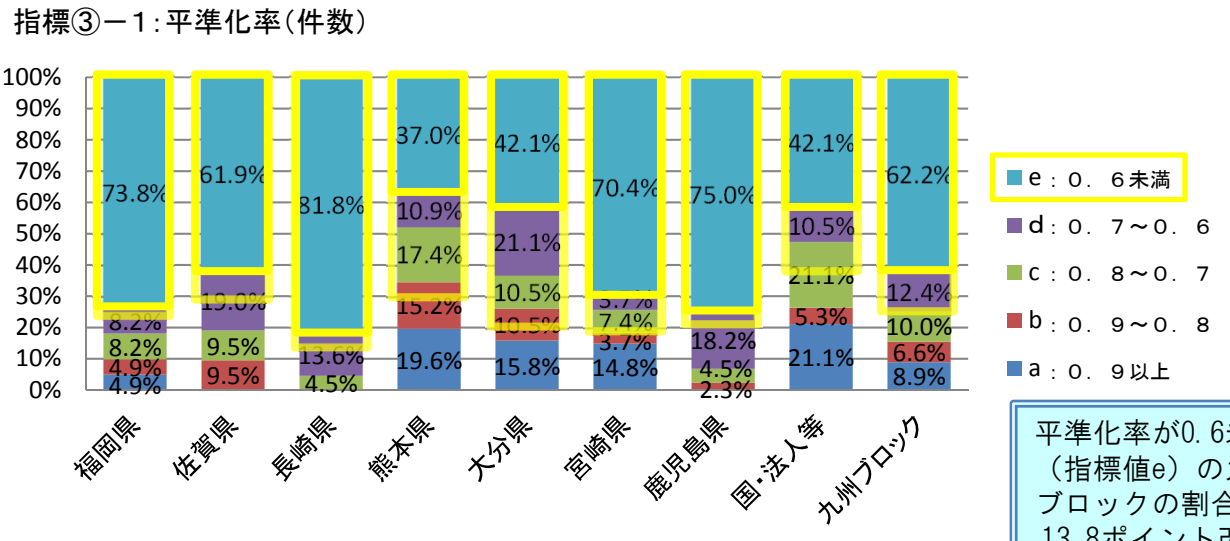

平準化率が0.6未満（指標値e）の九州ブロックの割合は13.8ポイント改善

※対象機関：259機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

■各機関の取組状況《H30目標策定時（H29.3末）との比較》

《指標③－１》
平準化率（金額）

◆平成29年3月末時点

《中期目標》
５ヶ年で平準化率が0.6未満（指標値e）の発注機関の割合の半減を目指す

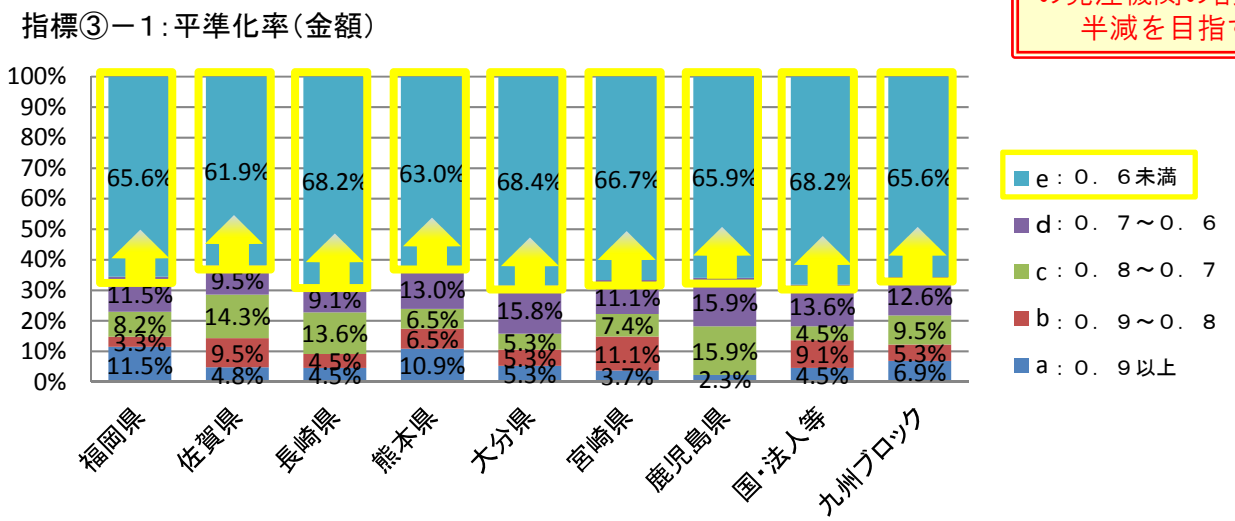

※対象機関：262機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

◆平成31年3月末時点

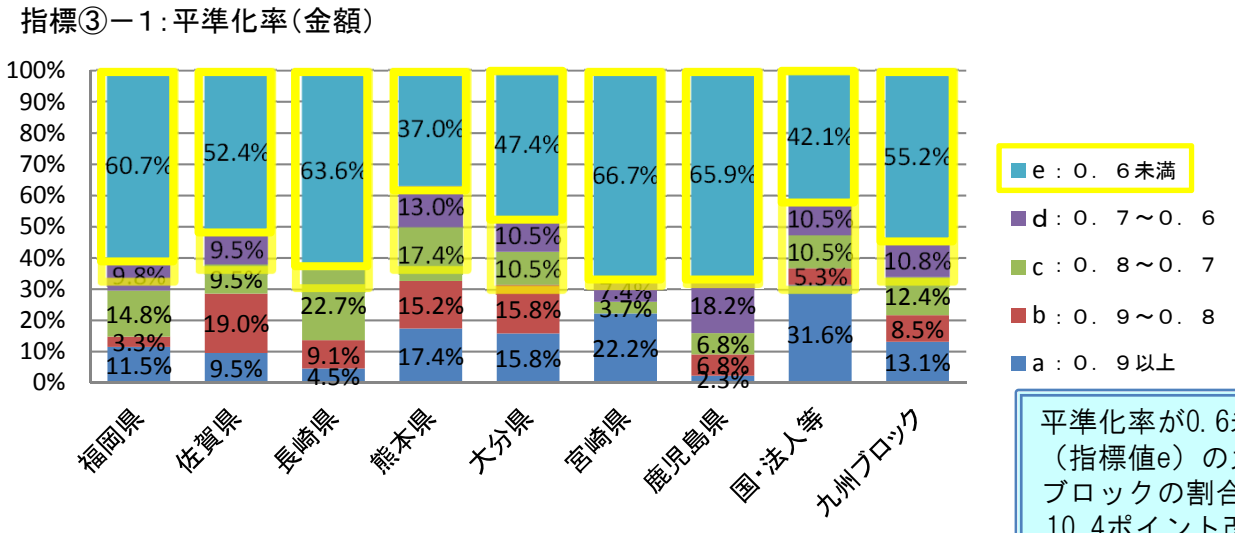

平準化率が0.6未満（指標値e）の九州ブロックの割合は10.4ポイント改善

※対象機関：259機関（全機関のうち、対象工事が無い機関を除く）

九州ブロックにおける発注情報の一元化について

【九州ブロックでの取り組み】

〇九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29.4.25 ～】

【掲載機関の推移】

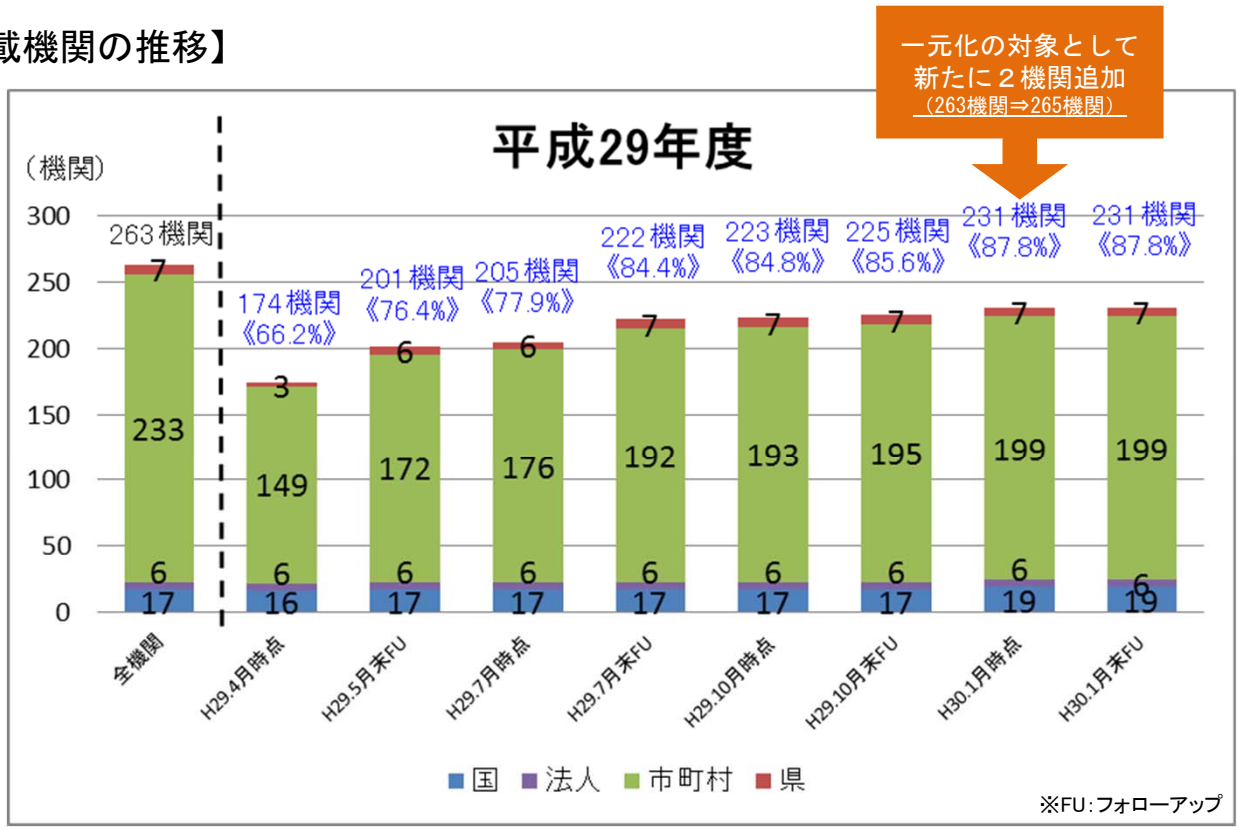

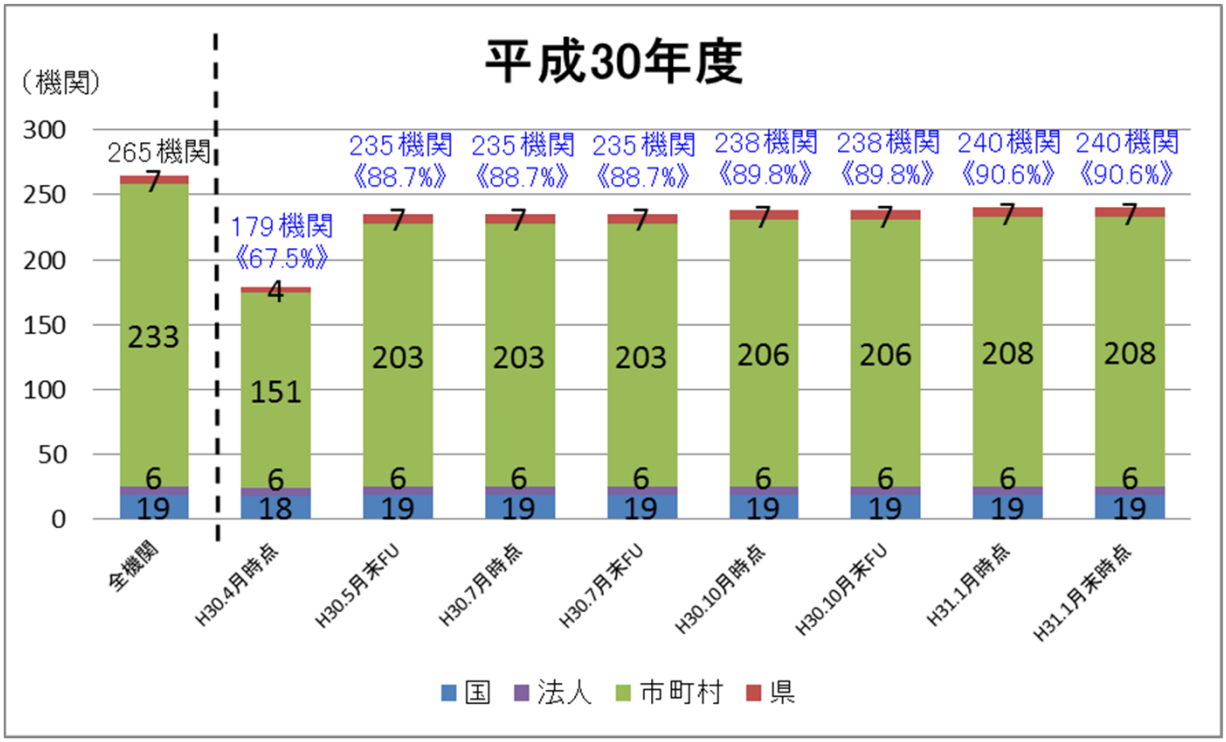

九州ブロックにおける発注情報の一元化について

【九州ブロックでの取り組み】

〇九州ブロックでは、九州ブロック発注者協議会において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるように、平成29年度より「発注見通しの一元化」を実施。【H29.4.25 ～】

【掲載機関の推移】

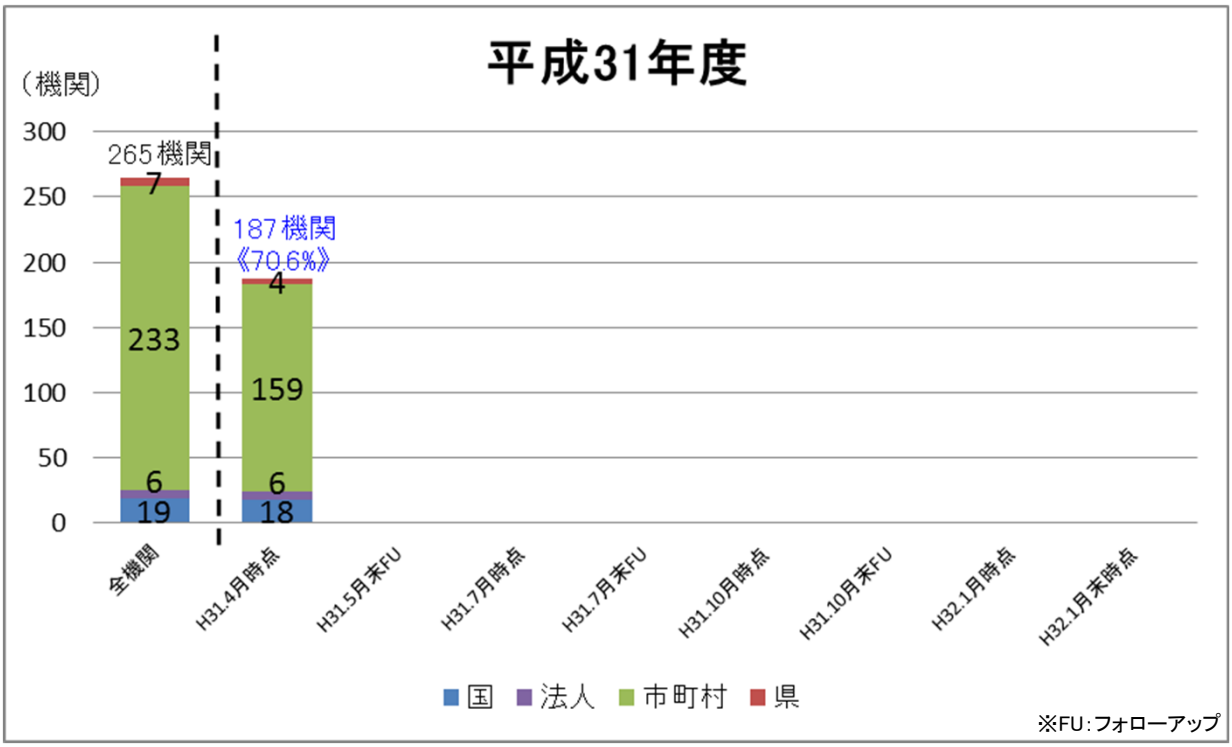

発注情報の一元化の掲載機関の推移

	掲載機関数	発注情報の一元化　掲載機関		掲載機関数	発注情報の一元化　掲載機関
平成29年4月時点 （全２６３機関）	174	国　：１６機関／１７機関 法人等：　６機関／　６機関 福岡県：４１機関／６１機関 佐賀県：２１機関／２１機関 長崎県：１８機関／２２機関 熊本県：４４機関／４６機関 大分県：　０機関／１９機関 宮崎県：２７機関／２７機関 鹿児島県：１機関／４４機関	平成30年4月時点 （全２６５機関）	179	国　：１８機関／１９機関 法人等：　６機関／　６機関 福岡県：４５機関／６１機関 佐賀県：２１機関／２１機関 長崎県：２０機関／２２機関 熊本県：４２機関／４６機関 大分県：　０機関／１９機関 宮崎県：２７機関／２７機関 鹿児島県：０機関／４４機関
平成29年5月末時点FU	201	（新規参画機関） 財務省国税庁熊本国税局、福岡県、筑紫野市、糸島市 遠賀町、添田町、みやこ町、吉富町、長崎県、諫早市、 川棚町、波佐見町、高森町、あさぎり町、鹿児島県、 鹿児島市、南さつま市、南九州市、出水市、霧島市、 垂水市、南大隅町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、 和泊町、知名町	平成30年5月末時点FU	235	（新規参画機関） 国土交通省九州運輸局、福岡県、筑紫野市、太宰府市、 添田町、吉富町、諫早市、川棚町、合志市、南関町、 南小国町、産山村、大分県、大分市、別府市、中津市、 日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、 豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、 国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、鹿児島県、 鹿児島市、日置市、いちき串木野市、指宿市、 南さつま市、南九州市、出水市、薩摩川内市、さつま町、 伊佐市、霧島市、湧水町、鹿屋市、垂水市、大崎町、 錦江町、南大隅町、西之表市、屋久島町、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、和泊町、知名町
平成29年7月時点	205	（新規参画機関） 嘉麻市、日置市、指宿市、伊佐市	平成30年7月時点	235	（新規参画機関） 無し
平成29年7月末時点FU	222	（新規参画機関） 大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、 津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、 豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、 九重町	平成30年7月末時点FU	235	（新規参画機関） 無し
平成29年10月時点	223	（新規参画機関） いちき串木野市、西之表市、（▲嘉麻市）	平成30年10月時点	238	（新規参画機関） 東峰村、三島村、姶良市
平成29年10月末時点FU	225	（新規参画機関） 佐伯市、玖珠町	平成30年10月末時点FU	238	（新規参画機関） 無し
平成30年1月時点 ※２機関追加 （全２６５機関）	231	（新規参画機関） 国土交通省大阪航空局、農林水産省水産庁、東峰村、 さつま町、湧水町、宇検村	平成31年1月時点	240	（新規参画機関） 志布志市、中種子町
平成30年1月末時点FU	231	（新規参画機関） 無し	平成31年1月末時点FU	240	（新規参画機関） 無し

※）FU：フォローアップ

発注情報の一元化の掲載機関の推移

	掲載機関数	発注情報の一元化　掲載機関		掲載機関数	発注情報の一元化　掲載機関
平成31年4月時点 （全２６５機関）	187	国　　：１８機関／１９機関 法人等　：　６機関／　６機関 福岡県　：４６機関／６１機関 佐賀県　：　６機関／２１機関 長崎県　：２１機関／２２機関 熊本県　：３８機関／４６機関 大分県　：　０機関／１９機関 宮崎県　：２７機関／２７機関 鹿児島県：２５機関／４４機関 （新規参画機関） 大川市、枕崎市、東串良町、南種子町、大和村、喜界町			
令和元年5月末時点FU					
令和元年7月時点					
令和元年7月末時点FU					
令和元年10月時点					
令和元年10月末時点FU					
令和2年1月時点					
令和2年1月末時点FU					

※）FU：フォローアップ

総合評価落札方式の実施状況（平成29年度、平成30年度実績）

◆全工事件数（※随意契約を除く）のうち、総合評価適用工事の割合

発注※機関	平成29年度実績			平成30年度実績		
	全工事（件）	総合評価適用工事（件）	総合評価適用率（%）	全工事（件）	総合評価適用工事（件）	総合評価適用率（%）
国	1,854件	1,652件	89%	2,064件	1,795件	87%
法人等	200件	96件	48%	276件	123件	45%
県	15,994件	2,064件	13%	16,040件	2,171件	14%
市	9,041件	506件	6%	8,381件	426件	5%
全体	27,089件	4,318件	16%	26,761件	4,515件	17%

【平成29年度】

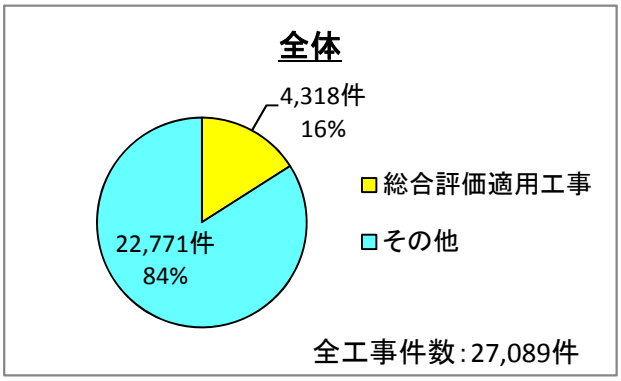

【平成30年度】

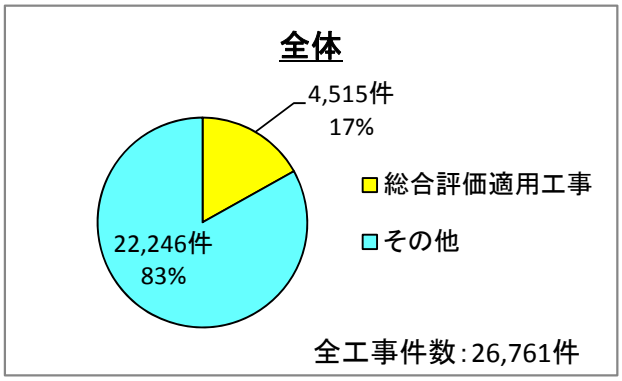

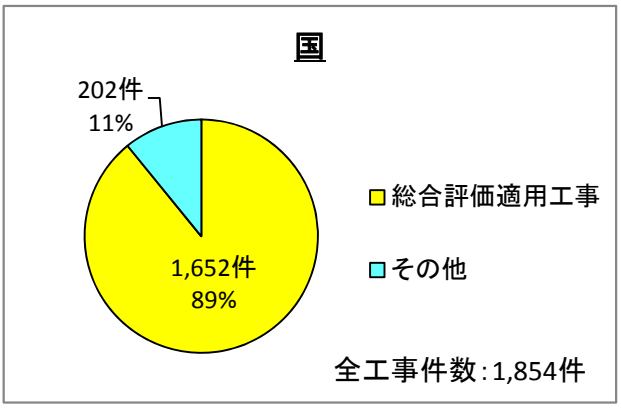

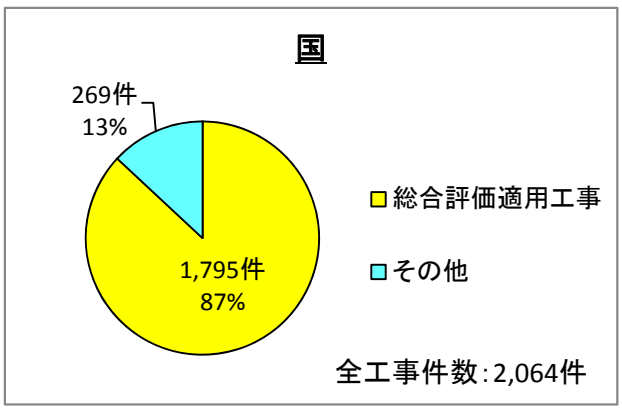

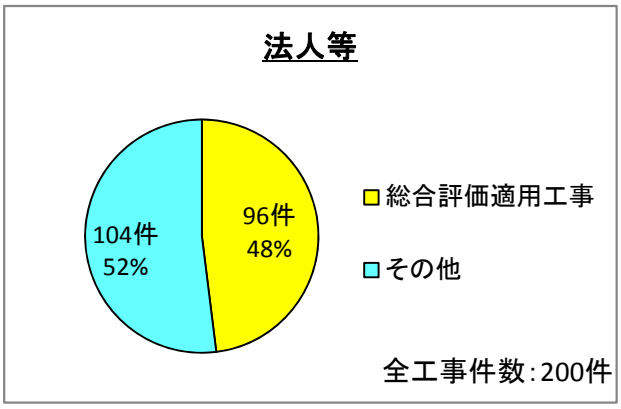

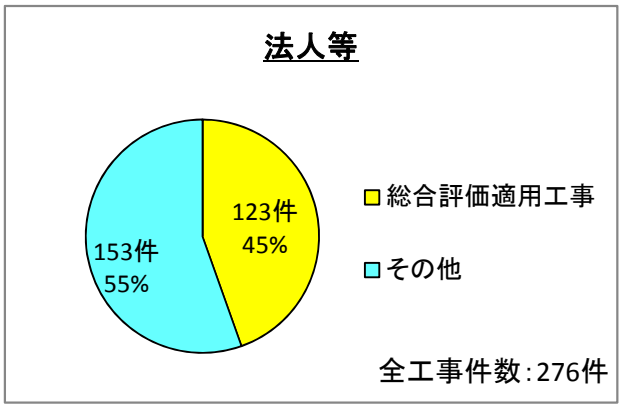

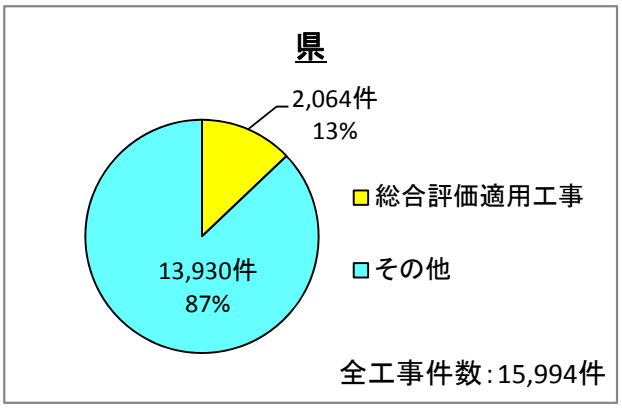

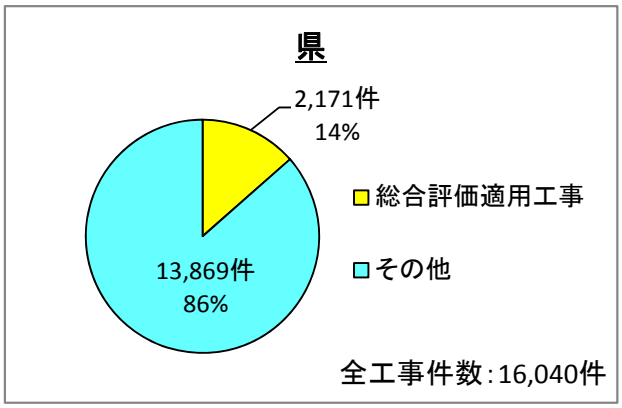

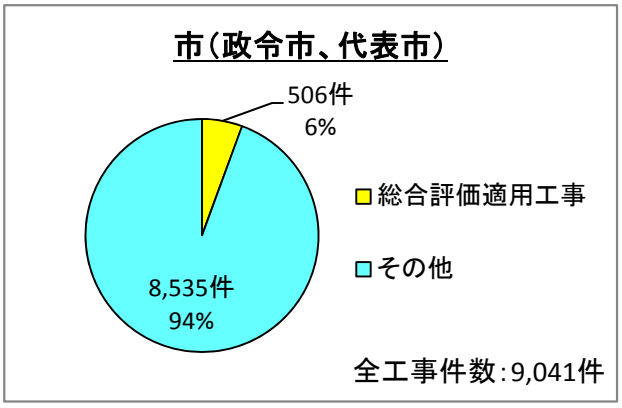

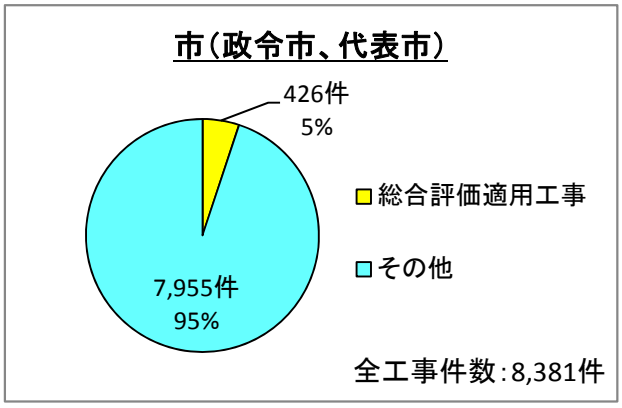

※発注機関について

国　：　警察庁九州管区警察局、財務省九州財務局、福岡財務支局、門司税関、長崎税関、国税庁福岡国税局、
国税庁熊本国税局、農林水産省九州農政局、林野庁九州森林管理局、経済産業省九州経済産業局、
国土交通省九州地方整備局、九州運輸局、大阪航空局、海上保安庁第七管区海上保安本部、
海上保安庁第十管区海上保安本部、、環境省九州地方環境事務所、防衛省九州防衛局、福岡高等裁判所

法人等：　西日本高速道路株式会社九州支社、（独）国立文化財機構九州国立博物館、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構
（独）都市再生機構九州支社、（独）水資源機構、（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構

市　：　北九州市、福岡市、熊本市、久留米市、佐賀市、長崎市、八代市、大分市、宮崎市、薩摩川内市、鹿児島市
（九州ブロック発注者協議会の構成員となっている政令市、代表市）

◆公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成26年6月4日 改正）より抜粋

（基本理念）

第3条

2　公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

参考資料

「公共工事の入札方式の概要」及び「総合評価落札方式の実施状況」一覧

平成31年4月1日現在

発注機関	公共工事の入札方式の概要	※随意契約を除く、全ての工事発注件数		総合評価落札方式の実施状況							工事監督・検査要領の適用状況							工事成績評定の適用状況						
	平成31年4月1日現在の「入札方式」の概要	平成30年度 実績		平成31年度 目標及び実績					総合評価方式適用基準（工事）		平成31年4月1日現在の工事監督・検査要領の適用状況 ○要領有り ×要領無し	公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価 ・取組目標，取組結果 ◎：実施，○：一部実施， △：検討実施，－：未実施 ・達成度 A：目標を上回り実施，B：目標通り実施， C：目標未達成，－：評価対象外						平成31年4月1日現在の工事成績評定の適用状況	公共工事の品質確保に向けた取組に関する自己評価 ・取組目標，取組結果 ◎：実施，○：一部実施， △：検討実施，－：未実施 ・達成度 A：目標を上回り実施，B：目標通り実施， C：目標未達成，－：評価対象外						
				目標		実績						平成30年度の実施（取組）目標	平成30年度の実施（取組）結果	平成30年度達成度	平成31年度の実施（取組）目標	平成31年度の実施（取組）結果	平成31年度達成度		平成30年度の実施（取組）目標	平成30年度の実施（取組）結果	平成30年度達成度	平成31年度の実施（取組）目標	平成31年度の実施（取組）結果	平成31年度達成度
		全工事件数	左記件数の内，総合評価適用工事件数	全工事件数（予定）	左記件数の内，総合評価適用工事件数	9月末における公告済工事件数（見込み）①	左記件数の内，総合評価適用工事件数（見込み）②	割合 ②／①	現行（平成31年4月1日現在）の適用基準	今後の拡大予定														
警察庁　九州管区警察局	一般競争入札　250万円以上	5件	0件	5件	0件				－	未定	×	－	－	－	－			○	◎	－	－	◎		
財務省　九州財務局	一般競争入札　250万円超	15件	1件	15件	1件				平成３１年度は１件試行し、その状況を踏まえて適用基準を定めることとする。	試行の状況を踏まえて検討	○	◎	◎	B	◎			○	△	○	B	◎		
財務省　福岡財務支局	一般競争入札　250万円超	39件	1件	15件	1件				－	未定	○	◎	◎	B	◎			×	△	－	－	○		
財務省　門司税関	一般競争入札　250万円超	2件	0件	3件	0件				原則　250万円を超える全ての工事とするが，工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	未定	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	△		
財務省　長崎税関	一般競争入札　250万円超	1件	0件	3件	0件				原則　250万円を超える全ての工事とするが，工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	未定	×	－	－	－	－			×	－	－	－	－		
財務省　国税庁　福岡国税局	一般競争入札　250万円を超えるもの	12件	0件	8件	0件				－	－	○	◎	◎	B	◎			○	－	△	B	◎		
財務省　国税庁　熊本国税局	一般競争入札　250万円を超えるもの	4件	0件	4件	0件				－	-	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	◎		
農林水産省　九州農政局	一般競争入札　250万円以上	96件	92件	134件	134件				原則　250万円を超える全ての工事	原則　250万円を超える全ての工事	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
農林水産省 林野庁　九州森林管理局	原則として，全て一般競争入札	207件	166件	270件	259件				1千万円以上 （1千万円以上は施工体制確認型）	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
経済産業省　九州経済産業局	一般競争入札　250万円超	0件	0件	0件	0件				原則　250万円	当面公共工事の発注予定が無い	×	－	－	－	－			×	－	－	－	－		
国土交通省　九州地方整備局	原則として，全て一般競争入札	1,221件	1,201件	851件	846件				原則として全ての工事 （1千万円以上は施工体制確認型）		○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
国土交通省　九州運輸局	一般競争入札　　250万円を超えるもの	6件	0件	3件	0件				原則　250万円を超える全ての工事とするが，工事内容で総合評価か価格競争かを判断する	未定	×	－	－	－	－			×	－	－	－	－		
国土交通省　大阪航空局	一般競争入札　　250万円を超えるもの	198件	172件	213件	186件				1千万円以上	－	○				◎			○				◎		
国土交通省　海上保安庁 第七管区海上保安本部	一般競争入札　　250万円を超えるもの	37件	0件	35件	0件				－	－	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	－		
国土交通省　海上保安庁 第十管区海上保安本部	一般競争入札　　250万円を超えるもの	34件	0件	28件	0件				－	－	○	◎	◎	B	◎			×	－	－	－	－		
環境省　九州地方環境事務所	一般競争入札　250万円を超えるもの	20件	2件	10件	10件				原則　250万円を超える全ての工事	原則　250万円を超える全ての工事	○	◎	○	B	○			○	○	○	B	○		
防衛省　九州防衛局	一般競争入札　　250万円を超えるもの	151件	144件	111件	111件				原則として総合評価方式により発注する（特に小規模な工事等で，その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がない場合は適用しないことができる）	特段の事情が無い限りは適用する予定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡高等裁判所	一般競争入札 原則として，１件につき予定価格が250万円を超える全ての工事	16件	16件	21件	21件				原則２５０万円を超える全ての工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡県　県土整備部	一般競争入札　5,000万円以上	3,128件	79件	件数未定	件数未定				5千万円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡県　農林水産部		419件	73件	件数未定	件数未定				5千万円以上	未定														
福岡県　建築都市部		489件	79件	件数未定	件数未定				5千万円以上	未定														
佐賀県　県土整備部 農林水産部 地域交流部	一般競争入札，全工事対象 ○22.9億円未満は条件付き ○250万円以下は随意契約可	1,338件	359件	524件	156件				7千万円以上（建築1.5億円以上） （土木一式は2千万円以上から試行） （法面・地すべり2.5千万円以上） （舗装1.8千万円以上、造園1.5千万円以上） 6千万円以上（専門工事、その他）	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県　土木部	一般競争入札 ○土木一式工事，とび・土工，ｺﾝｸﾘｰﾄ工事(3,500万円以上) （1,000万円以上で一部試行） ○舗装工事(3,000万円以上) ○その他(5,000万円以上)	1,251件	127件	1,250件	130件				7千万円以上（土木一式、とび土、舗装） （一部1千万円以上の工事について試行） 1億円以上（上記工種以外）	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県　農林部		240件	17件	189件	29件																			
熊本県　土木部	原則として，一般競争入札　3,000万円以上	1,895件	314件	2,000件	300件				原則3千万円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
熊本県　農林水産部		472件	99件	件数未定	件数未定				原則3千万円以上															
大分県　土木建築部	一般競争入札　4,000万円以上	1,726件	252件	1,800件	250件				5千万円以上	試行の状況を踏まえ検討	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
大分県　農林水産部		360件	74件	400件	114件				5千万円以上															
宮崎県　県土整備部	一般競争入札　250万円以上	1,217件	452件	件数未定	4割程度				250万円以上から抽出	予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
宮崎県　農政水産部		203件	61件	件数未定	4割程度				250万円以上から抽出	予定なし														
宮崎県　環境森林部		98件	48件	件数未定	4割程度				250万円以上から抽出	予定なし														
鹿児島県　土木部	一般競争入札　5,000万円以上	2,509件	128件	1,378件	137件				5千万円以上（建築一式工事4千万円以上）	今年度の状況をみて検討	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県　農政部		550件	1件	650件	7件				5千万円以上	予定なし														
鹿児島県　環境林務部		145件	8件	197件	14件				5千万円以上	予定なし														
北九州市	○一般競争入札 土木，水道施設　2,500万円以上 建築　4,500万円以上 電気，管　1,200万円以上 造園　2,000万円以上 その他　1億円以上	1,171件	48件	392件	50件				工事内容により、総合評価適用選定委員会にて適否を決定する。	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
福岡市	○一般競争入札 一般土木・建築：2,000万円以上， ほ装：2,500万円以上， その他：1,500万円以上	1,785件	118件	1,341件	164件				予定価格1億円以上の工事	1億円未満への拡大について検討を行っている。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
熊本市	一般競争入札　1,000万円以上	854件	107件	710件	150件				土木A：1億円以上，建築A：2億4,000万円以上，電気A：5,000万円以上，管A：5,000万円以上，舗装A：5,000万円以上，造園A：6,000万円以上，水道A：8,000万円以上	不調不落の状況を鑑み、熊本地震前の発注標準額への移行を検討している。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		

福岡県　久留米市	条件付一般競争入札　1,000万円以上	517件	52件	525件	57件				原則5千万円以上の工事	なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
佐賀県　佐賀市	○指名競争入札　1,000万円未満 ○条件付一般競争入札　1,000万円以上	491件	4件	500件	4件				1千万円以上から抽出	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
長崎県　長崎市	原則として，全工事制限付一般競争入札	576件	0件	580件	3件				入札者の技術力、信頼性及び社会性並びに入札価格を一体として評価することが適当と認められるもの。	無	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督ー	工事検査◎ 工事監督ー	B	工事検査◎ 工事監督ー			○	◎	◎	B	◎		
熊本県　八代市	制限付一般競争入札　2,500万円以上	324件	2件	300件	3件				工事内容及び価格より工事担当課と協議のうえ試行	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督ー	工事検査◎ 工事監督ー	B	工事検査◎ 工事監督ー			○	◎	◎	B	◎		
大分県　大分市	○一般競争入札　2,500万円以上	500件	31件	417件	未定				価格と技術的要素から抽出	現行どおり	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
宮崎県　宮崎市	○一般競争入札　6,000万円以上の建設工事 （条件付き） ○指名競争入札　130万円超の建設工事	742件	0件	521件	0件				工事内容により工事担当課と協議のうえ試行	未定	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督ー	工事検査◎ 工事監督ー	B	工事検査◎ 工事監督ー			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県　薩摩川内市	一般競争入札　130万円以上 指名競争入札　災害復旧工事，特殊工事	245件	23件	250件	20件				3千万円以上 （工事内容(DID地区内の工事や特殊工法を採用した工事など)から，総合評価落札方式が適しているものについては，３千万円未満でも適用）	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
鹿児島県　鹿児島市	・制限付き一般競争入札 5,000万円以上の建設工事のみ ・指名競争入札 5,000万円未満の建設工事及び全ての建設ｺﾝｻﾙ	1,176件	41件	985件	38件				予定価格 5千万円以上	現行どおり	工事検査○ 工事監督×	工事検査◎ 工事監督△	工事検査◎	B	工事検査◎			○	◎	◎	B	◎		
西日本高速道路(株)　九州支社	【一般競争入札】 ○22.9億円(1,500万SDR)以上 【条件付一般競争入札】 ○250万円超，22.9億円未満 【指名競争入札】 次のいずれかに該当する工事で，かつ，契約責任者が必要があると認める場合に限る ○条件付一般競争入札方式に付する時間的余裕がないとき ○その他指名競争入札に付することが有利と認められるとき 【条件付一般競争入札（指名併用型）】 条件付一般競争入札対象工事（WTO未満）のうち、次のいずれかに該当する工事で、かつ、契約責任者が必要があると認める場合に限る ○入札者がないため入札不調となった工事 ○入札者がないため入札不調となった工事と施工内容等が類似した工事	121件	48件	122件	件数未定				１億円以上の工事に適用	現状、拡大予定なし。	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)国立文化財機構 九州国立博物館	一般競争入札　250万円以上	0件	0件	0件	0件				2億円以上	現行どおり	○	◎	ー	ー	ー			○	◎	ー	ー	ー		
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構　九州新幹線建設局	○条件付一般競争入札　250万円以上22.9億円 ○一般競争入札　22.9億円以上	13件	11件	3件	3件				原則250万円以上且つ、建設局長が選定した工事	現行どおり	○	◎	◎	A	◎			○	◎	◎	A	◎		
(独)都市再生機構　九州支社	○5千万円以上は詳細条件審査型一般競争 ○5千万円未満は工事希望調査による指名競争	59件	31件	31件	17件				1億円以上	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)水資源機構　筑後川局	一般競争入札　250万円以上	54件	33件	22件	20件				250万円以上	現在のところ予定なし	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		
(独)石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構 九州支部	○一般競争入札　500万円以上 ○工事希望型指名競争入札　予定価格が6,000万円未満で必要と認められるとき ○指名競争入札　250万円以上	29件	0件	未定	0件				ー	未定	○	◎	◎	B	◎			○	◎	◎	B	◎		

26,761件　4515件(17%)